

# 企 画 競 争 説 明 書

平成 3 1 年度

原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）

更新整備に係る設計業務

平成 3 1 年 2 月 2 7 日

原子力規制委員会  
原子力規制庁

平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る設計業務  
企画書募集要項

1. 総則

平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2. 業務内容

本業務の内容は、(別添5)「平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る設計業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3. 業務実施期間

契約締結日より平成32年3月31日（火）までとする。

4. 予算額

業務の予算総額は、600万円（消費税及び地方消費税額を含む）以内とする。  
（ただし、地盤調査・敷地測量を含む。）

5. 参加資格

(1) 環境省における平成29・30年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「C」以上の等級に格付されている者であること。ただし、平成31・32年度環境省競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）を引き続き取得すること。

競争参加資格を有していない本企画競争参加希望者は、環境省のHPから申請を行い、企画書提出時までに取り得たうえで提出すること。

[http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category\\_02.html](http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_02.html)

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(5) 企画競争説明会に参加した者であること。

(6) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(7) 本事業を実施にするにあたり、当該事業に従事する者について以下に示す実績・資格等を証明する関連資料を提出できること。

① 責任者及び主要担当者は一級建築士事務所に所属し、1級建築士の資格を有し、資格取得後5年以上の業務経験があること。

② 責任者または主要担当者は、精密機械を設置管理する建物の設計、積算業務の経験があること。

③ 責任者または主要担当者は、海までの距離が300m以内 耐重塩害仕様地域における、建築設計（構造設計を含む）及び積算業務の経験があること。

## 6. 企画競争に係る説明会の開催

### (1) 日時

平成31年3月8日（金）15時30分

### (2) 場所

原子力規制委員会原子力規制庁入札会議室  
東京都港区六本木1丁目9番9号（六本木ファーストビル13階）

## 7. 企画書募集に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付先・受付方法

メールアドレス：tomoaki\_odaira@nsr.go.jp

質問書【様式1】に所定事項を記載の上、電子メールにより提出することとし、質問及び回答は質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報、原子力規制庁の業務に支障をきたすものを除き公表する。

### (2) 受付期限

平成31年3月12日（火）12時まで

### (3) 回答

平成31年3月14日（木）17時までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

## 8. 資格要件に係る提出書類、提出期限

### (1) 提出書類（別添1）

- ① 平成29・30年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「C」以上の等級に格付されていることを示す書類。
- ② 責任者及び主要担当者が一級建築士事務所に所属し、1級建築士の資格を有し、資格取得後5年以上の業務経験があることを確認できる書類。
- ③ 責任者または主要担当者が以下の資格のいずれかを有することを確認できる書類。
  - ・ 所属する一級建築士事務所の許可証
  - ・ 1級建築士 免許証
- ④ 責任者または主要担当者が、精密機械を設置管理する建物の設計及び積算業務の経験があることを確認できる書類。
- ⑤ 責任者または主要担当者が、海までの距離が300m以内で耐重塩害仕様地域における、建築設計（構造設計を含む）及び積算業務の経験があることを確認できる書類。
- ⑥ 責任者または主要担当者が、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した 図書をはじめ、官庁施設建築設計（建築・構造・設備）の共通基準・共通仕様書ほかに副った、公共建築の設計の経験があることを確認できる書類。

### (2) 提出期限等

#### ① 提出期限

平成31年3月19日（火）12時

#### ② 提出先

東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル7階  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ  
監視情報課放射線環境対策室 大平 智章

③ 提出部数

(1) ①②③④⑤⑥ 2部

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時30分から17時30分まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る設計業務に係る資格要件書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった資格要件書類は、無効とする。

ウ 提出された資格要件書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 参加資格を満たさない者が提出した資格要件書類は、無効とする。

オ 虚偽の記載をした資格要件書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

カ 資格要件書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

キ 提出された資格要件書類は、原子力規制委員会原子力規制庁において、資格要件書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。

企画競争の結果、契約相手になった者が提出した資格要件書類の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ク 資格要件書類において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

9. 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

① 企画書

「平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る設計業務の概要及び企画書作成事項」に基づき作成すること。

② 経費内訳書

「平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る設計業務」を実施するために必要な経費全ての額（消費税及び地方消費税額を含む）を記載した内訳書。

(2) 提出期限

① 提出期限

8(2)①に同じ

② 提出先

8(2)②に同じ

③ 提出部数

ア 9 (1) ① 紙媒体 2 部及び電子媒体 1 部

イ 9 (1) ② 紙媒体 2 部及び電子媒体 1 部

なお、電子媒体での提出ファイルについては PDF 形式を基本とするが、経費内訳書については、EXCEL 形式でも提出すること。

④ 提出方法

8 (2) ④に同じ

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時 30 分から 17 時 30 分まで（12 時～13 時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「平成 31 年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1 者当たり 1 件の企画を限度とし、1 件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、原子力規制委員会原子力規制庁において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

10. 企画提案会の開催

(1) 企画提案会は実施せず、書面審査とする。

(2) 書面審査の過程で確認事項が発生した場合、当該事業に責任者となる予定の者は、原子力規制庁担当者に企画書等の説明を行うものとする。

11. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る（資格要件に係る提出書類及び）企画書等については、（別紙）において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類（別添 2）の誓約事項に誓約する旨を明記すること。

## 12. 審査の実施

- (1) 審査は、(別添3)「平成31年度原子力艦環境放射能調査設備(佐世保港崎辺(2号)局)更新整備業務に係る設計に係る企画書等審査の手順」及び(別添4)「平成31年度原子力艦環境放射能調査設備(佐世保港崎辺(2号)局)更新整備に係る設計業務に係る企画書等審査基準及び採点表」に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。ただし、優秀な企画書等の提出がなかった場合には、この限りではない。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

## 13. 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、原子力規制委員会原子力規制庁との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官である原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

### ◎ 添付資料

- (別紙) 暴力団排除に関する誓約事項
- (別添1) 資格要件書類の提出について
- (別添2) 企画書等の提出について
- (別添3) 企画書等審査の手順
- (別添4) 企画書等審査基準及び採点表
- (別添5) 業務の概要及び企画書作成事項
- (別添6) 【参考】原子力規制委員会原子力規制庁局舎特記仕様書
- 【様式1】 質問書

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

平成 3 1 年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備業務に係る  
設計業務に係る資格要件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- ① 平成 2 9・3 0 年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「C」以上の等級に格付されていることを示す書類。
- ② 責任者及び主要担当者が一級建築士事務所に所属し、1 級建築士の資格を有し、資格取得後 5 年以上の業務経験があることを確認できる書類。
- ③ 責任者または主要担当者が以下の資格のいずれかを有することを確認できる書類。
  - ・ 所属する一級建築士事務所の許可証
  - ・ 1 級建築士 免許証
- ④ 責任者または主要担当者が、精密機械を設置管理する建物の設計及び積算業務の経験があることを確認できる書類。
- ⑤ 責任者または主要担当者が、海までの距離が 3 0 0 m 以内で耐重塩害仕様地域における、建築設計（構造設計を含む）及び積算業務の経験があることを確認できる書類。
- ⑥ 責任者または主要担当者が、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した 図書をはじめ、官庁施設建築設計（建築・構造・設備）の共通基準・共通仕様書ほかに副った、公共建築の設計の経験があることを確認できる書類。

（担当者）

所属部署：

氏 名：

T E L：

F A X：

E-mail：

(別添2)

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る  
設計業務に関する企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、企画書の提出にあたり、「(別紙) 暴力団排除に関する誓約事項」の内容を十分に理解するとともに、本誓約事項を遵守することを誓約します。

(1) 企画書

(2) 経費内訳書

(担当者)

所属部署：

氏 名：

T E L：

F A X：

E-mail：

平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る  
設計業務に係る企画書等審査の手順

1. 企画審査委員会による審査

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室に設置する「平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る設計業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について審査を行う。

表1 企画書審査委員会の構成

委員長	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 監視情報課放射線環境対策室 室長
委員	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 監視情報課放射線環境対策室 室長補佐
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門 参事官補佐（国有財産担当）
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 放射線防護企画課 調整専門職
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 監視情報課 解析評価専門官
	外部有識者

注 委員長が出席困難な場合は、放射線環境対策室室長補佐（総括担当）が代行する。  
委員が出席困難な場合は、同じ課(室)の者を代理として出席させることができる。

2. 企画書等の審査方法

(1) 平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備業務に係る設計業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添4）に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】

	10点満点	20点満点	30点満点	50点満点
優	10点	20点	30点	50点
良	6点	12点	18点	30点
可	2点	4点	6点	10点
加点なし	0点	0点	0点	0点

(2) (1) の採点結果の合計点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 合計点が同点の場合は、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「優」の数と同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

### 3. 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者及び審査経過を原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官へ報告し、同参事官を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る設計業務  
に係る企画書等審査基準及び採点表

審査員

提案者

事項	審査基準	配点	採点	
1. 設計の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の目的を的確に理解し妥当な基本方針であるか。</li> <li>・設計方針に専門性・創造性・新規性・確実性等あるか。</li> </ul>	50点	点	
2. 設計の実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明示された作業の実施期限が遵守されており、実施可能な実施計画であるか。</li> <li>・実施計画が効率的で確実性があるか。</li> <li>・別途工事分野との連携・コミュニケーションは考慮しているか。</li> <li>・実施設計を推進するうえで、機能保全及び保全の高度化を図るための業務及び、工程が記されているか。</li> </ul>	30点	点	
3. 業務の実施方法	(ア) 設計条件構築を図る情報収集に向けての考え方及び取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局舎の社会的役割、機能の理解及び建設地をはじめとした関連機関との係りを考慮しているか。</li> <li>・設計条件構築を図る情報収集の考え方、取組み内容は適切か。</li> <li>・全体のスケジュールを捉え、効率的な考えを持っているか。</li> </ul>	50点	点
	(イ) 設計着手に向けて、局舎の構造上安全を図る考え方及び取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局舎の構造体の安全性と機能保全を考慮し、またそれぞれの建設及び設置環境への配慮を持った設計を行う考えと取組みになっているか。</li> </ul>	50点	点

3. 業務の実施方法	(ウ) 局舎：建築・構造・設備の設計における考え方及びメンテナンスの考え方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局舎の建築、設備（電気・機械）、構造の考え方及び設計の詳細について、十分な機能保全とメンテナンスに対する配慮がされているか。</li> <li>・提案された内容が、求められた趣旨に適合したもので具体的な提案になっているか。</li> <li>・提案された内容が、専門性、創造性、確実性、新規性がある具体的な提案になっているか。</li> <li>・工程管理、別途工事との調整を配慮した提案になっているか。</li> </ul>	50点	点
	(エ) 公共施設の設計業務における設計基準、積算基準について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的に適合しているものであり、また公共施設設計積算業務を行う上でのそれぞれの基準、指針、要領が専門性を十分に備えているか。</li> </ul>	50点	点
4. 実施体制、役割分担等	4.1 実施体制、役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの高度な専門技術力を持った提案が出来る人員配置と全体をマネジメントできる責任者による体制等が構築されているか。</li> <li>・実施責任者及びその他主要な従事者が本業務に従事する、十分な時間があると認められるか。</li> </ul>	30点	点
	4.2 従事者の実績、能力、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達仕様書に記載の資格要件について、業務責任者が有する 経験・実績は「業務の件数」「業務の規模及び内容」「業務における役割」「保有資格」などの観点より充実しているか。</li> <li>・調達仕様書に記載の資格要件について、業務責任者以外のその他の主要な従事者の経験・実績は「業務の件数」「業務の規模及び内容」「業務における役割」「保有資格」などの観点より充実しているか。</li> <li>・関連する保有資格が記載されており、そのことを確認できる書類が示されているか。</li> </ul>	20点	点
5. 組織の実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達仕様書に記載の資格要件について、提案者の組織及び 協力会社の実績は「業務の件数」「業務の規模及</li> </ul>	30点	点

	び内容」「業務における役割」「保有資格」などの観点より充実しているか。		
6. 見積価格、積算内訳	・経費内訳書について、提案内容に応じた価格、積算内訳は妥当か。	20点	点
7. 組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況	<p>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p> <p>○ 女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1段階目（※1） 8点</li> <li>・2段階目（※1） 16点</li> <li>・3段階目 20点</li> <li>・行動計画（※2） 4点</li> </ul> <p>※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。</p> <p>※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）が努力義務により届出し、企画書提出時点において計画期間が満了していないものに限る。</p> <p>○ 次世代法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定 8点</li> <li>・プラチナくるみん認定 16点</li> </ul> <p>○ 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエー</p>	20点	点

	ル認定)		
		16 点	
合 計		400 点	点

注1 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委託又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

注2 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格 1 / 2 以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	10 点満点	20 点満点	30 点満点	50 点満点
優	10 点	20 点	30 点	50 点
良	6 点	12 点	18 点	30 点
可	2 点	4 点	6 点	10 点
加点数なし	0 点	0 点	0 点	0 点

ただし、事項 7. 組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況については、審査基準欄に記載の基準による。

平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る  
設計業務の概要及び企画書作成事項

I. 業務の概要

1. 調達件名

平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る設計業務

2. 業務の目的

原子力艦の環境放射能調査設備のうち、喫緊の更新が必要である佐世保港崎辺（2号）局の局舎の更新に必要な設計等業務を行うもの。

3. 用語の定義

本概要において使用する用語の意義は次のとおり。

(1) モニタリングポスト（MP）

空間放射線量率、海水中の放射線計数率、大気中の放射線ヨウ素及び気象観測情報を収集する機器並びにそれらの関連機器一式（機器全てを併設しない場合もある。）をいう。

(2) 局舎

MPを設置及び収納する施設並びに配電設備等の関連設備を含めた建築物をいう。

(3) 架台

MPにより海水中の放射線計数を集計する場合（機器を海中に設置する場合又は陸上に設置し海水を取水する場合）に設けている構造物をいう。

(4) 原子力艦環境放射能モニタリングシステム（原子力艦MS）

株式会社近計システムが開発したMPによって収集するデータの集約及び公表を行うデータベースサーバ等から構成される一連の情報管理通信システムをいう。

(5) 原子力艦環境放射能調査設備

一体となり機能を果たすMP、局舎、架台及び原子力艦MSをいう。（ただし、原子力艦MSについては、MP及び局舎に関するものに限り、局舎又は架台の一方若しくは双方を併設しない場合を含む。）

4. 業務内容

原子力艦放射線測定局佐世保港崎辺（2号）局の局舎の既存撤去及び更新に伴う工事に関する設計業務。

(1) 現状調査・情報収集業務

- ①：施設機能・規模の把握と現状課題の確認
- ②：敷地測量・確定（規制庁担当者立会）
- ③：ボーリング調査

(2) 実施設計業務

(3) 官公庁諸申請・届出業務

管轄特定行政庁へ提出する計画通知の自治体との調整及び計画通知の作成、提出自治体との協議は業務に含める。その他の建築基準法上の協議・提出等については別途、対応について原子力規制庁と協議する。

なお、官公庁からの指摘を受けて設計変更、設計書の修正等が生じた場合は、設計図及び積算書の納入後であっても最終契約期間までに本業務の範囲として対応すること。

(4) 積算業務（数量調書、単価根拠作成、積算内訳書）

(5) 建設業者入札に向けた仕様説明

5. 留意事項

(1) MP・原子力艦MSの設計は別途とする。

(2) 局舎の撤去に関する設計・積算も業務に含む。

(3) 採用する企画案に原子力規制庁が求める業務が含まれていない場合は協議をおこなう。

(4) 当該、既存の構造物を更新する設計業務に際しては、放射線測定調査の実施に大きく影響する海上自衛隊佐世保教育隊の基地管理上の規制等に配慮し、各工程における庁担当者との事前及び事後の十分な打合せ等を実施した上で、施工段取りも含め円滑に設備の更新が可能となるよう業務を行うこと。

(5) 設計仕様書及び本要領書の疑義及び記載外事項については、必ず事前に庁担当者に対して確認し、了解の上で実施すること。

6. 設計業務工程

・ 設計図納入	平成31年 7月31日
・ 積算書納入	平成31年 8月16日
・ 工事仕様説明	平成31年10月31日
・ 申請書類対応	平成32年 3月31日

7. 設計・積算与条件

(1) 設計条件

1) 局舎

「3. 用語の定義」に加え、関係職員が定期的に測定環境管理・メンテナンスを行う施設であることを考慮すること。

①建設環境

海上自衛隊佐世保教育隊基地内、護岸から10m以内にある耐重塩害対策エリア。

②仕様

- ・ 構造：鉄筋コンクリート造。
- ・ 基礎：建設環境を考慮した工法の基礎。
- ・ 規模：平屋建て、3m×3m（約10㎡前後）とする。
- ・ 局舎内設備：施設の機能保全および日常の管理業務を考慮した施設環境。
- ・ その他：建設環境を考慮した各種の仕様および詳細設計。

2) 架台周辺付属物修理

①建設環境（建築基準法上の構造物には該当せず）

海上自衛隊佐世保教育隊基地内、護岸から 10m 以内にある耐重塩害対策エリア。

②仕様

局舎から架台まで繋がる通信及び電気配管約 10m の現状調査と必要に応じた交換工事設計。  
海上自衛隊立会いのもと、過去に使用しており現在使用していない通信線の現状確認及び撤去に向けた詳細設計。

(2) 施工工事名

平成 31 年度 原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新業務

(3) 工事場所

長崎県佐世保市崎辺町（海上自衛隊佐世保教育隊基地内）

(4) 工 期

局舎更新の実質の現場工期とする。

平成 31 年 10 月～平成 32 年 3 月

ただし、海上自衛隊基地等のとりまく諸事情により変更となる可能性がある。

また、契約日程は別途打ち合わせによる。

8. 成果物

(1) 提出図書

提出する図書、書類の部数及び提出時期は以下のとおりとする。また、9 を除くすべての書類は、紙媒体に加え、電子媒体を 1 部提出すること。

	提出図書	提出部数		提出時期
		本庁	佐世保 モニセン※1	
1	実施体制図	1		契約締結後及び変更が生じた後速やかに
2	打合せ議事録	1		打合せ後速やかに
3	実施計画書	1		契約締結後速やかに
4	品質管理計画書	1		契約締結後速やかに
5	安全管理計画書	1		契約締結後速やかに
6	設計図			
	原図（A3 版）	1		実施計画書にて定めた期日までに
	A4 観音製本	2	2	実施計画書にて定めた期日までに
	A3 ホチキス止		2	実施計画書にて定めた期日までに
7	各種申請図書	1	1※2	実施計画書にて定めた期日までに
8	業務報告書	1		納入時期までに
9	完了届	1		納入時期までに

※1：佐世保モニセンとは、佐世保原子力艦モニタリングセンターの略である。

※2：原本は佐世保モニセンに収めること。

## (2) 納入場所

### ○原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 監視情報課 放射線環境対策室  
(東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル7階)

### ○佐世保原子力艦モニタリングセンター

(長崎県佐世保市干尽町4番1 佐世保港湾合同庁舎)

## 9. 品質管理計画

品質管理計画を策定するにあたって最小限、以下の内容を計画すること。

### (1) 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

- ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・実施責任体制が明確となっていること(実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。また、同一部門に所属していないこと。)

### (2) 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法(チェック時期及びチェック内容)が明確にされていること。

### (3) 担当者の技術能力

本業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

### (4) 工程管理

調達から納入までの管理方法について規定され実施されていること。

### (5) 文書管理

受注業務に対して使用する文書(記録を含む。)の維持・管理について明確にされていること。

## 10. 資格要件

### 10.1 組織の実績・資格等

- ① 本業務を実施する組織が、一級建築士事務所であること。
- ② 本業務を実施する組織が、以下の業務の経験を有していること。
  - ・精密機械を設置管理する建物の設計及び積算業務。
  - ・海までの距離が300m以内で耐重塩害仕様地域における、建築設計(構造設計を含む)及び積算業務
- ③ 10.2に示す建築士が所属し、その建築士が資格取得後5年以上の業務経験を有すること。

### 10.2 従事者の実績・資格

- ① 本業務の責任者または主要担当者が以下の資格のいずれかを有すること。
  - ・1級建築士
- ② 責任者または主要担当者が、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した図書をはじめ、官庁施設建築設計(建築・構造・設備)の共通基準・共通仕様書ほかに副った、公共建築の設計の経験があること。

### 10. 3 入札制限等

- ① 公務員及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成12年12月22日法律第224号1号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、本書に示す調達について入札に参加することはできない。
- ② 本案件を受注した事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、別途調達する原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る施工業務の入札に参加することを認めないものとする。

### 11. 貸与品・支給品

貸与品・支給品については、発注者との事前の協議のうえで決定するものとする。

### 12. 著作権等の扱い

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、原子力規制委員会が保有するものとする。
- ② 受注者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- ③ 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- ④ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 13. 再委託

- (1) 本件の受注者は、この契約の全部または一部を第三者に委任し、又は請け負わせないこと。但し、契約の主要な部分を除く補助的な業務について、受注者があらかじめ再委託の相手方の商号または名称、住所、再委託を行う業務範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、主管課の承認を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託事務の一部を再委託する場合は、受託契約金額に占める割合は原則2分の1未満とすること。
- (3) 受注者は、再委託先の行った業務についてすべての責任を負うこと。また、受注者は再委託先に対して、機密保持、著作権等に関する本調達仕様書が定める受注者の責務を負う旨を定めるものとし、本調達の受注者及び再委託先の事業者間の契約においてその旨定めること。
- (4) 受注者は、再委託先の事業者に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び再委託先における情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、報告させるなど、再委託先の事業者に対する監督を適切に行うこと。

- (5) 受注者は、「4. 業務内容」の各種業務を遂行するに際して、海上自衛隊佐世保教育隊基地内における工事に関する知識等を有している企業の助力を得ることが不可欠である場合、業務範囲、内容、必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、主管課の承認を得た場合に限り、当該企業から助力を得るための委託を行うことができる。

#### 14. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について、原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー  
<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

#### 15. 検収

本業務で定める納入成果物について、本書に基づき国の検査職員が検査し、これに合格したことをもって検査合格とする。

#### 16. 特記事項

本業務の実施によって知り得た情報等を第三者に漏らし、あるいは他の目的に使用してはならない。また、受注者の情報管理の不備により、原子力規制委員会もしくは第三者が損害を被った場合は、受注者において責任を負うものとする。

#### 17. その他

- ① 受注者は、本業務を通じて知り得た情報は、契約履行中か否かに関わらず、正当な理由なく他に開示し、又は他の目的のために利用してはならない。また、正当な理由があって開示する場合にも、事前に規制庁職員から許可を得なければならない。
- ② 受注者は、本業務を実施するに当たって規制庁職員が提供した資料については、複製禁止とし、厳重に管理を行い、業務終了後は返却しなければならない。

- ③ 受注者は、本書に疑義が生じた場合、本書によりがたい場合、あるいは本書に定めのない事項については疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、その取扱いについて決定することとする。
- ④ 受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負うものとする。瑕疵担保責任期間は当庁により検収後1年間とする。
- ⑤ 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- ⑥ 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 26 年 2 月 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 190 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 191 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

- ① Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・ 文章：ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2013 以下）
  - ・ 計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2013 以下）
  - ・ プレゼンテーション資料：Microsoft 社 Power Point（ファイル形式は PowerPoint 2013 以下）
  - ・ 画像：BMP 形式又は JPEG 形式
- ③ ②による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- ④ 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- ⑤ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては原子力規制庁担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## II. 企画書作成事項

企画書には、以下の各事項について各作成方法に則り提案すること。

なお、企画書全体の分量は A4・30 ページ以下を目安とし、原則として両面印刷にすること。また必要に応じて A3 等サイズの異なる用紙を用いることを可とするが、企画書全体を 1 冊にまとめること。

補足資料がある場合は、企画書に追加して添付することを認めるが、企画書のどの部分の補足資料であるか明記すること。

また、資料作成全般に当たっては、本企画書作成事項で規定する目的や作業項目に反し、又は矛盾する提案がないよう作成すること。

事 項		作成方法
1. 設計の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>本設計業務を実施するにあたっての基本方針を記述すること。</li> </ul>
2. 設計の実施計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務内容及び提案内容に係る各作業項目について、業務実施計画・工程を記述すること。</li> <li>工事区分の分野とそれぞれの業務内容を踏まえた提案にすること。</li> <li>原子力規制庁との確認・協議及び原子力規制庁側との業務分担等があったら提案すること。</li> </ul>
3. 業務 の実 施 方 法	(ア) 設計条件構築を図る情報収集 に向けての考え方及び取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を着手するにあたり必要な情報収集及び調査等、その内容及び方法を提案すること。</li> <li>全体工程の中での位置づけを明確にすること。</li> </ul>
	(イ) 設計着手に向けて、局舎の構 造上安全を図る考え方及び取 組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計作業着手するにあたり必要な調査等、その内容及び方法を提案すること。</li> <li>全体工程の中での位置づけを明確にすること。</li> </ul>
	(ウ) 局舎：建築・構造・設備の設計 における考え方及びメンテナ ンスの考え方について。	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計業務内容及びの推進方法を提案すること。</li> <li>局舎：建築・構造・設備の設計について考え方の方向性と仕様について提案すること。</li> <li>それぞれの設計内容に基づき、そのメンテナンスについての考え方及び提案をすること。</li> </ul>
	(エ) 公共施設の設計業務 における設計基準、 積算基準について	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記設計業務推進にあたり、その基準・指針・要領等の基本となるものを明記すること。</li> </ul>

4. 実施体制、役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制について、業務実施責任者を1名選定するとともに、当該業務実施責任者の役職、従事者の役割分担、従事者数、内部外部の協力体制等を記載すること。</li> <li>・本業務の従事者に求める保有資格等を記載すること。</li> <li>・外部協力会社の一級建築士事務所等の許可証、担当者の免許証の記載すること。</li> </ul>
5. 組織の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者において、精密機器保管施設及び重塩害地域内施設的设计及び積算業務の実績があること。</li> <li>・具体的名称、金額等、おおよその内容がわかるように記載すること。</li> </ul>
6. 組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無について記載すること。有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。</p>

平成31年度原子力艦環境放射能調査設備(佐世保港崎辺(2号)局)

更新整備に係る設計業務工事 新営特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 長崎県佐世保市崎辺町

2. 敷地面積 \*\*,\*\*m2

3. 工事種目

1) 庁舎	鉄筋コンクリート造	1階建(地下0建)	塔屋0階	新築1棟	
固有財産面積		建築基準法の面積			
建面積	** m2	延べ面積	** m2	建築面積	** m2
延べ面積	** m2	庇延べ面積	** m2	延べ面積	** m2
1階	** m2		** m2		** m2

- 2) 屋外排水設備 新設一式
- 3) 舗装 ①アスファルト舗装 新設一式
- ②縁石 新設一式
- 4) 諸扉 ①庁名板 新設1箇所
- 5) 樹木 新植一式
- 6) 塗料 新植一式
- 7) 電気設備 新設一式
- 8) 機械設備 新設一式

4. 指定部分 ●なし  
●あり 次の部分については平成 年 月 日までに行うこととする。  
(対象部分: )

II 建築工事仕様

- (1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁管轄階級の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版[平成28年3月31日制定 平成28年6月30日一部改訂]」(以下「標準仕様書」という。)による。図面、本特記仕様書及び別添標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁管轄階級の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版[平成28年3月31日制定 平成28年6月30日一部改訂]」(以下「改修標準仕様書」という。)による。
- (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
- (3) 本特記仕様書の表記
  - 1) 項目は、●印の付いたものを適用する。
  - 2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。
  - 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
  - 印と※印の付いた場合は、共に適用する。
- 3) 特記事項に記載の( . . . )内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 4) 特記事項に記載の[ . . . ]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 5) G印は、「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月9日閣議決定)」に定める特定調達物品における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準)を滿ちするものを示す。
- 6) 標準仕様書で「特記がなければ」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらに関係法令の改正等により(条例を含む)抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.1.3)の規定を優先する。
- 7) ▶印は特記変更を示し、枠内数字は変更回数を示す。

1章 一般共通事項

項目	特記事項
●適用基準	1) 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び別添標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ●建築解体工事共通仕様書・同解説(平成24年版) 国土交通省大臣官庁官庁管轄階級 ●建築工事標準仕様書 JASS6 鉄骨工事(2015年版) 社団法人日本建築学会 ●建築工事標準仕様書 JASS8 防水工事(2014年版) 社団法人日本建築学会 ●工事写真の撮り方(改定第二版) 建築編 建設大臣官庁官庁管轄階級 2) 本特記仕様書における「標準仕様」とは、次の基準を指す。 建築工事標準仕様細目(平成28年版) 国土交通省大臣官庁官庁管轄階級
●電気保安技術者	●適用する
●施工条件	除 雪 ※別途(必要により設計変更について監督職員と協議する) ・適用 排 雪 ※別途(必要により設計変更について監督職員と協議する) ・適用 採暖養生 ※別途(必要により設計変更について監督職員と協議する) ・適用(適用工種は標準仕様書による) 採暖仮設 ※別途(必要により設計変更について監督職員と協議する) ・図示 交通誘導警備員 ※別途(必要により設計変更について監督職員と協議する) ・適用 **人日配置する。  下記以外は見場説明書による。

●適用区分	●工事車両の駐車場所 ※図示 ●資機材置場 ※図示 ●建設発生土仮置場 ※図示  建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 風速 (V <sub>0</sub> = ** m/s) 地表面粗度区分 ( * ) ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号 第2により ( **cm )																																			
●発生材の処理等	●本工事は、「建設副産物情報交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにてデータ入力を行う。また同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、監督職員に提出する。 (1.38)																																			
●特定建設資材	1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることと想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。ただし、工事実施後に明らかになったやむを得ない事情により、工事実施時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等を行った施設等の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。  2) 分別解体の方法																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●新営・増築工事</td> <td>①造成等 造成等の工事 ・有 ●無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>②基礎・基礎ぐい 基礎、基礎ぐいの工事 ●有 ●無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上部構造部分・外装 上部構造部分、外装の工事 ●有 ●無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>④屋根 屋根の工事 ●有 ●無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤建築設備 建築設備、内装等の工事 ・内装等 ●有 ●無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥その他( ) その他の取り壊し ・有 ●無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別解体の方法	●新営・増築工事	①造成等 造成等の工事 ・有 ●無			②基礎・基礎ぐい 基礎、基礎ぐいの工事 ●有 ●無			③上部構造部分・外装 上部構造部分、外装の工事 ●有 ●無			④屋根 屋根の工事 ●有 ●無			⑤建築設備 建築設備、内装等の工事 ・内装等 ●有 ●無			⑥その他( ) その他の取り壊し ・有 ●無															
工程	作業内容	分別解体の方法																																		
●新営・増築工事	①造成等 造成等の工事 ・有 ●無																																			
	②基礎・基礎ぐい 基礎、基礎ぐいの工事 ●有 ●無																																			
	③上部構造部分・外装 上部構造部分、外装の工事 ●有 ●無																																			
	④屋根 屋根の工事 ●有 ●無																																			
	⑤建築設備 建築設備、内装等の工事 ・内装等 ●有 ●無																																			
	⑥その他( ) その他の取り壊し ・有 ●無																																			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>●解体工事</td> <td>①建築設備・内装材等 建築設備、内装材の取り外し ●有 ●無</td> <td>手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②屋根ふき材 屋根ふき材の取り外し ●有 ●無</td> <td>手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③外装材・上部構造部分 外装材、上部構造部分の取り壊し ●有 ●無</td> <td>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④基礎・基礎ぐい 基礎、基礎ぐいの取り壊し ●有 ●無</td> <td>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤その他( ) その他の取り壊し ・有 ●無</td> <td>手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>手作業・機械作業を併用する範囲 ※図示 手作業・機械作業を併用する理由 建築設備の取り外し( ) 内装材等の取り外し( ) 屋根ふき材の取り外し( )</p> <p>3) 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>処理量(t)</th> <th>再資源化等をする施設の名称</th> <th>所在地、距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●コンクリート</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●コンクリート及び鉄筋から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アパルト・コーク</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※受入施設が計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。</p>	●解体工事	①建築設備・内装材等 建築設備、内装材の取り外し ●有 ●無	手作業		②屋根ふき材 屋根ふき材の取り外し ●有 ●無	手作業		③外装材・上部構造部分 外装材、上部構造部分の取り壊し ●有 ●無	手作業・機械作業の併用		④基礎・基礎ぐい 基礎、基礎ぐいの取り壊し ●有 ●無	手作業・機械作業の併用		⑤その他( ) その他の取り壊し ・有 ●無	手作業・機械作業の併用	特定建設資材廃棄物の種類	処理量(t)	再資源化等をする施設の名称	所在地、距離(km)	●コンクリート				●コンクリート及び鉄筋から成る建設資材				木材				アパルト・コーク			
●解体工事	①建築設備・内装材等 建築設備、内装材の取り外し ●有 ●無	手作業																																		
	②屋根ふき材 屋根ふき材の取り外し ●有 ●無	手作業																																		
	③外装材・上部構造部分 外装材、上部構造部分の取り壊し ●有 ●無	手作業・機械作業の併用																																		
	④基礎・基礎ぐい 基礎、基礎ぐいの取り壊し ●有 ●無	手作業・機械作業の併用																																		
	⑤その他( ) その他の取り壊し ・有 ●無	手作業・機械作業の併用																																		
特定建設資材廃棄物の種類	処理量(t)	再資源化等をする施設の名称	所在地、距離(km)																																	
●コンクリート																																				
●コンクリート及び鉄筋から成る建設資材																																				
木材																																				
アパルト・コーク																																				
●発生材の処理等	(1.38) 1) 引渡しを要するもの ・金属類 ・鉛蓄電池 ・PCBを含む機器類( ) ・PCB含有シーリング材 使用箇所( ) [注: 事前に判明している場合のみ記載] ※金属類は、材移動時に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、必要に応じて設計変更について監督職員と協議する。																																			





	適用場所 ( ) ・建設ち泥から再生した処理土 G
・山留めの 存置	存置範囲 (※図示 ( )) (3.3.3)
●発生土の 処理	(3.2.5) ●構外に搬出し関係法令に従い適切に処理する。 距離 (**) km ・構内指定場所に敷き均し ・構内指定場所にたい積 ・構外指定場所にて処分 (搬出申請書等を提出する) 受入施設名 ( ) 受入場所及び距離 ( ) ( ) km 受入条件 ・土質試験 ( ) ・交通誘導警備員 ( ) 人工 ・敷設板 ( ) 日間 ( ) m

4章 地業工事

項目	特記事項																														
●支持地盤	(3.2.1)(4.2.4)(4.3.4~4.3.5)(4.5.4~4.5.5) ●杭基礎 (4.3.4~4.3.5)(4.5.4~4.5.5) 支持地盤の位置及び種類 (基礎くい部の先端位置含む) ●図示 ・直接基礎 支持地盤の位置及び種類 (基礎底部の位置含む) ・図示 試験掘り (根切り底の状態の確認等) (3.2.1) ・行わない ・行う 位置等 ・図示 ・地盤の載荷試験 (4.2.4) 試験の位置、方法等 ・図示																														
・既製コン クリート杭地 業	(4.2.2)(4.3.1~4.3.7)(7.2.5) 種類 (4.3.2) ・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 (PHC 杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭 (PRC 杭) ・外殻鋼管付きコンクリート杭 (SC 杭) SC 杭の鋼管材料 ・SKK400 ・SKK490 寸法、継手、性能等 (種別:種類、性能及び曲げ強度区分) (4.2.2)(4.3.2~4.3.3)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>コン クリート 強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>杭 径 (mm)</th> <th>厚 さ (mm)</th> <th>杭 長 (mm)</th> <th>継 手 数</th> <th>セ ット 数</th> <th>長期 設計 支持 力 (kN)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験 杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本 杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	コン クリート 強度 (N/mm <sup>2</sup> )	杭 径 (mm)	厚 さ (mm)	杭 長 (mm)	継 手 数	セ ット 数	長期 設計 支持 力 (kN)	備 考	試験 杭	上杭 中杭 下杭									本 杭	上杭 中杭 下杭								
	種類	コン クリート 強度 (N/mm <sup>2</sup> )	杭 径 (mm)	厚 さ (mm)	杭 長 (mm)	継 手 数	セ ット 数	長期 設計 支持 力 (kN)	備 考																						
試験 杭	上杭 中杭 下杭																														
本 杭	上杭 中杭 下杭																														
	<p>杭先端部形状 (4.3.2) ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形</p> <p>施工方法 (4.3.1) ・打込み工法 (・油圧ハンマー ・ディーゼルハンマー ( )) (4.2.2)(4.3.3) フレールリングの併用 ・行わない ・行う 掘削深さ及び径 ・図示</p> <p>杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内</p> <p>試験杭 (4.2.2)(4.3.3) 試験杭の位置 ・図示 打込み杭の推定支持力の算定方法 ・図示</p> <p>・セメントミルク工法 (4.2.2)(4.3.4) アースオーガの支持地盤への掘削深さ ・1.5m 程度 杭の支持地盤への外れ入れ深さ ・1.0m 以上 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内</p> <p>試験杭 試験杭の位置 ・図示</p> <p>・特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.5) ・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で<math>\alpha=250</math>を採用できる工法 ・H13 国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式の内<math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math>が下記の値を採用できる工法</p>																														

	$\alpha = ( )$ 、 $\beta = ( )$ 、 $\gamma = ( )$ 工法 ・フレールリング拡大根固め工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・ 杭周固定液 ・使用する ・使用しない 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内 試験杭 試験杭の位置 ・図示 杭継手工法 (4.3.2)(4.3.6)(7.2.5) ・アーク溶接継手 ・標準仕様書 4.3.6 による 溶接材料 ・標準仕様書 7.2.5(a)(b)による ・図示 ・ ・無溶接継手 (継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法 ※評定等を受けた工法 検査 ※評定等により定められた項目 施工 ※評定等された施工管理基準による 杭頭の処理 (4.3.7) ・処理しない ・処理する 処理方法 (切断ともなう補強方法含む) ・図示 杭頭の中詰め材料 (4.3.7) ・基礎のコンクリートと同割合のもの
--	--

●鋼杭地業	(4.2.2)(4.3.3)(4.3.5)(4.3.7)(4.4.1~4.4.6)(7.2.5) 種類の記号 (4.4.2) ・SKK400 ・SKK490 ●STK490 寸法、継手等 (4.2.2)(4.4.2)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>杭 径 (mm)</th> <th>板 厚 (mm)</th> <th>杭 長 (mm)</th> <th>継 手 数</th> <th>セ ット 数</th> <th>長期 設計 支持 力 (kN/本)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験 杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本 杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	杭 径 (mm)	板 厚 (mm)	杭 長 (mm)	継 手 数	セ ット 数	長期 設計 支持 力 (kN/本)	備 考	試験 杭	上杭 中杭 下杭								本 杭	上杭 中杭 下杭							
	種類	杭 径 (mm)	板 厚 (mm)	杭 長 (mm)	継 手 数	セ ット 数	長期 設計 支持 力 (kN/本)	備 考																				
試験 杭	上杭 中杭 下杭																											
本 杭	上杭 中杭 下杭																											
	<p>杭先端部形状 (4.4.2) ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形 ●羽形</p> <p>先端部の補強 (4.4.2) ・標準仕様書 4.4.1、表 4.4.2 による 先端部の補強 (補強バンド等) 及びその他付属品の材質 ●SS400 と同等又はそれ以上</p> <p>施工方法 (4.4.1) ・打込み工法 (・油圧ハンマー ・ディーゼルハンマー ( )) (4.2.2)(4.4.3) フレールリングの併用 ・行わない ・行う 掘削深さ及び径 ・図示</p> <p>杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内</p> <p>試験杭 試験杭の位置 ・図示 打込み杭の推定支持力の算定方法 ・図示</p> <p>・特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.4.4) ・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で<math>\alpha=250</math>を採用できる工法 ・H13 国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式の内<math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math>が以下の値を採用できる工法 <math>\alpha = ( )</math>、<math>\beta = ( )</math>、<math>\gamma = ( )</math></p> <p>工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内</p> <p>試験杭 試験杭の位置 ・図示</p> <p>●G-ECS/パイル工法 (認定番号 TACP-0448 平成26年2月28日) 杭の精度 水平方向の位置ずれ ●杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ●1/100以内</p> <p>試験杭 試験杭の位置 ●図示</p> <p>杭の現場継手 (4.4.5) ・溶接継手 形状 ・JIS A 5525 による</p>																											

	溶接材料 (4.4.2) <ul style="list-style-type: none"> <li>標準仕様書 7.2.5(a) (b)による</li> <li>図示</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●無溶接継手 (継手部に接続金具を用いた方式のもの)             <ul style="list-style-type: none"> <li>工法 ※認定等を受けた工法</li> <li>検査 ※認定等により定められた項目</li> <li>施工 ※認定等をされた施工管理基準による</li> </ul> </li> </ul> 杭頭の処理 (4.3.7) (4.4.6) <ul style="list-style-type: none"> <li>処理しない</li> <li>●処理する             <ul style="list-style-type: none"> <li>処理方法 (切断ともなう補強方法を含む)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> 杭頭の中詰め材料 (4.3.7) (4.4.6) <ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎のコンクリートと同調合のもの</li> </ul>	施工範囲 (4.6.4) (6.14.1) <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎梁下、土に接するスラブ下</li> <li>●図示</li> </ul> 設計基準強度 (4.6.4) (6.14.1) <ul style="list-style-type: none"> <li>※18N/mm<sup>2</sup></li> </ul> スラブ (4.6.4) (6.14.1) <ul style="list-style-type: none"> <li>※15cm 又は 18cm</li> </ul>																																																																																							
		●床下防湿層	(4.6.2) (4.6.5) <ul style="list-style-type: none"> <li>材料 (4.6.2) ●ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上</li> <li>施工範囲 (4.6.5) ●建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下 (ヒット下を除く)</li> </ul>																																																																																						
		●地盤改良工法	(ー) <ul style="list-style-type: none"> <li>種類及び施工方法等</li> <li>●図示</li> </ul>																																																																																						
●場所打ちコンクリート杭地業	(4.2.2) (4.5.1) (4.5.3~4.5.5) <p>掘削工法 (4.5.1) (4.5.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アースドリル工法 (安定液 ※使用する ・使用しない)</li> <li>リバース工法</li> <li>オールケーシング工法 (孔内の水張り) ・行う ・行わない)</li> </ul> 併用する工法 (4.5.1、5) <ul style="list-style-type: none"> <li>場所打ち鋼管コンクリート杭工法</li> <li>鋼管巻き材料 ・SKK400 ・SKK490</li> <li>拡張杭工法 (安定液 ・使用する ・使用しない)</li> </ul> <p>寸法等 (4.2.2)</p> <table border="1" data-bbox="207 716 790 896"> <thead> <tr> <th></th> <th>軸径 (mm)</th> <th>拡径径 (mm)</th> <th>杭長 (mm)</th> <th>セット数</th> <th>長期維持耐力 (kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>鉄筋の種類 (4.5.3)</p> <table border="1" data-bbox="207 929 790 1019"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び径 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●SD295A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●SD345</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>帯筋 (4.5.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 6.2 帯筋 (b) (3) ⑥ (D))</li> </ul> <p>鉄筋かごの補強 (4.5.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●標準仕様書 4.5.3 (a) (2) (iii) による</li> </ul> <p>鉄筋の最小かぶり厚さ (4.5.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●100mm</li> </ul> <p>鉄筋の重ね継手長さ、主筋の基礎底盤への定着長さ (4.5.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示による ( )</li> </ul> <p>セメントの種類 (4.5.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●高炉セメントB種 C</li> </ul> <p>コンクリートの種別 (4.5.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●A種 ・B種 ・審査 (評定又は大臣認定) された内容による</li> </ul> <p>コンクリートの設計基準強度 (4.5.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示</li> </ul> <p>構造体強度修正値 (4.5.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●3N/mm<sup>2</sup></li> <li>●図示</li> <li>●評定等の内容による</li> </ul> <p>試験杭 (4.2.2) (4.5.4.5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験杭の位置 ・図示</li> <li>●孔壁測定 (4.5.4.5)</li> <li>測定箇所             <ul style="list-style-type: none"> <li>●試験杭 ( ) 箇所及び本杭 ( ) 箇所</li> </ul> </li> </ul> <p>杭の精度 (4.5.4.5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下</li> <li>杭の傾斜 ・1/100以内</li> </ul>		軸径 (mm)	拡径径 (mm)	杭長 (mm)	セット数	長期維持耐力 (kN/本)	備考	試験杭							本杭							種類の記号	呼び径 (mm)	備考	●SD295A			●SD345			5章 鉄筋工事 <table border="1" data-bbox="821 582 1516 2072"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●鉄筋</td> <td>(5.2.1)           <table border="1" data-bbox="941 660 1508 795"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び径 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●SD295A</td> <td>●D16以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●SD345</td> <td>●D19以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>●溶接金網</td> <td>(5.2.2)           <table border="1" data-bbox="941 851 1508 952"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種類の記号</th> <th>網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●溶接金網</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>●鉄筋の継手</td> <td>(5.3.4) (5.5.2~5.5.3)           <table border="1" data-bbox="941 996 1508 1131"> <thead> <tr> <th>継手方法等</th> <th>部位</th> <th>継手方法</th> <th>呼び径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱、梁の主筋</td> <td></td> <td>●ガス圧接 ●機械式継手 ●溶接継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td></td> <td>●重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の鉄筋 ( )</td> <td></td> <td>●重ね継手</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 3.1 表3.1)</li> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 3.1 (a) (3))</li> </ul> <p>継手位置図 (5.3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 5.1、6.1、7.1、7.3、8.1)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>●鉄筋の定着の方法及び長さ</td> <td>(5.3.4)           <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋の定着方法 (5.3.4)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 3.1 (b))</li> </ul> </li> <li>鉄筋の定着長さ (5.3.4)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>●鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (溶接金網を含む)</td> <td>(5.3.5)           <ul style="list-style-type: none"> <li>最小かぶり厚さ (5.3.5)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 表4.1)</li> </ul> </li> <li>柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無               <ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> <li>●有り 使用箇所 ( )                   <ul style="list-style-type: none"> <li>主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>軽量コンクリートで土に接する部分               <ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> <li>●有り 使用箇所 ( )                   <ul style="list-style-type: none"> <li>最小かぶり厚さに加える厚さ ( ) mm</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> <li>●有り 使用箇所 ( )                   <ul style="list-style-type: none"> <li>最小かぶり厚さに加える厚さ ( 10 ) mm</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>鉄筋相互のあき (機械式継手及び溶接継手を除く) (5.3.5)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 4.1)</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>●機械式継手</td> <td>(5.3.5) (5.5.2)           <ul style="list-style-type: none"> <li>使用箇所 ●図示</li> <li>H12 建設省告示第1463号に適合する性能 (5.5.2)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●A級</li> </ul> </li> <li>機械式継手の種類及び工法 (5.5.2) ( )</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	特記事項	●鉄筋	(5.2.1) <table border="1" data-bbox="941 660 1508 795"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び径 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●SD295A</td> <td>●D16以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●SD345</td> <td>●D19以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類の記号	呼び径 (mm)	備考	●SD295A	●D16以下		●SD345	●D19以上		●			●			●溶接金網	(5.2.2) <table border="1" data-bbox="941 851 1508 952"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種類の記号</th> <th>網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●溶接金網</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位	●溶接金網				●鉄筋格子				●鉄筋の継手	(5.3.4) (5.5.2~5.5.3) <table border="1" data-bbox="941 996 1508 1131"> <thead> <tr> <th>継手方法等</th> <th>部位</th> <th>継手方法</th> <th>呼び径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱、梁の主筋</td> <td></td> <td>●ガス圧接 ●機械式継手 ●溶接継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td></td> <td>●重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の鉄筋 ( )</td> <td></td> <td>●重ね継手</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 3.1 表3.1)</li> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 3.1 (a) (3))</li> </ul> <p>継手位置図 (5.3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 5.1、6.1、7.1、7.3、8.1)</li> </ul>	継手方法等	部位	継手方法	呼び径 (mm)	柱、梁の主筋		●ガス圧接 ●機械式継手 ●溶接継手		耐力壁の鉄筋		●重ね継手		その他の鉄筋 ( )		●重ね継手		●鉄筋の定着の方法及び長さ	(5.3.4) <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋の定着方法 (5.3.4)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 3.1 (b))</li> </ul> </li> <li>鉄筋の定着長さ (5.3.4)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示</li> </ul> </li> </ul>	●鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (溶接金網を含む)	(5.3.5) <ul style="list-style-type: none"> <li>最小かぶり厚さ (5.3.5)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 表4.1)</li> </ul> </li> <li>柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無               <ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> <li>●有り 使用箇所 ( )                   <ul style="list-style-type: none"> <li>主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>軽量コンクリートで土に接する部分               <ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> <li>●有り 使用箇所 ( )                   <ul style="list-style-type: none"> <li>最小かぶり厚さに加える厚さ ( ) mm</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> <li>●有り 使用箇所 ( )                   <ul style="list-style-type: none"> <li>最小かぶり厚さに加える厚さ ( 10 ) mm</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>鉄筋相互のあき (機械式継手及び溶接継手を除く) (5.3.5)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 4.1)</li> </ul> </li> </ul>	●機械式継手	(5.3.5) (5.5.2) <ul style="list-style-type: none"> <li>使用箇所 ●図示</li> <li>H12 建設省告示第1463号に適合する性能 (5.5.2)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●A級</li> </ul> </li> <li>機械式継手の種類及び工法 (5.5.2) ( )</li> </ul>
	軸径 (mm)	拡径径 (mm)	杭長 (mm)	セット数	長期維持耐力 (kN/本)	備考																																																																																			
試験杭																																																																																									
本杭																																																																																									
種類の記号	呼び径 (mm)	備考																																																																																							
●SD295A																																																																																									
●SD345																																																																																									
項目	特記事項																																																																																								
●鉄筋	(5.2.1) <table border="1" data-bbox="941 660 1508 795"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び径 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●SD295A</td> <td>●D16以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●SD345</td> <td>●D19以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類の記号	呼び径 (mm)	備考	●SD295A	●D16以下		●SD345	●D19以上		●			●																																																																											
種類の記号	呼び径 (mm)	備考																																																																																							
●SD295A	●D16以下																																																																																								
●SD345	●D19以上																																																																																								
●																																																																																									
●																																																																																									
●溶接金網	(5.2.2) <table border="1" data-bbox="941 851 1508 952"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種類の記号</th> <th>網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●溶接金網</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位	●溶接金網				●鉄筋格子																																																																															
種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位																																																																																						
●溶接金網																																																																																									
●鉄筋格子																																																																																									
●鉄筋の継手	(5.3.4) (5.5.2~5.5.3) <table border="1" data-bbox="941 996 1508 1131"> <thead> <tr> <th>継手方法等</th> <th>部位</th> <th>継手方法</th> <th>呼び径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱、梁の主筋</td> <td></td> <td>●ガス圧接 ●機械式継手 ●溶接継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td></td> <td>●重ね継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の鉄筋 ( )</td> <td></td> <td>●重ね継手</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 3.1 表3.1)</li> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 3.1 (a) (3))</li> </ul> <p>継手位置図 (5.3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 5.1、6.1、7.1、7.3、8.1)</li> </ul>	継手方法等	部位	継手方法	呼び径 (mm)	柱、梁の主筋		●ガス圧接 ●機械式継手 ●溶接継手		耐力壁の鉄筋		●重ね継手		その他の鉄筋 ( )		●重ね継手																																																																									
継手方法等	部位	継手方法	呼び径 (mm)																																																																																						
柱、梁の主筋		●ガス圧接 ●機械式継手 ●溶接継手																																																																																							
耐力壁の鉄筋		●重ね継手																																																																																							
その他の鉄筋 ( )		●重ね継手																																																																																							
●鉄筋の定着の方法及び長さ	(5.3.4) <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋の定着方法 (5.3.4)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 3.1 (b))</li> </ul> </li> <li>鉄筋の定着長さ (5.3.4)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示</li> </ul> </li> </ul>																																																																																								
●鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (溶接金網を含む)	(5.3.5) <ul style="list-style-type: none"> <li>最小かぶり厚さ (5.3.5)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 表4.1)</li> </ul> </li> <li>柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無               <ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> <li>●有り 使用箇所 ( )                   <ul style="list-style-type: none"> <li>主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>軽量コンクリートで土に接する部分               <ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> <li>●有り 使用箇所 ( )                   <ul style="list-style-type: none"> <li>最小かぶり厚さに加える厚さ ( ) mm</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> <li>●有り 使用箇所 ( )                   <ul style="list-style-type: none"> <li>最小かぶり厚さに加える厚さ ( 10 ) mm</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>鉄筋相互のあき (機械式継手及び溶接継手を除く) (5.3.5)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●図示 (構造関係共通事項 (鉄筋標準図) 4.1)</li> </ul> </li> </ul>																																																																																								
●機械式継手	(5.3.5) (5.5.2) <ul style="list-style-type: none"> <li>使用箇所 ●図示</li> <li>H12 建設省告示第1463号に適合する性能 (5.5.2)               <ul style="list-style-type: none"> <li>●A級</li> </ul> </li> <li>機械式継手の種類及び工法 (5.5.2) ( )</li> </ul>																																																																																								
●杭地業で発生する汚泥	汚泥の有無 <ul style="list-style-type: none"> <li>●有 (工事特記仕様書 第1章 発生材の処理等による)</li> <li>●有 (工事特記仕様書 第3章 埋戻し及び盛土による)</li> <li>●無</li> </ul>																																																																																								
●砂利地業	(4.6.2~4.6.3) <ul style="list-style-type: none"> <li>材料 (4.6.2) ●再生クラッシュラン C</li> <li>●切込砂利及び切込砕石</li> </ul> 砂利厚さ (4.6.3) <ul style="list-style-type: none"> <li>※60mm</li> </ul> 適用箇所 <ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下</li> <li>●図示</li> </ul>																																																																																								
●捨コンクリート地業	(4.6.4) (6.14.1) <ul style="list-style-type: none"> <li>捨コンクリートの厚さ (4.6.4)             <ul style="list-style-type: none"> <li>※50mm</li> </ul> </li> </ul>																																																																																								

	鉄筋相互のあき (5.3.5) ● 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 4.1) ・ 品質の確認方法 (5.5.2) ● 図示 不良となった継手の修正方法等 (5.5.2) ● 図示																												
・溶接継手	(5.3.5) (5.5.3) 使用箇所 ● 図示 H12 建設省告示第 1463 号に適合する性能 (5.5.3) ・ A 級 鉄筋相互のあき (5.3.5) ・ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 4.1) ・ 溶接継手の工法 (5.5.3) ・ 図示 品質の確認方法 (5.5.3) ・ 図示 不良となった継手の修正方法等 (5.5.3) ・ 図示																												
● 各部配筋	(5.3.7) 各部配筋 (5.3.7) ● 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図)) ・																												
・圧接完了後の試験	(5.4.9~5.4.10) 抜取試験 (5.4.9~5.4.10) ※超音波探傷試験 ・引張試験 試験ロット: 1 組の作業班が 1 日に行った圧接箇所とする。なお、200 箇所を超えるときは 200 箇所ごととする																												
6 章 コンクリート工事																													
項目	特記事項																												
● コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度	(6.2.1~6.2.4) (6.10.1~6.10.2) ● 普通コンクリート (6.2.1~6.2.4) <table border="1"> <tr> <td>設計基準強度 (N/mm<sup>2</sup>)</td> <td>スラブ</td> <td>適用箇所</td> </tr> <tr> <td>● 18</td> <td>18</td> <td>その他コンクリート</td> </tr> <tr> <td>● 33</td> <td>15</td> <td>基礎、基礎梁、1 階床</td> </tr> <tr> <td>● 33</td> <td>18</td> <td>1 階柱壁、R 階梁床</td> </tr> </table> ・ 軽量コンクリート (6.2.1~6.2.3) (6.10.1,2) <table border="1"> <tr> <td>設計基準強度 (N/mm<sup>2</sup>)</td> <td>スラブ</td> <td>適用箇所</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所	● 18	18	その他コンクリート	● 33	15	基礎、基礎梁、1 階床	● 33	18	1 階柱壁、R 階梁床	設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所	・			・								
設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所																											
● 18	18	その他コンクリート																											
● 33	15	基礎、基礎梁、1 階床																											
● 33	18	1 階柱壁、R 階梁床																											
設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ	適用箇所																											
・																													
・																													
● コンクリートの類別	(6.2.1) 類別 (6.2.1) ※ I 類 (JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート) ・ II 類 (JIS A 5308 に適合したコンクリート)																												
● セメント	(6.3.1) 種類 (6.3.1) ● 普通ポルトランドセメント又は混合セメントの A 種 (普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和物が 7 日目で 352J/g 以下、かつ 28 日目で 402J/g 以下のものとする) 使用部位 (1 階柱壁、R 階梁床) ● 高炉セメント B 種 C 使用部位 (基礎、基礎梁、1 階床) ・ フライアッシュセメント B 種 C 使用部位 ( ) ・																												
● 骨材	(6.3.1) アルカリシリカ反応性による区分 (6.3.1) ※ A ・ B																												
● 混和材料	(6.3.1) ● 混和剤 (6.3.1) 混和剤の種類 ※ 標準仕様書 6.3.1(d)(i) による ● 高性能 AE 減水剤 ● 混和材 (6.3.1) 混和材の種類 ※ 標準仕様書 6.3.1(d)(ii) による																												
● 気乾単位容積質量	(6.2.3) (6.10.1) ● 普通コンクリート (6.2.3) ● 2.3t/m <sup>3</sup> 程度 ・ 軽量コンクリート (6.10.1) ・																												
・ 軽量コンクリート	(6.10.1) 種類 (6.10.1) ・ 1 種 ・ 2 種 適用箇所 ● 図示																												
● 寒中コンクリート	(6.11.1) 適用期間 ● 月_日から_月_日の間にコンクリートを打設する部分 ● 積算温度を基に定める場合 ● 図示																												
● 寒中コンクリート	(6.12.2) 構造体強度補正值 ※ 6N/mm <sup>2</sup>																												
・ マスコンクリート	(6.2.1) (6.13.1) (6.13.2) 適用箇所 (6.2.1) (6.13.1) ・ 図示 セメントの種類 (6.13.2) ・ 中熱ポルトランドセメント ・ 低熱ポルトランドセメント ・ 高炉セメント B 種 C ・ フライアッシュセメント B 種 C ・ 普通ポルトランドセメントに標準仕様書 6.13.2(b) (2) の混和材を混合したもの ・ 混和材料 (6.13.2) ・ 混和剤 混和剤の種類 ※ JIS A 6204 に適合する AE 減水剤または高性能 AE 減水剤 ・ スラブ (6.13.2) ※ 15cm																												
● 無筋コンクリート	(6.2.1) (6.14.1) 設計基準強度 (6.14.1) ※ 18 (N/mm <sup>2</sup> ) スラブ (6.14.1) ※ 15cm 又は 18cm 適用箇所 (6.2.1) (6.14.1) ※ 標準仕様書 6.14.1(e) による箇所 ・ 図示																												
・ 流注化コンクリート	(6.2.1) (6.15.1) 適用箇所 (6.2.1) (6.15.1) ・ 図示																												
● ひび割れ誘発目地、打継目地	(6.6.3) (6.8.2) (9.7.3) 目地寸法 (6.6.3) (6.8.2) (9.7.3) ● 標準仕様書 9.7.3 による 間隔・位置・形状 (6.8.2) ● 図示																												
● コンクリートの仕上げ	(6.2.5) (6.8.3) 部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値 (6.2.5) ● 標準仕様書表 6.2.3 による 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5) (6.8.3) <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>適用箇所</td> </tr> <tr> <td>・ A 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ B 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ C 種</td> <td></td> </tr> </table>		種別	適用箇所	・ A 種		・ B 種		・ C 種																				
種別	適用箇所																												
・ A 種																													
・ B 種																													
・ C 種																													
● 打増し厚さ (打放し仕上げ)	(6.8.2) ・ 打放し仕上げの打増し厚さ (外部に面する部分に限る) (6.8.2) ・ 20mm ● 25mm ・ 打放し仕上げの打増し厚さ (内部に面する部分に限る) ・ 10mm ・ 20mm ● 25mm																												
● 型枠	(6.8.3) せき板の材料及び厚さ (6.8.3) ● 合板 (※ 12mm ) G (但し、グリーン購入法基本方針における「合板型枠」の備考 3 の表示のある合板型枠を用いる場合に限る) 断熱材の兼用 (6.8.3) ● 行わない ・ 行う MCR 工法用シート (6.8.3) ・ 用いる 打増し厚さ ・ 20mm 打増し範囲 ● 図示 ● 用いない スリーブの材料・規格等 (6.8.3) ※ 標準仕様書 6.8.3(ii) (i) から (iv) による																												
● コンクリートの単位水量測定	(ー) 実施要領 ● 図示 (構造関係共通事項 (構造関係共通事項) 構-4 施工方法等計画書関連等コンクリートの単位水量測定)																												
・ 耐震スリット	耐震スリットの要求性能 <table border="1"> <tr> <th>方向</th> <th>タイプ</th> <th>耐火性能</th> <th>防水性能</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・ 垂直方向</td> <td>※ 完全 (全貫通型)</td> <td>・ 耐火型</td> <td>・ 有り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 水平方向</td> <td>・</td> <td>・ 非耐火型</td> <td>・ 無し</td> <td></td> </tr> </table> 目地 <table border="1"> <tr> <th>目地</th> <th>内壁</th> <th>外壁</th> </tr> <tr> <td>目地材</td> <td>※ シーリング材 (見え掛かり部のみ)</td> <td>※ シーリング材 (見え掛かり部のみ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> <td>・ シーリング材 (内外とも)</td> </tr> <tr> <td>目地寸法 (mm)</td> <td>※ 幅 20×深さ 10</td> <td>※ 幅 20×深さ 10</td> </tr> </table> 目地材の材質は標準仕様書表 9.7.2 による		方向	タイプ	耐火性能	防水性能	備考	・ 垂直方向	※ 完全 (全貫通型)	・ 耐火型	・ 有り		・ 水平方向	・	・ 非耐火型	・ 無し		目地	内壁	外壁	目地材	※ シーリング材 (見え掛かり部のみ)	※ シーリング材 (見え掛かり部のみ)		・	・ シーリング材 (内外とも)	目地寸法 (mm)	※ 幅 20×深さ 10	※ 幅 20×深さ 10
方向	タイプ	耐火性能	防水性能	備考																									
・ 垂直方向	※ 完全 (全貫通型)	・ 耐火型	・ 有り																										
・ 水平方向	・	・ 非耐火型	・ 無し																										
目地	内壁	外壁																											
目地材	※ シーリング材 (見え掛かり部のみ)	※ シーリング材 (見え掛かり部のみ)																											
	・	・ シーリング材 (内外とも)																											
目地寸法 (mm)	※ 幅 20×深さ 10	※ 幅 20×深さ 10																											
● 止水板	形式 ・ 差込式 ● 据置式 ・ 壁入り式 材質・形状 ・ 塩ビフラット ● 膨張ゴムシール ・ 膨張ゴムシール (鉄板入り)																												

施工箇所 ●図示																								
7章 鉄骨工事																								
項目	特記事項																							
●鉄骨製作工場	(7.1.1)(7.1.3) 鉄骨製作工場の加工能力 (7.1.1)(7.1.3) ※建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鉄骨工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める( )グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ●監督職員の承諾する工場(標準仕様書7.1.1以外の適用範囲に限る)																							
●施工管理技術者	(7.1.3) ●適用する ●適用しない																							
●鋼材	(7.2.1) 材質等 (7.2.1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>適用箇所(主要な部分)</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>●JIS規格による</td> </tr> </tbody> </table> 有効細長比(圧縮材に限る) ●図示			種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格			●JIS規格による			●JIS規格による			●JIS規格による			●JIS規格による			●JIS規格による			●JIS規格による
種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格																						
		●JIS規格による																						
		●JIS規格による																						
		●JIS規格による																						
		●JIS規格による																						
		●JIS規格による																						
		●JIS規格による																						
●高力ボルト	(7.2.2)(7.3.2)(7.4.2) 高力ボルトの区分 (7.2.2) ・トルシア形高力ボルト セツトの種類 ※2種(S10T) ・JIS形高力ボルト セツトの種類 ※2種(F10T) 高力ボルトの径 (7.2.2) ●図示 ボルトの繰端部、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2) ●図示(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-1 繰端部及びボルト間隔) すべり係数試験 (7.4.2) ※行わない ●行う 試験方法等 ●図示																							
●普通ボルト	(7.2.3)(7.3.2) ボルト及びナットの種類 (7.2.3) ・標準仕様書7.2.3(JIS附属書)による ・標準仕様書表7.2.3(ISO規格)による (JIS本体規格品による場合は、ボルトの種類を呼び径六角ボルト又は全ねじボルト、強度区分を4.6又は4.8の鋼製とし、ナットの種類を六角ナット-Cの鋼製とする。) なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルト径の直以下とする。 座金 (7.2.3) ・標準仕様書7.2.3(d)による ボルトの径 (7.2.3) ●図示 ボルトの繰端部、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2) ●図示(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-1 繰端部及びボルト間隔)																							
●溶接部めっき高力ボルト	(7.2.2)(7.3.2)(7.3.8)(7.12.4) セツトの種類 (7.2.2) ※1種(F8T相当) 溶接部めっき高力ボルトの径 (7.2.2) ●図示 溶接部めっき高力ボルトのめっき前の孔径 (7.3.8) ●審査(評定又は大臣認定)を受けた内容による ボルトの繰端部、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2) ●図示(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-1 繰端部及びボルト間隔) 摩耗面の処理 (7.12.4) ・プラスト処理(表面粗度50µmRz以上) ・プラスト処理以外の特別な処理方法 ●図示 すべり耐力等の確認方法 ※すべり係数試験 試験方法等 ●図示																							
●アンカーボルト	(7.2.4)(7.3.2)(7.10.3) 適用 (7.2.4)(7.10.3) ・構造用アンカーボルト セツトの種類 (JIS B 1220) ・ABR400 ・ABR490 形状、寸法																							
●図示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建方用アンカーボルト</li> <li>種類 ・SS400</li> <li>アンカーボルト及びナットのねじの公差やクラス及び仕上げの程度</li> <li>※標準仕様書表7.2.3による</li> <li>形状、寸法 ・図示</li> <li>ボルトの繰端部、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2)</li> <li>●図示</li> </ul>																							
●溶接材料	(7.2.5) 溶接材料 (7.2.5) ・標準仕様書7.2.5(a)(b)による ・標準仕様書7.2.5(a)(b)以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ●図示																							
●ターンバックル	(7.2.6) 種類 (7.2.6) 建築用ターンバックル綱 ※割付式 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ねじの呼び (7.2.6) ●図示																							
●デッキプレート	(6.8.3)(7.2.7)(7.7.8) 材質、形状及び寸法 (6.8.3)(7.2.7) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用箇所</th> <th>材質・形状・寸法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・デッキプレート単独の構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構造</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・床型枠用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 床型枠用を使用する場合において受注者は、施工に先立ち施工の安全性を確認する事。 開口部補強要領(補強材の定着長さ等を含む) ●図示 鉄骨部材への溶接方法 (7.7.8) ●図示 耐火認定 ・有り 耐火時間 ●図示 ・無し				適用箇所	材質・形状・寸法	備考	・デッキプレート単独の構造				・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構造				・床型枠用								
	適用箇所	材質・形状・寸法	備考																					
・デッキプレート単独の構造																								
・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構造																								
・床型枠用																								
●レール及びその付属品	(7.2.8) 形状及び寸法等 (7.2.8) ●図示																							
●スタッド	( - ) 材質、形状及び寸法 ※鋼付スタッド JIS B 1198 種類等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>呼び長さ(mm)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・16</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・19</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・22</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			呼び名	呼び長さ(mm)	適用箇所	・16			・19			・22											
呼び名	呼び長さ(mm)	適用箇所																						
・16																								
・19																								
・22																								
●柱底均しモルタル	(7.2.9) モルタルの種類 (7.2.9) ・無収縮モルタル 無収縮モルタルの材料及び割合等 ※標準仕様書7.2.9(b)(1)から(4)による ・標準仕様書7.2.9(a)によるモルタル																							
●工作図	(7.3.2) 監督職員による現寸検査 (7.3.2) ●行わない ●行う 増築工事等を含め、既存建築物との取り合う箇所がある場合は現場実測の上作成を行う																							
●製作精度	(7.3.3) ※標準仕様書7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による																							
●鉄骨の仮組	(7.3.10) 仮組を行う範囲 ●図示																							
●溶接支能者の技量付加試験	(7.6.3) 試験の要領 ●図示																							
●溶接接合	(7.6.4)(7.6.7) 開先の形状 (7.6.4) ●図示(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-2) スラップの形状 (7.6.7) ●図示(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-4) エンドタブの切除する部分 (7.6.7) 適用箇所 ●図示 溶接部の余盛り高さ (7.6.7) ●JASS6付則6「鉄骨精度検査基準」付表3「溶接」による 低応力高サイクル疲労を受ける部位 (7.6.7) ●図示																							

8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項目		特記事項					
・補強コンクリートブロック造	ブロックの種類	(8.2.2.5)					
	断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	フェーリング呼び寸法(mm)		化粧の有無	適用箇所	備考
	※空洞ブロック-16		長さ	高さ	※無 ・有		
	・型枠ブロック-20				※無 ・有		
					※無 ・有		
	各部の箇所 ※図示						
・コンクリートブロック帳壁及び扉	ブロックの種類	(8.3.2.3)					
	断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	フェーリング呼び寸法(mm)		化粧の有無	(表8.3.1)以外の適用箇所	備考
	・空洞ブロック-08		長さ	高さ	※無 ・有		
	・空洞ブロック-16	・120 ・150			※無 ・有		
	・空洞ブロック-20				※無 ・有		
	各部の箇所 ※図示						
・ALCパネル	パネルの区分	単位重量(N/m <sup>2</sup> )	厚さ(mm)	長さ(mm)	耐火性能	表面加工	構法の種別
	・外壁パネル	1180 1960	100		有(1)時間	・平 ・意匠	・A種 ・B種
・間仕切り壁パネル		100			・有(1)時間 ・無	・平 ・意匠	・C種 ・D種 ・E種
・屋根パネル	・980	100			有(0.5)時間	平	F種
・床パネル	2350 3530	100			有( )時間		
	外壁/屋根/パネルの工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1 1.15 1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合 外壁、間仕切り壁/パネルの出隅及び入隅の/パネル接合部、並びに/パネルと他部材との取合い部の 目地幅(mm) ・20 外壁、間仕切り壁/パネルの縦目地への耐火目地材の充填 ・適用する ・適用しない						
・押出成形セメント板	パネルの種類	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)	工法の種別	備考	
	・外壁パネル	・F ・D ・T	・50 60 ・50 60	600		・A種 ・B種	
・間仕切り壁パネル	・F ・D ・T	・50 60 ・50 60	600		・B種 ・C種		
	外壁/パネルの工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1 1.15 1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない パネルの相互の目地幅(mm) ※長辺8、短辺15 出隅及び入隅の/パネル接合目地の目地幅(mm) ※15 やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠陥部分を考慮した強度を確認のうえ、施工計画書を提出する。						
			開口の大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅			
	短辺		・図示			・図示	

●現場溶接の有無	●なし ・有り
●入熱、ハス間温度の溶接条件	(-) 鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件 ●図示(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-4) ・ 適用箇所 ●図示 ・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部
●溶接部の試験	(7.6.11) ●完全溶込み溶接部の超音波探傷試験(7.6.11) ●工場溶接の場合 AOQL(%) ※4.0 ・2.5 節 ・全て 検査水準 ※第6水準 ・ ・ ・ ・ ・工事現場溶接の場合 AOQL(%) ※4.0 ・2.5 突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査 「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による ・抜き取り検査① ※抜き取り検査②
・錆止め塗装	(7.8.3) 塗料の種別(7.8.3) ・鉄鋼面の錆止め塗料 屋外 ※標準仕様書 18.3.2表 18.3.1 A種 屋内 ・標準仕様書 18.3.2表 18.3.1 ( )種 ・亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料 ・標準仕様書 18.3.2表 18.3.2 ( )種 ・ ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面(鉄骨に溶接されたものに限る) ※標準仕様書 18.3.2表 18.3.1 A種 ・塗装を行う耐火被覆材の接着する面 適用箇所 ・図示 塗料の種別 ・標準仕様書 18.3.2表 18.3.1 ( )種 ・標準仕様書 18.3.2表 18.3.2 ( )種 ・
・耐火被覆	(7.9.2~7.9.7) 種類(7.9.2~7.9.7) 種類 材料・工法 性能(耐火時間) 適用箇所(部位・部分) ・耐火材吹付け ・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール ・ ・ ・耐火板張り ・繊維巻入れ型耐火アルミ板 ・ ・耐火材巻付け ・高断熱ロックウール ・ ・ラス張りモルタル塗り - 材料及び工法は、建築基準法に基づき定められたもの又は認定を受けたものとする
●建方精度	(7.10.2) ※JASS6付則6「鉄骨精度基準」付表[工事現場]による
●アンカーボルト等の設置	(7.10.3) 構造用アンカーフレームの形状及び寸法(7.10.3) ・図示 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法(7.10.3) 種別 ・A種 ・B種 ・C種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別(7.10.3) ※標準仕様書表 7.10.2(※A種[厚さ50] ・B種[厚さ30])による
・軽量形鋼構造	(7.11.2) 接合部(ボルト接合の場合)(7.11.2) ・普通ボルト接合
・溶接亜鉛めっき(主要構造部及びその他構造耐力上主要な部分に限る)	(7.12.3)(表 14.4.2) 種別等(7.12.3)(表 14.4.2) 亜鉛めっきの種別 材料 適用部位 A種 最小板厚60mm以上の形鋼、鋼板 B種 最小板厚32mm以上、60mm未満の形鋼、鋼板 C種 普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚23mm以上、32mm未満の形鋼、鋼板

パネルに開口を設ける場合	長辺	・	・	・	・	・	・	・	・
	短辺	・	・	・	・	・	・	・	・
パネルを切り欠く場合	長辺	・	・	・	・	・	・	・	・
	短辺	・	・	・	・	・	・	・	・

9章 防水工事

項目	特記事項			
・アスファルト防水	(9.2.2~5) (表 9.2.3~9)			
屋根架設防水 防水層の種類	種別	施工箇所	断熱材	立上り部の保護
・A-1			断熱材	・乾式 保護材
・A-2				
・A-3	車庫屋根防水			
・B-1			※コンクリート 押え	
・B-2				
・B-3				
・AI-1			※フラット屋根 70g/m程度	
・AI-2				
※AI-3	屋根防水			
・BI-1			(材質) ※JIS A 9521 による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA (スキン層付き) 又は JIS A 9511 による A種押出法 <sup>※</sup> 又はカウラム保温材の保温板3種 b (bあり)	
・BI-2				
・BI-3				
			(厚さ) ・25mm ・50mm	
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表 9.2.3 から表 9.2.8 による 部分接着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表 9.2.5 から表 9.2.8 による 平場の保護コンクリートの厚さ こて仕上げ ※水下 80mm 以上 床タイル張り ※水下 60mm 以上 ・乾式保護材 業系系パネル: 無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレープ養生したもの。 金属複合板: 金属板と樹脂を積層一体化したもの。 (品質・性能)				
分類・規格		・業系系 パネルI類 (寒害仕様)	・業系系 パネルII類 (一般仕様)	・金属複合板
寸法(mm)	厚さ(mm)			
	幅(mm)			
寸法の許容差		厚さ: +10%、-5%、幅: ±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		
曲げ強さ・曲げ変位(N・cm) (700 50cmにおける単位幅 1cmあたりの曲げ変位)	標準時	550 以上	450 以上	300 以上
	凍結融解完了時(試験サイクル数)	400 以上 (300)	320 以上 (200)	250 以上 (300)
吸水率 (%)		20 以下	20 以下	1 以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07 以下	0.07 以下	0.01 以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐衝撃性能		曲げ強さ、曲げモーメントの乗積試験完了時の試験サイクル後、著しい亀裂や剥離がなく、外観上異常がないこと		
耐衝撃性能		質量 500g (業系系I類) のおもりを高さ 1.0m から試験体の弱点部に落とすとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量 1/100 以下かつ圧入時の最大変形量 4/100 以下		
剛性(E×I)(スパン40cm 幅30cmの中央曲げ時に 荷重720Nの時、たわみ 4mm以下となる剛性)		-	-	80000N・cm以上

(試験方法)  
(1) 寸法の測定方法  
(厚さ) 供試体の厚さから20mm以内内側の四隅を0.05mmmmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。  
(2) 曲げ強さは、JSA 1408「建築用ボード類の曲げ強さ試験方法」による。試験体は3号試験体とする。測定項目としては、乗積試験(同試験100、200、300サイクル完了後の各14項目に亘って測ずる。乗積試験は200サイクルまでとする。)  
(3) 吸水率は、JSA 5430「繊維強化コンクリート」に準じて行う。  
(4) 難燃性は、JSA A 1321「建築用防火材料の難燃性試験方法」に準じて行う。  
(5) 吸水による長さ変化率は、試験体幅40mm×長さ160mm×厚さを乗積試験し、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後に、JIS K 8123「留付レシム(樹脂)」に該当する温度に保ち、又は、JIS K 1464「工業用樹脂」に該当する温度に適合するメタカレを温度調節器に入れ、常温まで冷却する。次に、試験体の乗積試験が140mmになるように乗積試験し、その後、1/150mm以上の精度でコンパネラータを用いて乗積試験を測定し、それを基準(L1)とする。次に試験体の長さを方向が水平に立てし、その上端が水平約30mmになるように保ち、常温の水の中に浸す。  
24時間経過した後、試験体を水中から取り出して表面を拭き取り、再乗積試験長さ(L2)を測る。  
吸水による長さ変化率(ΔL)は、次式によって求める。  
$$\Delta L = (L2 - L1) / L1 \times 100$$
 ΔL: 吸水による長さ変化率(%)  
L1: 試験体の乗積試験長さ(mm) L2: 吸水後の乗積試験長さ(mm)

6) 耐凍融試験は、JSA 5422「建築用コンクリート」の凍結融解試験に準じて行う。試験体は、100、200、300サイクル完了後の曲げ強さ試験と同様の試験体とする。乗積試験は200サイクルまでとする。)-20±3℃の真空中で約2時間の凍結、20±3℃の真空中で約1時間の融解を約3時間を1サイクルとする。

7) 耐衝撃試験は、JSA 1408「建築用ボード類の曲げ強さ試験方法」の試験に準じて行う。試験体の試験方法は、JIS S 2001に準じて行う。  
試験体は、4号(長さ400mm、幅300mm)とする。おもりは、W=1000又はW=500とする。金属製おもりは、最大のおもりを測定する。

屋根架設防水  
防水層の種類

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		高日射 反射率 防水の 適用
			種類	使用量	
・D-1		断熱材	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・D-2					・
・D-3					・
・D-4					・
・DI-1		(材質) ※JIS A 9521 による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又は JIS A 9511 によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ) ・25mm			・
・DI-2					・

屋根架設防水の断熱材工法の場合、ルーフトレンドリ及び立上り部周辺の断熱材の張りしまい位置  
※図示

屋内防水  
防水層の種類

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・E-1		・E-2	厨房・空燃機庫

保護層 ・設ける(※図示) ・設けない

立上りコンクリート打放し仕上げ  
※標準仕様書表 6.2.4に打放し仕上げ種別のB種  
押え金物の材質及び形状寸法  
※アルミニウム製 L=30×15×2.0mm程度  
防水層の下地のモルタル塗り  
・適用する(施工範囲) ※図示  
・適用しない  
屋上排水溝 ※図示  
施工要領 ※屋根防水施工完了後、監督職員指示の場所(屋内)に取付

・改質アスファルトシート防水 (9.3.2.3) (表 9.3.1~3)

種別	施工箇所	断熱材	防湿層	仕上塗料		高日射 反射率 防水の 適用
				種類	使用量	
・AS-T1				・	・	・

<ul style="list-style-type: none"> <li>AS-T2</li> <li>AS-J1</li> <li>AS-T3</li> <li>AS-T4</li> <li>AS-J2</li> <li>AS-T1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造所の指定による</li> <li>製造所の指定による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造所の指定による</li> <li>製造所の指定による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造所の指定による</li> <li>製造所の指定による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造所の指定による</li> <li>製造所の指定による</li> </ul>																																																																																													
<ul style="list-style-type: none"> <li>AS-J1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設ける (改質) 刀削製造所の仕様による</li> <li>設けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設ける (改質) 刀削製造所の仕様による</li> <li>設けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設ける (改質) 刀削製造所の仕様による</li> <li>設けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設ける (改質) 刀削製造所の仕様による</li> <li>設けない</li> </ul>																																																																																													
<p>改質アスファルトシートの種類及び厚さ          ※標準仕様書表 9.3.1 から表 9.3.3 による</p> <p>粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ          ※標準仕様書表 9.3.1 から表 9.3.3 による</p> <p>部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ          ※標準仕様書表 9.3.1 から表 9.3.3 による</p> <p>押え金物          ※改質アスファルト製造所の仕様による</p>																																																																																																	
<p>合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.2~4) (表 9.4.12)</p> <p>防水層の種類別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">絶縁用シートの材質</th> <th rowspan="2">断熱材</th> <th colspan="2">仕上塗料</th> <th rowspan="2">高日射反射率防水の適用</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・S-F1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-F2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-M1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-M2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-M3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-F1</td> <td></td> <td></td> <td>(材質) ※標準仕様書 9.42 (c)(3)(ii) による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-F2</td> <td></td> <td></td> <td>(厚さ) 25mm</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-M1</td> <td></td> <td></td> <td>(材質) ※標準仕様書 9.42 (c)(3)(i) による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-M2</td> <td></td> <td>※発砲ポリイソシアネート</td> <td>(厚さ) 25mm</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>屋内防水          防水層の種類別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="3">保護層</th> <th rowspan="2">立上り部の保護モルタル塗り厚さ</th> </tr> <tr> <th colspan="3">平場のモルタル塗り</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>塗り厚さ</th> <th>床塗り工法</th> <th>下地モルタル塗り</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・S-C1</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>※標準仕様書 15.25(b)(2) 及び (3) に準ずる</td> <td>※標準仕様書 15.25 (c)(1) に準ずる</td> <td>※7mm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>屋上防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ</p> <p>ルーフィングシートの種類及び厚さ          ※標準仕様書表 9.4.1、表 9.4.2 及び表 9.4.3 による</p>					種別	施工箇所	絶縁用シートの材質	断熱材	仕上塗料		高日射反射率防水の適用	種類	使用量	・S-F1				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-F2				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-M1				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-M2				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-M3				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-F1			(材質) ※標準仕様書 9.42 (c)(3)(ii) による	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-F2			(厚さ) 25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-M1			(材質) ※標準仕様書 9.42 (c)(3)(i) による	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-M2		※発砲ポリイソシアネート	(厚さ) 25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	種別	施工箇所	保護層			立上り部の保護モルタル塗り厚さ	平場のモルタル塗り					塗り厚さ	床塗り工法	下地モルタル塗り		・S-C1	・	・	※標準仕様書 15.25(b)(2) 及び (3) に準ずる	※標準仕様書 15.25 (c)(1) に準ずる	※7mm 以下
種別	施工箇所	絶縁用シートの材質	断熱材	仕上塗料					高日射反射率防水の適用																																																																																								
				種類	使用量																																																																																												
・S-F1				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																											
・S-F2				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																											
・S-M1				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																											
・S-M2				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																											
・S-M3				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																											
・S-F1			(材質) ※標準仕様書 9.42 (c)(3)(ii) による	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																											
・S-F2			(厚さ) 25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																											
・S-M1			(材質) ※標準仕様書 9.42 (c)(3)(i) による	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																											
・S-M2		※発砲ポリイソシアネート	(厚さ) 25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																											
種別	施工箇所	保護層			立上り部の保護モルタル塗り厚さ																																																																																												
		平場のモルタル塗り																																																																																															
		塗り厚さ	床塗り工法	下地モルタル塗り																																																																																													
・S-C1	・	・	※標準仕様書 15.25(b)(2) 及び (3) に準ずる	※標準仕様書 15.25 (c)(1) に準ずる	※7mm 以下																																																																																												

<p>固定金具の材質及び寸法形状          ※厚さ 0.4mm 以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板</p> <p>PCコンクリート部材下地及びALCパネル下地で種別 S-C1 の場合の目地処理          ・行う (・図示) ( ) ・行わない          PCコンクリート部材の入隅部の増張り (種別 S-F1、S1-F1、S-C1 の場合)          ・行う (・図示) ( ) ・行わない          ALCパネル下地の入隅部の増張り (種別 S-C1 の場合)          ・行う (・図示) ( ) ・行わない</p> <p>機能的固定工法の場合の一般造りのルーフィングシートの張付け          建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法</p>	<p>防水層の種類別 (9.5.3) (表 9.5.12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">仕上塗料</th> <th rowspan="2">保護層</th> <th rowspan="2">高日射反射率防水の適用</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・X-1</td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>●X-2</td> <td>屋根</td> <td>●製造所の指定による</td> <td>●製造所の指定による</td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>・Y-1</td> <td>※地下外壁防水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・Y-2</td> <td>※屋内防水</td> <td></td> <td></td> <td>・適用する ・適用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>●2成分反応形アクリルゴム系屋根塗膜防水工法(アロンコートSQ-SアロンMDクルカラーS) 同等</p>	種別	施工箇所	仕上塗料		保護層	高日射反射率防水の適用	種類	使用量	・X-1		・製造所の指定による	・製造所の指定による		・	●X-2	屋根	●製造所の指定による	●製造所の指定による		●	・Y-1	※地下外壁防水					・Y-2	※屋内防水			・適用する ・適用しない	
種別	施工箇所			仕上塗料				保護層	高日射反射率防水の適用																								
		種類	使用量																														
・X-1		・製造所の指定による	・製造所の指定による		・																												
●X-2	屋根	●製造所の指定による	●製造所の指定による		●																												
・Y-1	※地下外壁防水																																
・Y-2	※屋内防水			・適用する ・適用しない																													
<p>ケイ酸塩系塗布防水 (9.6.1.3) (表 9.6.1.2)</p> <p>防水層の種類別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※C-U1</td> <td></td> <td>・C-UP</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	施工箇所	種別	施工箇所	※C-U1		・C-UP		<p>脱気装置 (9.2.3) (9.3.3) (9.5.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">防水層種類</th> <th>種類</th> <th>設置数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-1 D-2 D-3 D-4 D1-1 D1-2 AS-T3 AS-T4 AS-J2 AS1-T1 AS1-J1</td> <td></td> <td>※アパルト-フイグ 類 製造所の仕様による</td> <td>※アパルト-フイグ 類製造所の仕様による ・ ( ) mあたり ( ) 個</td> </tr> <tr> <td>X-1</td> <td>・平面密閉脱気型</td> <td>・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・ステンレス ・鋼鉄</td> <td>・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ ( ) mあたり ( ) 個</td> </tr> <tr> <td>X-1</td> <td>・立上がり部脱気型</td> <td>・防水層の主材料の製造所の仕様による ・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 ・ステンレス ・銅</td> <td>・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ ( ) mあたり ( ) 個</td> </tr> </tbody> </table>	防水層種類		種類	設置数量	D-1 D-2 D-3 D-4 D1-1 D1-2 AS-T3 AS-T4 AS-J2 AS1-T1 AS1-J1		※アパルト-フイグ 類 製造所の仕様による	※アパルト-フイグ 類製造所の仕様による ・ ( ) mあたり ( ) 個	X-1	・平面密閉脱気型	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・ステンレス ・鋼鉄	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ ( ) mあたり ( ) 個	X-1	・立上がり部脱気型	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 ・ステンレス ・銅	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ ( ) mあたり ( ) 個								
種別	施工箇所	種別	施工箇所																														
※C-U1		・C-UP																															
防水層種類		種類	設置数量																														
D-1 D-2 D-3 D-4 D1-1 D1-2 AS-T3 AS-T4 AS-J2 AS1-T1 AS1-J1		※アパルト-フイグ 類 製造所の仕様による	※アパルト-フイグ 類製造所の仕様による ・ ( ) mあたり ( ) 個																														
X-1	・平面密閉脱気型	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・ステンレス ・鋼鉄	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ ( ) mあたり ( ) 個																														
X-1	・立上がり部脱気型	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 ・ステンレス ・銅	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ ( ) mあたり ( ) 個																														
<p>シーリング (9.7.2.3) (表 9.7.1) (9.7.5)</p> <p>下表以外は 標準仕様書表 9.7.1 による。          ただし、外壁タイル接着剤張りの場合のシーリングは 11 章に、カーテンウォールの場合のシーリングは 17 章による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>シーリング材の種類 (記号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)(1)~(3) による</p>	施工箇所	シーリング材の種類 (記号)																															
施工箇所	シーリング材の種類 (記号)																																

<p>・ステンレスシート防水</p> <p>ステンレスシート溶接屋根工法 ステンレスシートの全ての継目をシート溶接により連続溶接し、防水層を形成する。下記以外の必要事項は、JASS8による。</p> <p>材料 ステンレスシートの材質及び表面仕上げ等は下記により、板厚は0.4mmとする。 ※JS G4305 (冷間圧延ステンレス鋼板および鋼帯) ・SUS304 ・SUS445J2 施工箇所 ( ) 成型材の動き幅 (・450mm程度 ・280mm程度 ) 表面仕上げ (・No2D ) ・JS G3320 (塗装ステンレス鋼板) ・SUS304 ・SUS445J2 施工箇所 ( ) 成型材の動き幅 (・450mm程度 ・280mm程度 ) 固定用材料 固定吊子 材質 (※SUS304 ) その他の固定用金物の材質は製造所の仕様とする。</p> <p>ドレンの形式は製造所の仕様による。 下層材料(下層防湿材、下層緩衝材等)は製造所の仕様による。 断熱材を下地と防水層の間に用いる場合は、特記仕様書 19章「断熱材」による。 その他、上記以外の材料については、製造所の仕様による。</p> <p>検査・試験 ・完成後清掃を行い、漏水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認すること。 なお確認方法は、標準仕様書 12.2 施工計画書による品質計画で定める。 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない</p>	<p>あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 ・ ドレンパイプの材質 ・樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 25~35φ ・ステンレス (SUS304)</p> <p>石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地こしらえ ※流し筋工法 ・あと施工アンカー工法 ・あと施工アンカー・横筋流し工法</p> <p>目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない</p> <p>伸縮調整目地 位置 ※標準仕様書表 11.1.1 による ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)③による ・図示</p>
	<p>・内装空積工法 (102.2) (104.2.3)</p> <p>受金物 材質 ※SS400 形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ100mm ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ150mm</p> <p>アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 石材の厚さ (mm) ※有効厚さ20以上 石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地こしらえ ※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法</p> <p>目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない</p> <p>伸縮調整目地 位置 ※6m程度ごと ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)③による ・図示</p>
	<p>・乾式工法 (102.2) (105.2.3) 表 102.4</p> <p>石材の厚さ (mm) 外壁 ※有効厚さ30以上 内壁 ※有効厚さ25以上</p> <p>取付け方式 ・スライド方式 ・ロッキング方式 アンカーの材質及び径 ※ステンレス(SUS304) M10 あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 だまの位置 ※標準仕様書 10.5.2(b) (1)による ・図示 石裏面処理 ・適用する ※適用しない 裏打ち処理 ・適用する ※適用しない 外壁の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない</p> <p>目地 目地幅(mm) ※8以上 ・図示 シーリング材 ・適用する (※標準仕様書 9章 7節による) ・図示 ・適用しない</p>

10章 石工事

項目	特記事項																																													
<p>・施工</p>	<p>(10.1.3.5)</p> <p>石材の取付け ※標準仕様書 10.1.3(a) (1),(2)による ・図示 粗面仕上げの場合のみみ込み部分の仕上げ ※粗面仕上げ ・図示 屋内の床を本層とする場合のフックスがけ ・行う (適用箇所 ※すべて ) ・行わない</p>																																													
<p>・石材等</p>	<p>(102.1.3) 表 102.1.2</p> <p>天然石</p> <table border="1" data-bbox="215 1131 774 1310"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品質</th> <th>石材の種類</th> <th>形状</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>表面仕上げ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>・1等品 ※2等品</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">※正方形に近似的</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>※1等品 ・2等品</td> </tr> </tbody> </table> <p>テラソブロック</p> <table border="1" data-bbox="215 1400 774 1646"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種石の種類</th> <th>種石の大きさ (mm)</th> <th>形状</th> <th>仕上げ面</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>表面仕上げ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>※大理石 ・花こう岩</td> <td>※15~12</td> <td>・平もの ・役もの</td> <td>・片面 ・両面</td> <td></td> <td>・粗磨き ・水磨き ・本磨き</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>テラソタイル</p> <table border="1" data-bbox="215 1691 774 1892"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種石の種類</th> <th>種石の大きさ (mm)</th> <th>寸法による区分</th> <th>表面仕上げ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>※大理石 ・花こう岩</td> <td>※15~12</td> <td>・300型 ・400型</td> <td>・粗磨き ・水磨き ・本磨き</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>取付け用モルタル、既設合の目地モルタル、石裏面処理材、裏打ち処理材 ※石材施工業者の指定する製品 ・</p>	施工箇所	品質	石材の種類	形状	寸法 (mm)	厚さ (mm)	表面仕上げ	備考	床	・1等品 ※2等品		※正方形に近似的					※1等品 ・2等品	施工箇所	種石の種類	種石の大きさ (mm)	形状	仕上げ面	寸法 (mm)	表面仕上げ	備考		※大理石 ・花こう岩	※15~12	・平もの ・役もの	・片面 ・両面		・粗磨き ・水磨き ・本磨き		施工箇所	種石の種類	種石の大きさ (mm)	寸法による区分	表面仕上げ	備考		※大理石 ・花こう岩	※15~12	・300型 ・400型	・粗磨き ・水磨き ・本磨き	
施工箇所	品質	石材の種類	形状	寸法 (mm)	厚さ (mm)	表面仕上げ	備考																																							
床	・1等品 ※2等品		※正方形に近似的																																											
	※1等品 ・2等品																																													
施工箇所	種石の種類	種石の大きさ (mm)	形状	仕上げ面	寸法 (mm)	表面仕上げ	備考																																							
	※大理石 ・花こう岩	※15~12	・平もの ・役もの	・片面 ・両面		・粗磨き ・水磨き ・本磨き																																								
施工箇所	種石の種類	種石の大きさ (mm)	寸法による区分	表面仕上げ	備考																																									
	※大理石 ・花こう岩	※15~12	・300型 ・400型	・粗磨き ・水磨き ・本磨き																																										
<p>・外壁湿式工法</p>	<p>(102.2.3) (103.2.3)</p> <p>石材の厚さ (mm) ※有効厚さ25以上 受金物 材質 ※SS400 形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ100mm ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ150mm ・</p> <p>アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 ・図示</p>																																													

	<p>あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 ・ ドレンパイプの材質 ・樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 25~35φ ・ステンレス (SUS304)</p> <p>石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地こしらえ ※流し筋工法 ・あと施工アンカー工法 ・あと施工アンカー・横筋流し工法</p> <p>目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない</p> <p>伸縮調整目地 位置 ※標準仕様書表 11.1.1 による ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)③による ・図示</p>
<p>・内装空積工法</p>	<p>(102.2) (104.2.3)</p> <p>受金物 材質 ※SS400 形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ100mm ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ150mm</p> <p>アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 石材の厚さ (mm) ※有効厚さ20以上 石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地こしらえ ※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法</p> <p>目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない</p> <p>伸縮調整目地 位置 ※6m程度ごと ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)③による ・図示</p>
<p>・乾式工法</p>	<p>(102.2) (105.2.3) 表 102.4</p> <p>石材の厚さ (mm) 外壁 ※有効厚さ30以上 内壁 ※有効厚さ25以上</p> <p>取付け方式 ・スライド方式 ・ロッキング方式 アンカーの材質及び径 ※ステンレス(SUS304) M10 あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 だまの位置 ※標準仕様書 10.5.2(b) (1)による ・図示 石裏面処理 ・適用する ※適用しない 裏打ち処理 ・適用する ※適用しない 外壁の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない</p> <p>目地 目地幅(mm) ※8以上 ・図示 シーリング材 ・適用する (※標準仕様書 9章 7節による) ・図示 ・適用しない</p>
<p>・床及び階段の石張り</p>	<p>(106.2.3)</p> <p>石材の厚さ (mm) 床石張りの裏面処理 ・適用する ・適用しない 階段張りの裏面処理 ・適用する ・適用しない 目地 一般目地 目地幅(mm) ・図示 シーリング材 ・適用する ・適用しない</p> <p>伸縮調整目地 位置 ※床面積 30 m<sup>2</sup>程度ごと、細長い通路の場合 6m 程度ごと及び地境材との取り合う箇所 ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書は 9.7.3(a)③による ・図示</p>
<p>・アーチ、上げ裏等の石張り</p>	<p>(102.2) (107.1.2)</p> <p>石材の厚さ (mm) 取付け工法 ・内装空積工法 ・乾式工法 取付け金物 ※標準仕様書 10.2.2(c)による 引金物、だま、かすがい及び受金物 ※標準仕様書 10.2.2(a)による ファスナー ※標準仕様書 10.2.2(b)のスライド方式に準じる 吊金物及び化粧吊りボルト ・設ける 吊金物 ※ステンレス(SUS304)径6mm長さ80mm (加工物) 吊りボルト ※ステンレス(SUS304)M10化粧ネット付き ・設けない</p> <p>あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 伸縮調整目地 位置 ※他の部位との取合い部 ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)③による ・図示</p>
<p>・笠木、甲板等の石張り</p>	<p>(102.2) (107.1.3)</p> <p>石材の厚さ (mm) 取付け工法 ・外壁湿式工法 ・乾式工法 取付け金物 ※標準仕様書 10.2.2(c)による 引金物、だま、かすがい及び受金物 ※標準仕様書 10.2.2(a)による ファスナー ※標準仕様書 10.2.2(b)のスライド方式に準じる あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 石裏面処理 ・適用する ・適用しない 乾式工法の場合の取付け材 ※標準仕様書 10.5.3(b)による 石裏の補強用モルタル ・適用する ・適用しない</p>

11章 タイル工事

項目	特記事項																																																																												
・併設設置目地及びひび割れ誘発目地	位置 ※標準仕様書表 11.1.1 による ・図示 (11.1.3) (表 11.1.1)																																																																												
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル(セラミックタイル)張り	<p>(11.2.2.3.7)</p> <p>タイルの形状、寸法等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形状寸法(mm)</th> <th rowspan="2">再生材料の適用</th> <th colspan="3">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th rowspan="2">役物</th> <th rowspan="2">色</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">耐滑り性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>施のう</th> <th>無のう</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>☑</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>標準的な曲がりの役物は一体成形とする          試験経路 ・行方 ※行わない          見本焼き ・行方 ※行わない          モルタル塗りのコンクリート素地面の処理          ・MCR工法 ・目荒し工法(高圧水洗処理) ・          壁タイル張りの工法          内装タイル ・改良積み上げ張り          外装タイル ・密着張り ・改良積み上げ張り ・改良圧着張り          内装タイル以外のユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り</p> <p>既設適合モルタル          モルタル下地としたタイル工事に使用する耐打かけ用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。          (品質・性能)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質・性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保水率</td> <td>70.0%以上</td> </tr> <tr> <td>単位容積質量</td> <td>1.8kg/ℓ以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">接着強度</td> <td>標準時</td> <td>0.6N/mm以上</td> </tr> <tr> <td>温冷繰り返し後</td> <td>0.4N/mm以上</td> </tr> <tr> <td>長さ変化率</td> <td>0.2%以下</td> </tr> <tr> <td>曲がり強さ</td> <td>4.0N/mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(試験方法)          (1) 試験の調整          製業者の定める、正重量と標準練り上がり量より換算し、所定量の標準練り上げるに要する材料と練り混ぜを計算して用意する。          練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」10.1に規定する練り混ぜ機を使用し、練り混ぜに留意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜて試料とする。          (2) 保水率の試験方法          JS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定するガラス(縦150mm、横150mm、厚さ5mm)の上にJIS P3801「ろ紙(化学分析用)」に規定する5Aろ紙(直径11cm)をのせ、その中央部に真つ角型リング型枠(内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm)を設置し、(1)で練り混ぜた試料を金で平削り詰め、その後、直方型リング型枠上部ガラス板を当て上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。10分後にろ紙へしみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて1mmまで測定する。          試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。          保水率(%) = 50 / 平均値 × 100 (注) 50: リング型枠の内径(mm)          (3) 単位容積質量の試験方法          JS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。          (4) 接着強さ(標準時)の試験方法          ① 適型タイルが「セラミックタイル」の場合          ② 試験片の準備          JS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の外形寸法は規定の寸法に準じて、規定する標準厚さN-300を下地とし、表面をサンドペーパーを用いて研削した後、水出しを行い、直ちに(1)で調整した試料を厚さ5mmにそろえて塗布する。直ちにJSA 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで単出し又はスライス成形による幅約150mm角ユニットタイル(他の寸法約300mm×300mm)を圧着する。          その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で養生を続け、これを養生体とする。          ③ 試験方法          JS A6909「建築用土仕込み」の79付接着強度試験に準じて行う。試験片をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地面に達するまで切り込みを入れ、コヤシ用接着剤の試験片タッチメントを塗布し、引張試験機を用いて接着強さを測定する。なお、接着強さの測定箇所は、試験片の中からまんべんなく5箇所を採取する(全体の0.6N/mm以上を確保していること)          ④ 適型タイルが「ロタイル・二掛タイル」の場合          ⑤ 試験片の準備          JS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の外形寸法は規定の寸法に準じて、規定する標準厚さN-300を下地とし、表面をサンドペーパーを用いて研削した後、水出しを行い、直ちに(1)で調整した試料を厚さ7mmにそろえて塗布する。直ちにJSA 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで単出し又はスライス成形による幅約100mm×108mm×60mm×12mmを4枚2列、計8枚を圧着する。          その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で養生を続け、これを養生体とする。          ⑥ 試験方法          「セラミックタイル」の場合と同様に行う。          (5) 接着強さ(温冷繰り返し)の試験方法          ⑦ 試験片の準備          「セラミックタイル」及び「ロタイル・二掛タイル」とも、各々(4)接着強さ(標準時)の試験方法と同様とする。          ⑧ 試験方法          「セラミックタイル」及び「ロタイル・二掛タイル」とも、各々JSA 6909「建築用土仕込み」の710温冷繰り返し試験に準じて行う。</p>	形状寸法(mm)	再生材料の適用	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色	耐凍害性		耐滑り性	備考	I類	II類	III類	施のう	無のう	有	無	有	無		☑	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	項目	品質・性能	保水率	70.0%以上	単位容積質量	1.8kg/ℓ以上	接着強度	標準時	0.6N/mm以上	温冷繰り返し後	0.4N/mm以上	長さ変化率	0.2%以下	曲がり強さ	4.0N/mm以上
形状寸法(mm)	再生材料の適用			吸水率による区分			うわぐすり				役物	色			耐凍害性		耐滑り性	備考																																																											
		I類	II類	III類	施のう	無のう	有	無	有	無																																																																			
	☑	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																	
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																	
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																	
項目	品質・性能																																																																												
保水率	70.0%以上																																																																												
単位容積質量	1.8kg/ℓ以上																																																																												
接着強度	標準時	0.6N/mm以上																																																																											
	温冷繰り返し後	0.4N/mm以上																																																																											
長さ変化率	0.2%以下																																																																												
曲がり強さ	4.0N/mm以上																																																																												

<p>試験の準備は、試験片を20±2℃の水中に18時間浸漬した後、直ちに20±2℃の恒温槽中で3時間恒温し、次に50±2℃の別の恒温槽中で3時間恒温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2日間養生させた後、標準時の養生養生試験方法と同様に行う。(全体の0.4N/mm以上を確保していること)</p> <p>(6) 長さ変化率の試験方法                  JS A6203「セメント系用ポリマーペースト用再処理剤(粉末系)」99長さ変化率に準ずる。                  (7) 曲がり強さの試験方法                  JS A6916「建築用内装壁紙」の7.11曲がり強さ試験に準ずる。                  試験条件: 試験室は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。</p>																																																								
<p>試験片目地材                  (品質・性能)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質・性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保水率</td> <td>30.0%以上</td> </tr> <tr> <td>長さ変化率</td> <td>0.2%以下(収縮)</td> </tr> <tr> <td>吸水量</td> <td>50g以下</td> </tr> <tr> <td>単位容積質量</td> <td>1.80kg/ℓ以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(試験方法)                  (1) 試験の条件                  試験室は、温度20±2℃、湿度65±5% RHの標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、予め24時間以上標準状態に置いてから使用する。                  (2) 試料の調整                  正重量と標準練り上がり量より、1.0~1.2%の試料を練り上げるに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに影響水量より留意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。                  練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」10.1に規定する練り混ぜ機を使用し、練り混ぜに留意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜて試料とする。                  (3) 保水性(ろ紙法)                  JS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス(縦200mm、横200mm、厚さ5mm)の上にJIS P3801「ろ紙(化学分析用)」に規定する5Aろ紙(直径18.5cm)をのせ、その中央部に真つ角型リング型枠(内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm)を設置し、2)で練り混ぜた試料を金で平削り詰め込む。その後、直方型リング型枠上部ガラス板を当て上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。10分後にろ紙へしみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて1mmまで測定する。                  試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。                  保水率(%) = 50 / 平均値 × 100 (注) 50: リング型枠の内径(mm)                  (4) 単位容積質量                  (2)で調整した試料を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.3に規定する方法で求める。                  (5) 長さ変化率                  (2)で調整した試料を用いてJIS A 1171の7.6長さ変化率試験に従って行う。                  (6) 吸水量                  (3)で調整した試料を用いてJIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」10.1に規定する方法で24時間の吸水量を求める。試験片数は3個とし、その平均値とする。</p>	項目	品質・性能	保水率	30.0%以上	長さ変化率	0.2%以下(収縮)	吸水量	50g以下	単位容積質量	1.80kg/ℓ以上																																														
項目	品質・性能																																																							
保水率	30.0%以上																																																							
長さ変化率	0.2%以下(収縮)																																																							
吸水量	50g以下																																																							
単位容積質量	1.80kg/ℓ以上																																																							
<p>・接着剤による陶磁器質タイル(セラミックタイル)張り</p>	<p>(11.3.2~4.7)</p> <p>タイルの形状、寸法等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形状寸法(mm)</th> <th rowspan="2">再生材料の適用</th> <th colspan="3">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th rowspan="2">役物</th> <th rowspan="2">色</th> <th colspan="2">耐滑り性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>施のう</th> <th>無のう</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>☑</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>標準的な曲がりの役物は一体成形とする          試験経路 ・行方 ※行わない          見本焼き ・行方 ※行わない          接着剤のホルムアルデヒド放散量          ※試験対象外          外装壁タイル接着剤張りにおける目地のシーリング材          打継ぎ目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ・          ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ・          併設設置目地 ※変成シリコン系シーリング材 ・          その他の目地 ※変成シリコン系シーリング材 ・          モルタル塗りをしたコンクリート素地面の処理          ・MCR工法 ・目荒し工法(高圧水洗処理) ・</p>	形状寸法(mm)	再生材料の適用	吸水率による区分			うわぐすり		役物	色	耐滑り性		備考	I類	II類	III類	施のう	無のう	有	無		☑	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
形状寸法(mm)	再生材料の適用			吸水率による区分			うわぐすり				役物	色		耐滑り性		備考																																								
		I類	II類	III類	施のう	無のう	有	無																																																
	☑	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																													
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																													
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																													



<p>・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材</p>					
施工箇所	厚さ (mm)	表面の化粧加工	含水率	防虫処理	間材等の適用
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有り (加工: 天然木化粧加工・塗装加工)</li> <li>・無し ( )</li> </ul>	※14%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	・
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有り (加工: 天然木化粧加工・塗装加工)</li> <li>・無し ( )</li> </ul>	※14%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	・

<p>・床張り用合板等 (122.1)</p> <p>ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通合板C</li> </ul>									
施工箇所	厚さ (mm)	表板の種類名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防火処理	間材等の適用	
	※55	・しな ・ラウン	※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等針葉樹 ※C-D以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	・	
	・	・	・1類 ・2類	・	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	・	
	・	・	・1類 ・2類	・	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	・	

  

<p>・構造用合板C</p>									
施工箇所	等級	表板の種類名	接着の程度	板面の品質	厚さ (mm)	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間材等の適用
	※2級止 ・1級	※塗膜制 ・広葉樹	※1類 ・特類	※C-D以上	※12		<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する ( )</li> <li>・適用しない</li> </ul>	・
	・2級 ・1級	・	・1類 ・特類	・	・		<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する ( )</li> <li>・適用しない</li> </ul>	・
	・2級 ・1級	・	・1類 ・特類	・	・		<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する ( )</li> <li>・適用しない</li> </ul>	・

  

<p>・パーティクルボードC</p>									
施工箇所	表裏面の状態による区分	冊子線式による区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)				
		※13タイプ	※P又はM		※15				
		・	・		・				

  

<p>・構造用パネル</p>		
施工箇所	等級	厚さ (mm)
	・1級 ・2級 ・3級 ・4級	
	・1級 ・2級 ・3級 ・4級	

<p>・長尺金属板葺 (132.3)</p>					
施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっきの種類及び記号	厚さ (mm)	屋根葺形式	備考
	※JIS G 3322の屋根用コイル		※04	・心木なし瓦葺 ・立平葺 (中層ノド) ・鐵掛葺 ・横葺	

下葺材料 ※アスファルトルーフィング940  
 ・改質アスファルトルーフィング下葺材  
 (・一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ)

工法  
 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法  
 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法)  
 ・適用しない  
 雪止め ・設置する (施工箇所 ・図示 ・ )

<p>・折板葺 (132.2) (132.3) (表 132.1)</p>									
施工箇所	形式	山風 山比が よる区分	耐力による区分	材料による区分	厚さ (mm)	軒先 面戸板	耐火性能		
	・重形 ・はげ締め形 ・かん合形		( ) 種	※鋼製 ・鋼合合金製	・06 ・08 ・10	・有り ・無し	※30分 ・無し		

材料 板及びコイルの種類 ※JIS G 3322の屋根用コイル  
 塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 ( )  
 断熱材 ・有り (種別: 厚さ(mm): 防火性能: 時間)  
 ・無し  
 裏打ち材 ・有り ・無し

工法  
 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法  
 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法)  
 ・適用しない

<p>●とい (135.2) (表 135.5)</p>																					
<p>といの材質 ※配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 (・VP ・PF-VF-C)</p> <p>●ステンレス製          ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外          ※鋼管製といの防露巻き          ※適用する (工法: ※標準仕様書表 135.5による ・ )          ・適用しない</p> <p>ルーフトレン</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>施工箇所</th> <th>径 (mm)</th> </tr> <tr> <td>・ろく屋根用 ( ・ 縦型 ・ 横型)</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・バルコニー用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・バルコニー中継用</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>●ステンレス製笠樋は下記による。          ビルステン丸樋 呼称50 (株)タナハウジングウェア 同等          ●ステンレス製軒樋は下記による。          デカノキ角12号 (株)タナハウジングウェア 同等</p>										種 別	施工箇所	径 (mm)	・ろく屋根用 ( ・ 縦型 ・ 横型)		・	・バルコニー用			・バルコニー中継用		
種 別	施工箇所	径 (mm)																			
・ろく屋根用 ( ・ 縦型 ・ 横型)		・																			
・バルコニー用																					
・バルコニー中継用																					

14章 金属工事

項目	特記事項
●アルミの表面仕上げ	(14.2.1)
	種類 施工箇所 (手すり、タラップ、建具以外)
	※H.L 程度
	・鏡面仕上げ 程度
	●No.2B 程度

13章 屋根及びとい工事

項目	特記事項
----	------

・アルミ及びアルミ合金の表面処理	(14.2.2) (表 14.2.1)						
	種別	皮膜又は複合皮膜の種類	施工箇所 (成り板、笠木、建具以外)				
	・A-1種	※AA15					
	・A-2種 (・アルミ・アルマイト系・アルマイト)	※AA15					
	・B-1種	※B	・A2				
	・B-2種 (・アルミ・アルマイト系・アルマイト)	※B	・A2				
	・C-1種	※AA6					
・C-2種 (・アルミ・アルマイト系・アルマイト)	※AA6						
・D種							
陽極酸化皮膜の着色方法 ※二次電解着色 ・三次電解着色 (色合等は、監督職員の指示による)							
・鉄鋼の亜鉛めっき	(14.2.3) (表 14.2.2)						
	表面処理方法	種別	施工箇所 (手すり、タラップ以外)				
	・溶融亜鉛めっき	・A種					
		・B種					
※C種							
・電気亜鉛めっき	・D種						
	・E種						
	・F種						
・軽量鉄骨天井下地	(14.4.2~4) (表 14.4.1)						
	野縁等の種類 屋外 ※25型・19型 屋内 ※19型・25型 屋外の軒天井、ヒロテイト天井等						
	工法 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1・1.15・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法) ・適用しない						
	野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ※図示 ・周辺部の端からの間隔 ※図示 ・野縁の間隔 ※図示						
	吊りボルトの間隔が900mmを超える場合 補強方法 ※図示						
	天井のふところ高が1.5m以上3.0m以下の場合 補強方法 ※標準仕様書 14.4.4(h)(1)~(2)による ・図示						
	天井のふところ高が3.0mを超える場合 補強方法 ※図示						
	天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※図示 補強方法 ※図示						
	断熱インサート ※使用する (内断熱を施した面)						
	・軽量鉄骨壁下地	(14.5.3) (表 14.5.1)					
スタッド、ランナーの種類 ※標準仕様書表 14.5.1 によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・図示 スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※図示							
・金属成り板張り	(14.6.2.3) (表 14.2.1)						
	種別	製法	形状	板幅 (mm) 板厚 (mm)			
	・アルミ	※押し出し ・ロール	バッド リハ形	・100	・10		
		・プレス	バッド形				
	・アルミ	・	・			・B-1種	※B
						・B-2種 (・アルミ・アルマイト系・アルマイト) (※標準色・特注色)	※B
						・C-1種	※AA6
						・C-2種 (・アルミ・アルマイト系・アルマイト) (※標準色・特注色)	※AA6
						・D種	
						・	
取付け用下地 ※標準仕様書 14.4 による ・図示 伸縮継ぎ手 ・設ける (施工箇所 ※図示) ※設けない							
・アルミ製笠木	(14.7.2.3) (表 14.2.1) (表 14.7.1)						
	種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・100形 ・400形 (押出 板厚 2.5mm) 表面処理 種別 ( ) 種 皮膜等の種類 (※標準仕様書表 14.2.1 による) 着色 (・アンバー ・フロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー) (※標準色 ・特注色) 特注色の色合等については、監督職員の指示による。 笠木の固定金具の工法等 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1・1.15・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法) ・適用しない						
・手すり及びタラップ	(14.8.2.3)						
	手すり	・ステンレス製 SUS304 (表面処理 ※L程度 ・No.2B程度) ・鋼製 (表面処理 ※溶融亜鉛めっきC種)					

	タラップ ・ステンレス製 SUS304 (表面処理 ※研磨なし) ・鋼製 (表面処理 ※溶融亜鉛めっきC種)		
15章 左官工事			
項目	特記事項		
・モルタル塗り	既製目地材 ・設ける 施工箇所 ( ) 形状 (※図示) ・設けない 床の目地 ・設ける (工法※押し目地) ・設けない 外装タイル張り下地の下地モルタルの接着力試験 ・適用する ・適用しない		
	・防水剤 (品質・性能)		
	項目	品質・性能	
	防水剤の種類	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤	
	混合割合	セメント重量の5%以下	
	凝結及び安定性	(凝結) JIS R 5201 「セメントの物置試験方法」の8の規定によって行う。 凝結時間 始発: 1時間以上 終結: 10時間以内 (安定性) JIS R 5201 「セメントの物置試験方法」の9の規定によって行い、収縮性、膨脹性のひび割れ及びひび割れについて確認する。	
	曲げ及び圧縮強度比	JIS A 1404 に規定する、JIS R 5201 の10の規定によって行う。 曲げ強度比及び圧縮強度比 70%以上	
	吸水比	JIS A 1404 に規定によって行う。 吸水比 95%以下	
	透水性	JIS A 1404 に規定によって行う。 透水性 80%以下 ただし、透水性試験における水圧は、3.0×10 <sup>5</sup> Pa とし1時間行う	
	●床コンクリート直直し仕上げ	(6.2.5) (15.3.2) 下表以外を基準仕様書 15.3.2 による	
	施工箇所	平たんさ(mm)	備考
	フリーアクセフロア (支柱埋込式) 転用	1mにつき10以下	
	フリーアクセフロア (溝埋込) 転用	3mにつき7以下	
・セルフレベリング材塗り	(15.4.2) (表 15.4.1) ・せつこう系 ・セメント系		
●仕上塗材仕上げ	(15.5.2) 建物内装に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外		
	仕上塗材の種類		
種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・薄付け仕上塗材	・外装塗材S	・	・砂壁状
	・可とう形外装塗材S	・	・ゆず肌状 (吹付け ・ローラー塗り)
	・外装塗材E	・	・さざ波状
	・可とう形外装塗材E	・	・平たん状
	・防水外装塗材E	・	・凹凸状 (吹付け ・こて塗り)
	・外装塗材S	・	・着色骨材砂壁状 (吹付け ・こて塗り)
	・内装塗材C	・	・砂壁状しゅらく
	・内装塗材L	・	・京壁状しゅらく
	・内装塗材E	・	・
	・内装塗材W	・	・吸放湿性 ・適用する ・適用しない 耐湿性 ・適用する ・適用しない
・厚付け仕上塗材	・外装塗材C	・	・吹吹き ・凸凹処理 ・平たん状
	・外装塗材S	・	・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし
	・外装塗材E	・	・
	・内装塗材C	・	・吸放湿性 ・適用する ・適用しない 上塗材 ・適用する ・適用しない
	・内装塗材L	・	・
	・内装塗材G	・	・
	・内装塗材S	・	・
	・内装塗材E	・	・
	・	・	・
	・	・	・
●複層仕上塗材	・複層塗材CE	・	●ゆず肌状 ・凸凹処理 ・凹凸状
	・可とう形複層塗材CE	・	・
	・複層塗材S	・	・耐湿性 ※耐湿形3種 上塗材
	・複層塗材E	・	・耐湿性 ※耐湿形3種 上塗材
	・複層塗材FE	・	・溶媒 ※水系 ・溶剤系 樹脂 ※アクリル系 外観 ※つやあり ・つやなし ・艶か
	・防水複層塗材E	●	・
	・防水複層塗材FE	・	・
	・防水複層塗材FS	・	・
	・	・	・
	・	・	・
・軽量骨材仕上塗材	・吹付け塗材	・	・砂壁状 ・平たん状
	・こて塗材	・	・吹吹き ・凸凹処理 ・凹凸状
・透湿弾性複層塗材	・	・	・上塗材 溶媒 ・水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂 ( ) 所要量 製造所標準量の中値以上とする
	・	・	・

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防水層塗材は下記による。 ハイラパーウォール 神東塗料(株)同等</li> <li>下地処理塗材 ※C-2 ・C-1 ・CM-2</li> <li>シーリング目地部塗装 ※しない ●する</li> </ul>
・ALCパネルの場合の下地処理	内壁目地部の形状 ※V形目地付き
・マスチック塗材塗り	種別 ・A種 ・B種(仕上材塗りEP-G ※B種 ・A種)
・ロックウール吹付け	ロックウールのホルムアルデヒド放散量 ※検収対象外 ・ 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※検収対象外 ・ 吹付け厚さ(mm) ※図示 ・25

## 16章 建具工事

項目	特記事項
・防火戸	(16.1.3) ※建具表による
●見本の製作等	(16.1.4) 建具見本の製作 ・行う(建具符号: ) ・行わない ●行わない 建具見本の程度 ・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する ・納まり等が分かる程度のもの 特殊な建具の仮組 ・行う(建具符号: ) ・行わない
●防犯建物部品	(16.1.6) ・適用する(※建具表による) ・ ●適用しない
・アルミニウム製建具	(16.2.2.4.5) (表 14.2.1) 性能等級 外部に面する建具 ・A種(建具符号: ※建具表による) ・ ・B種(建具符号: ※建具表による) ・ ・C種(建具符号: ※建具表による) ・ 防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 断熱ドアセット <b>C</b> ・適用する 断熱性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 断熱サッシ <b>C</b> ・適用する 断熱性の等級(H-3 総線型) (建具符号: ・建具表による) ・外部に面する建具 ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形残留性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 枠の見込み寸法 ※建具表による 耐風圧性能 建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力(※1 ・1.15 ・1.3)倍に対して構造耐力上安全であること。 表面処理 外部に面する建具 ・B-1種 ・B-2種 ・ 皮膜等の種類(※標準仕様書表 14.2.1による) ・ 着色(・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー) (※標準色 ・特注色) 使用環境分類 ※Ⅲ ・Ⅱ 使用気候分類は、「軽金属製品協会規格 ビル用アルミニウム建材の環境別表面処理基準」による分類を示す。 屋内の建具 ※C-1種 ・C-2種 ・ 皮膜等の種類(※標準仕様書表 14.2.1による) ・ 着色(・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー) (※標準色 ・特注色) 結露水の処理方法 ※図示 ・ 水切り板、ぜん板 ※図示 ・ 特注色の色合等については、監修職員の指示による。
・網戸等	(16.2.3) 種類 材種 線径 網目 ・防虫網 ・合成樹脂製 ※ガラス繊維入り合成樹脂製 ※0.25mm以上 ※16~18メッシュ ・防鳥網 ステンレス(SUS304)線材 1.5mm 網目寸法 15mm
・樹脂製建具	(16.2.5) (16.3.2~5) 性能等級 外部に面する建具 ・A種(建具符号: ・建具表による) ・ ・B種(建具符号: ・建具表による) ・ ・C種(建具符号: ・建具表による) ・ 防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級(・T-1 ・T-2) (建具符号: ・建具表による) ・ ・適用しない

	断熱ドアセット・断熱サッシ <b>C</b> ・適用する 断熱性の等級(・H-4 ・H-5 ・H-6) (建具符号: ・建具表による) ・ ・適用しない 枠の見込み寸法 ※建具表による									
	耐風圧性能 建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力(※1 ・1.15 ・1.3)倍に対して構造耐力上安全であること。 表面色 ※標準色 ・特注色 特注色の色合等については、監修職員の指示による。 水切り板、ぜん板 ※図示 ・ ガラス ※図示 ・									
・鋼製建具	(16.2.2) (16.4.2~4) (表 16.4.2) 性能等級 簡易気密型ドアセット ・適用する (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ※S-4 (建具符号: ※建具表による) ・ ・S-5 (建具符号: ※建具表による) ・ ・S-6 (建具符号: ※建具表による) ・ 防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 断熱ドアセット・断熱サッシ <b>C</b> ・適用する 断熱性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形残留性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 耐風圧性能 建築基準法施行例第82条の4に規定される風圧力(※1 ・1.15 ・1.3)倍に対して構造耐力上安全であること。 鋼板 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>めっき付着量</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※JSG3302(溶融めっき鋼板)</td> <td>※Z12又はF12</td> <td>※標準仕様書表 16.4.2による</td> </tr> <tr> <td>・JSG3317(溶融めっき5%アルミニウム合金めっき鋼板)</td> <td>※Y08</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材料	めっき付着量	厚さ	※JSG3302(溶融めっき鋼板)	※Z12又はF12	※標準仕様書表 16.4.2による	・JSG3317(溶融めっき5%アルミニウム合金めっき鋼板)	※Y08	
材料	めっき付着量	厚さ								
※JSG3302(溶融めっき鋼板)	※Z12又はF12	※標準仕様書表 16.4.2による								
・JSG3317(溶融めっき5%アルミニウム合金めっき鋼板)	※Y08									
・鋼製軽量建具	(16.2.2) (16.5.2~4) 性能等級 簡易気密型ドアセット ・適用する (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 断熱ドアセット・断熱サッシ <b>C</b> ・適用する 断熱性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形残留性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 鋼板 ※亜鉛めっき鋼板 ・ピニル被膜鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 鋼板の厚さ ※標準仕様書表 16.5.1による 召合せ、縦小口包み板の材質 ・鋼板 ※ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金の押出形材									
●ステンレス製建具	(16.2.2) (16.4.2) (16.6.2~4) 性能等級 簡易気密型ドアセット ●適用する (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ※S-4 (建具符号: ※建具表による) ・ ・S-5 (建具符号: ※建具表による) ・ ・S-6 (建具符号: ※建具表による) ・ 防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 断熱ドアセット・断熱サッシ <b>C</b> ・適用する 断熱性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形残留性の等級( ) (建具符号: ※建具表による) ・ ・適用しない 耐風圧性能 建築基準法施行例第82条の4に規定される風圧力(※1 ・1.15 ・1.3)倍に対して構造耐力上安全であること。 鋼板(屋外) ※SUS430JL、SUS443J1、SUS304 ●SUS316 鋼板(屋内) ※SUS430、SUS430JL、SUS443J1、SUS304 ●SUS316 表面仕上げ ※HL仕上げ ・鏡面仕上げ ●No.2B ステンレス鋼板の曲加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ ●止水性能 水切り2mの漏水量(※試験報告書) 1.5リットル以下相当(漏水面積1m <sup>2</sup> 1時間当たり)									

・木製建具 (16.7.2~4) 建具材の加工、組立時の含水率 ※日種 建物内側の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※検収対象外 ・フラッシュ戸 表面材の合板の種類	合板の種類 ・普通合板 C 表面の樹種 生地、透明塗料塗り (※カ)合板程度 ( ) 不透明塗料塗り (※シ)合板程度 ( ) 板面の品質 ( ) 接着の程度 (・1類 ・2類)	備考
	・天然木化粧合板 C 樹種名 ( ) 接着の程度 (・1類 ・2類)	
	・特殊加工化粧合板 C 化粧加工の方法 (・オパール・アクリル・塗装) 表面性能 ( )タイプ 接着の程度 (・1類 ・2類)	
	表面板の厚さ ※表 16.7.6 による ・かまち戸 かまち樹種 ( ) 鏡板樹種 ( ) 見込み寸法 ※36mm ・建具表による ・ふすま 張りの種別 (・I型 ・II型) 上張り (押入等の裏側以外) ・鳥の子 ※新鳥の子又はビニル紙程度 縁仕上げ ・塗り縁 ・生地縁 (素地) ・生地縁 (ワレタンクリヤー塗装) 見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による ・戸すま 見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・紙張り障子 見込み寸法 ※30mm ・建具表による 枠、くつずりの材料 ・建具表による ※図示	
●建具用金物 (16.8.2.3)表 16.8.1 金物の種類・見え掛り部の材質等 ※標準仕様書表 16.8.1 及び適用は建具表による 樹脂製建具に使用する丁番 ※標準仕様書表 16.8.3 による 握り玉、レバーハンドル、押板、クレセントの取付位置 ●建具表による ●錠前類 【シリンダ錠及びシリンダ本締まり錠】 (品質) テッドボルトの出寸法は 17mm 以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グラントマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。 (性能)	1) (シリンダ錠のみ) ラッチボルトの開閉繰り返し試験 (40 万回) を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の 2 倍未満であり、動作に支障がない。 2) キーによるテッドボルトの開閉繰り返し試験 (10 万回) を行った後、試験前の回転トルクの 2 倍未満であり、試験前動作に支障がない。(シリンダ本締まり錠のみ) シリンダ単体の開閉繰り返し試験の試片は、シリンダだけの回転トルクが 10N・cm 以下とする。 3) キーによる錠前機構の開閉繰り返し試験 (10 万回) を行った後、試験前の回転トルクの 2 倍未満であり、試験前動作に支障がない。 4) キーの抜き差し繰り返しの試験 (10 万回) を行った後、キーの抜き差しに要する荷重は 10 N 以下である。また、未使用の場合錠がシリンダが回転でき、かつ、1 箇所 1 段差、抜込みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。(キーに加えるトルクは、150N・cm とする) 1) テッドボルトの押込み強度試験 (10KN) を行った後、荷重を除いたときのテッドボルトの出寸法は 8 mm 以上であること。 2) テッドボルトの側圧強度試験 (10KN) を行った後、加圧板がテッドボルトを通過しない。 3) テッドボルトの押込み強度 (衝撃荷重) 試験 (58.8 J) の衝撃荷重を加えたとき、錠前状態 (テッドボルトの突出量) が 8 mm 未満にならないこと。 4) テッドボルトの側圧強度 (衝撃荷重) 試験 (58.5 J) の衝撃荷重を加えたとき、錠前状態 (加圧板がテッドボルトを通過した状態) にならないこと。 5) (シリンダ本締まり錠がグレード 3 以上の錠の場合) ストライクプレートの厚さ 1.5 mm 以上のステンレス鋼製とし、トロコは厚さ 1.6 mm 以上の鋼製の一体絞りとす。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。	
使用済の質量に対する性能 (シリンダ錠のみ)	1) ラッチボルトの側圧強度試験 (4 KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。 2) レバーハンドルのねじり強度試験 (3.5 KN・cm) を行った後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がない。	

3) 握り玉のねじり強度試験 (3 KN・cm) を行った後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、錠前時握り玉が固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がない。 4) ハンドルの引張り強度試験 (2 KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がない。 5) ハンドルの垂直荷重強度試験 (2 KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がない。																																																																																																											
錠 1) かぎ (錠) 数は、1.5 万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ (錠) 違い数とみなさないものとする。 2) 同一タンブラーの使用数は、60 % 以下とする。また、6 本タンブラーにおいては、キーの同一穴数は、最大 2 連続までとしていること。 試験方法は、JIS A 1541-1 (建築金物一錠一第一部：試験方法) による。																																																																																																											
【レバーハンドル】 (性能)																																																																																																											
ねじり強度 レバーハンドルのねじり強度試験 (3.5 KN・cm) を行った後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がないこと。																																																																																																											
引張り強度 ハンドルの引張り強度試験 (2 KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がないこと。																																																																																																											
垂直荷重強度 ハンドルの垂直荷重強度試験 (2 KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がないこと。 試験方法は、JIS A 1541-1 (建築金物一錠一第一部：試験方法) による。																																																																																																											
●クロサ類 (品質・性能)																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>① ドアクロサ</th> <th>② ヒンジクロサ</th> <th>③ フロアヒンジ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">性能試験項目</td> <td rowspan="6">閉じ力及び効率による区分 (注1) (注2)</td> <td>Grade 2</td> <td>閉じ力 (N・m)</td> <td>効率 (%)</td> <td>閉じ力 (N・m)</td> <td>効率 (%)</td> <td>閉じ力 (N・m)</td> <td>効率 (%)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>5 以上</td> <td>30 以上</td> <td>5 以上</td> <td>30 以上</td> <td>5 以上</td> <td>30 以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10 以上</td> <td>30 以上</td> <td>10 以上</td> <td>30 以上</td> <td>10 以上</td> <td>30 以上</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>15 以上</td> <td>35 以上</td> <td>15 以上</td> <td>35 以上</td> <td>15 以上</td> <td>35 以上</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>25 以上</td> <td>40 以上</td> <td>25 以上</td> <td>40 以上</td> <td>25 以上</td> <td>40 以上</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>35 以上</td> <td>45 以上</td> <td>35 以上</td> <td>45 以上</td> <td>35 以上</td> <td>45 以上</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>45 以上</td> <td>45 以上</td> <td>45 以上</td> <td>45 以上</td> <td>45 以上</td> <td>45 以上</td> </tr> <tr> <td>閉じ速度 (秒)</td> <td colspan="8">常温 (5~35℃) 無油状態において、開閉 (70°) から全閉 (0°) までの時間を 5~8 秒に調整できること。</td> </tr> <tr> <td>温度依存性 (℃)</td> <td colspan="8">緩衝油の流動加減は、JIS K 2269 (原油及び石油製品の流動点並びに石油製品貯蔵点試験方法) により測定し、-15℃ 以下であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初期値</td> <td>ストップ入力</td> <td colspan="2">60 N・m 以下 但し、カナル型は 200 N・m 以下</td> <td colspan="2">100 N・m 以下</td> <td colspan="2">100 N・m 以下</td> </tr> <tr> <td>ストップ解除力</td> <td colspan="2">8 N・m 以上</td> <td colspan="2">3 N・m 以上</td> <td colspan="2">10 N・m 以上</td> </tr> <tr> <td>バックチェック性能 (秒) (バックチェック機能を有する機種のみ適用)</td> <td colspan="2">ドア開閉方向に荷重 60 N/m<sup>2</sup> を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>ディレードアクション性能 (秒) (ディレードアクション解除角度 (60~75°) (ディレードアクション機能を有する機種のみ適用))</td> <td colspan="2">開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table>	区分		① ドアクロサ	② ヒンジクロサ	③ フロアヒンジ	性能試験項目	閉じ力及び効率による区分 (注1) (注2)	Grade 2	閉じ力 (N・m)	効率 (%)	閉じ力 (N・m)	効率 (%)	閉じ力 (N・m)	効率 (%)	1	5 以上	30 以上	5 以上	30 以上	5 以上	30 以上	2	10 以上	30 以上	10 以上	30 以上	10 以上	30 以上	3	15 以上	35 以上	15 以上	35 以上	15 以上	35 以上	4	25 以上	40 以上	25 以上	40 以上	25 以上	40 以上	5	35 以上	45 以上	35 以上	45 以上	35 以上	45 以上	6	45 以上	閉じ速度 (秒)	常温 (5~35℃) 無油状態において、開閉 (70°) から全閉 (0°) までの時間を 5~8 秒に調整できること。								温度依存性 (℃)	緩衝油の流動加減は、JIS K 2269 (原油及び石油製品の流動点並びに石油製品貯蔵点試験方法) により測定し、-15℃ 以下であること。								初期値	ストップ入力	60 N・m 以下 但し、カナル型は 200 N・m 以下		100 N・m 以下		100 N・m 以下		ストップ解除力	8 N・m 以上		3 N・m 以上		10 N・m 以上		バックチェック性能 (秒) (バックチェック機能を有する機種のみ適用)	ドア開閉方向に荷重 60 N/m <sup>2</sup> を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。		-		-		-		ディレードアクション性能 (秒) (ディレードアクション解除角度 (60~75°) (ディレードアクション機能を有する機種のみ適用))	開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		-		-		-						
区分		① ドアクロサ	② ヒンジクロサ	③ フロアヒンジ																																																																																																							
性能試験項目	閉じ力及び効率による区分 (注1) (注2)	Grade 2	閉じ力 (N・m)	効率 (%)	閉じ力 (N・m)			効率 (%)	閉じ力 (N・m)	効率 (%)																																																																																																	
		1	5 以上	30 以上	5 以上			30 以上	5 以上	30 以上																																																																																																	
		2	10 以上	30 以上	10 以上			30 以上	10 以上	30 以上																																																																																																	
		3	15 以上	35 以上	15 以上			35 以上	15 以上	35 以上																																																																																																	
		4	25 以上	40 以上	25 以上		40 以上	25 以上	40 以上																																																																																																		
		5	35 以上	45 以上	35 以上	45 以上	35 以上	45 以上																																																																																																			
	6	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上																																																																																																				
閉じ速度 (秒)	常温 (5~35℃) 無油状態において、開閉 (70°) から全閉 (0°) までの時間を 5~8 秒に調整できること。																																																																																																										
温度依存性 (℃)	緩衝油の流動加減は、JIS K 2269 (原油及び石油製品の流動点並びに石油製品貯蔵点試験方法) により測定し、-15℃ 以下であること。																																																																																																										
初期値	ストップ入力	60 N・m 以下 但し、カナル型は 200 N・m 以下		100 N・m 以下		100 N・m 以下																																																																																																					
	ストップ解除力	8 N・m 以上		3 N・m 以上		10 N・m 以上																																																																																																					
バックチェック性能 (秒) (バックチェック機能を有する機種のみ適用)	ドア開閉方向に荷重 60 N/m <sup>2</sup> を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。		-		-		-																																																																																																				
ディレードアクション性能 (秒) (ディレードアクション解除角度 (60~75°) (ディレードアクション機能を有する機種のみ適用))	開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		-		-		-																																																																																																				

	<table border="1"> <tr> <td>戸の開閉位置 (中心吊り込み面自由のみに適用)</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>±3 mm以内</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後の閉じ時刻 (N・m)</td> <td>Grade 2</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後の効率 (%)</td> <td>Grade 2</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後の閉じ速度 (秒)</td> <td></td> <td colspan="3">耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後のバックチェック性能 (秒)</td> <td></td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後のディレードアクション性能 (秒)</td> <td></td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後の戸開閉位置 (mm)</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>耐久試験後も±6 mm以内</td> </tr> <tr> <td>耐久性の試験回数 (繰返し開閉回数)</td> <td>Grade 2</td> <td>20万回</td> <td>10万回</td> <td>30万回</td> </tr> </table> <p>注1 バリ取りが、右記の閉じ時刻の70%程度までとする。 注2 カット型は右記の閉じ時刻の50%程度までとする。 Grade1 を選定する場合は、図示による。</p> <p>(試験方法)</p> <p>1) 性能試験は、JIS A 1510-3 (建築用ドア金物の試験方法-第3部:フロアヒンジ、ドアクローサ及びヒンジクローサ) に規定する試験方法による。 2) 試験ドアの質量は、1番手は25kg、2番手は40kg、3番手は60kg、4番手は80kg、5番手は100kg、6番手は120kgとする。</p>	戸の開閉位置 (中心吊り込み面自由のみに適用)		-	-	±3 mm以内	繰返し開閉後の閉じ時刻 (N・m)	Grade 2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	繰返し開閉後の効率 (%)	Grade 2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	繰返し開閉後の閉じ速度 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。			繰返し開閉後のバックチェック性能 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	-	-	繰返し開閉後のディレードアクション性能 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	-	-	繰返し開閉後の戸開閉位置 (mm)		-	-	耐久試験後も±6 mm以内	耐久性の試験回数 (繰返し開閉回数)	Grade 2	20万回	10万回	30万回	<p>とき、確実に作動すること。 注) 取り付け位置などにより、上記より良い場合は、当該センサーに適した方法の試験を行い、確実に作動することを確認する。 &lt;試験条件&gt; (1) 無目付センサー又は天井付センサーの検出体及び検出範囲は、JIS A 1551の76による。 (2) 熱線スイッチ…被検出体表面温度、33±2°Cとし、周辺温度は、被検出体表面温度より5°C±2°C低い値とする。 (3) 超音波スイッチ…温度-10°C、湿度75%、風速10m/secとする。 (4) 試験室の状態は、JIS Z 8703「試験場所の標準状態」の常温、常湿による。 (3) 放射線ノイズ 放射線照射電磁界イミュニティ試験とする。(ただし、電界強度は一定とする。)</p> <p>・自閉式上吊り引装置 (16.10.3)</p> <p>性能 ※標準仕様書表 16.10.1 による (試験方法) (1) 耐久性 (開閉繰り返し) 試験 閉じ、開き、閉じ、開きを繰り返す。試験機の自重装置及び巻掛装置のみにより戸を開閉位置から閉閉位置までの動作を確認できる試験を行う。 同様に、各試験機は戸とし、開口法有効高さ2000mm、幅最大とする。 適手幅質量の区分ごとに試験を行う。自重装置、巻掛装置は10万回以上の時点で1回の動作確認するものとし、また、その他の巻掛装置についてはメーカーの耐久性能試験報告書において2万回以上の耐久性能を確認することで、試験を受けることができるものとする。 (2) 耐衝撃試験 落下高さ17mmにて、ドアの中央部にドアが閉じる方向に衝撃を与える。耐衝撃試験に用いる試験機は引戸、開口法有効高さ2000mm、幅900mmとする。適手幅質量の区分ごとに試験を行う。 (3) 気密試験 JSA 1516 気密試験方法による。</p> <p>・重量シャッター (16.11.2.3)</p> <p>シャッターの種類 ・管理用シャッター 耐風圧強度 ( ) N/m<sup>2</sup> ・外壁用防火シャッター 耐風圧強度 ( ) N/m<sup>2</sup> ・屋内用防火シャッター ・防塵シャッター 開閉機による種類 ※上部電動式 (手動併用) ・上部手動式 管理用シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板) ・JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板) めっきの付着量 ※Z12又はF12 ・</p> <p>・軽量シャッター (16.12.2~4)</p> <p>開閉形式 ※手動式 ・上部電動式 (手動併用) 耐風圧強度 ( ) N/m<sup>2</sup> スラットの材質 ※JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板) めっき付着量 (※Z06又はF06 ) ・JIS G 3322 (塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板) めっき付着量 (※AZ90 ) 塗装 ※標準色 ・特注色 (特注色の色合等については、監督職員の指示による) スラットの形状 ・インターロック形状 ・オーバーラッピング形状</p> <p>・オーバーヘッドドア (表 14.2.1) (16.13.2.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セクション材料による区分</th> <th>耐風圧区分Pa)</th> <th>開閉方式による区分</th> <th>収納形式による区分</th> <th>ガイドレールの材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ</td> <td>・125 ・100 ・75 ・50</td> <td>※バンス式 ・チェーン式 ・電動式</td> <td>・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形</td> <td>※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板</td> </tr> </tbody> </table> <p>アルミニウム材の表面処理 ※B-2種 (・標準色 ・特注色) セクション材 ※標準色 ・特注色 特注色の色合等については、監督職員の指示による。 吹き込み防止 ※サイドシール (3方)</p> <p>・ガラス (9.7) (16.14.2~4) (表 16.14.1)</p> <p>・合わせガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>構成種類</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・フロート合わせガラス</td> <td>・フロート板合わせガラス ・熱線吸収フロート板合わせガラス</td> <td>・I類</td> </tr> <tr> <td>・網入り合わせガラス</td> <td>・網入り板、フロート板合わせガラス ・網入り板、熱線吸収板合わせガラス</td> <td>・II-1類 ・II-2類 ・III類</td> </tr> </tbody> </table> <p>・強化ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料板ガラスによる種類</th> <th>種類</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・フロートガラス</td> <td>・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス</td> <td>・I類 ・III類</td> </tr> <tr> <td>・型板ガラス</td> <td>・型板強化ガラス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・熱線吸収板ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>性能</th> <th>色調</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入り板ガラス</td> <td>・1種 ・2種</td> <td>・ブルー ・グレー ・ブロンズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>・複層ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>断熱性、日射熱低減性による区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・断熱複層ガラス</td> <td>・1種 ・2種 U1 U2</td> </tr> </tbody> </table>	セクション材料による区分	耐風圧区分Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質	※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バンス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板	品種	構成種類	性能	・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収フロート板合わせガラス	・I類	・網入り合わせガラス	・網入り板、フロート板合わせガラス ・網入り板、熱線吸収板合わせガラス	・II-1類 ・II-2類 ・III類	材料板ガラスによる種類	種類	性能	・フロートガラス	・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・I類 ・III類	・型板ガラス	・型板強化ガラス		品種	性能	色調	・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入り板ガラス	・1種 ・2種	・ブルー ・グレー ・ブロンズ	品種	断熱性、日射熱低減性による区分	・断熱複層ガラス	・1種 ・2種 U1 U2
戸の開閉位置 (中心吊り込み面自由のみに適用)		-	-	±3 mm以内																																																																												
繰返し開閉後の閉じ時刻 (N・m)	Grade 2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。																																																																												
繰返し開閉後の効率 (%)	Grade 2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。																																																																												
繰返し開閉後の閉じ速度 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。																																																																														
繰返し開閉後のバックチェック性能 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	-	-																																																																												
繰返し開閉後のディレードアクション性能 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	-	-																																																																												
繰返し開閉後の戸開閉位置 (mm)		-	-	耐久試験後も±6 mm以内																																																																												
耐久性の試験回数 (繰返し開閉回数)	Grade 2	20万回	10万回	30万回																																																																												
セクション材料による区分	耐風圧区分Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質																																																																												
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バンス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板																																																																												
品種	構成種類	性能																																																																														
・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収フロート板合わせガラス	・I類																																																																														
・網入り合わせガラス	・網入り板、フロート板合わせガラス ・網入り板、熱線吸収板合わせガラス	・II-1類 ・II-2類 ・III類																																																																														
材料板ガラスによる種類	種類	性能																																																																														
・フロートガラス	・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・I類 ・III類																																																																														
・型板ガラス	・型板強化ガラス																																																																															
品種	性能	色調																																																																														
・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入り板ガラス	・1種 ・2種	・ブルー ・グレー ・ブロンズ																																																																														
品種	断熱性、日射熱低減性による区分																																																																															
・断熱複層ガラス	・1種 ・2種 U1 U2																																																																															
<p>●鍵 (16.8.4)</p> <p>マスターキー ●製作する ・製作しない その他の鍵 ※各室3本1組 ・ 鍵箱 ※有り ( 本用 個) ・無し</p>																																																																																
<p>・自動ドア開閉装置 (16.9.2.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動ドア</th> <th>性能</th> <th>防錆</th> <th>センサーの種類</th> <th>凍結防止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSDL-1 ・DSDL-2</td> <td>※標準仕様書表 16.9.1 による</td> <td></td> <td>・マットスイッチ ※分離 (反動) スwitch ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイスイッチ</td> <td>・※行う (適用箇所は建具表による) ・行わない</td> </tr> <tr> <td>・SMD-1 ・SMD-2</td> <td>※標準仕様書表 16.9.2 による</td> <td>・適用する ・適用しない</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(品質・性能) 駆動装置・制御装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質・性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作動電圧</td> <td>定格電圧に対し90%~110%の電圧で作動に異常がない</td> </tr> <tr> <td>適用使用周囲温度 (°C)</td> <td>-10°C~40°C</td> </tr> <tr> <td>電動機の焼損防止措置</td> <td>電動機にサーマルプロテクターを内蔵、又は制御装置に保護回路を設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>検出装置 (本体センサー、補助センサー)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質・性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作動電圧範囲</td> <td>定格電圧90% ~110% で作動させた時に異常がないこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出力接点容量</td> <td colspan="2">有接点</td> <td colspan="2">無接点</td> </tr> <tr> <td>AC</td> <td>0.3A 以上 (抵抗負荷)</td> <td>DC 50V</td> <td>0.1A 以上 (抵抗負荷)</td> </tr> <tr> <td>DC 30V</td> <td>0.3A 以上 (抵抗負荷)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>DC 50V</td> <td>0.1A 以上 (抵抗負荷)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>応答時間 (秒)</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>検出範囲</td> <td>試験により確実に作動すること。</td> </tr> <tr> <td>適用使用周囲温度 (°C)</td> <td>-10°C~40°C</td> </tr> </tbody> </table> <p>(試験方法) (1) 応答時間 0.3m/sec の早さで移動している標準機検出体が検出範囲に入ってから、ON 信号を出力するまでの時間を測定する。 (2) 検出範囲 a. ゴムマットスイッチは、直径100mmの鋼製円柱 (質量10kg) を不感部を除く全面に静かに置いたとき、確実に作動すること。 b. 上部取り付付形の動体検出形は、0.15m/sec の速度で、検出範囲に近づけたとき確実に作動すること。 c. 上部取り付付形の静止体検出形は、0.05m/sec の速度で、検出範囲に近づけた</p>	自動ドア	性能	防錆	センサーの種類	凍結防止	・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSDL-1 ・DSDL-2	※標準仕様書表 16.9.1 による		・マットスイッチ ※分離 (反動) スwitch ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイスイッチ	・※行う (適用箇所は建具表による) ・行わない	・SMD-1 ・SMD-2	※標準仕様書表 16.9.2 による	・適用する ・適用しない			・図示					項目	品質・性能	作動電圧	定格電圧に対し90%~110%の電圧で作動に異常がない	適用使用周囲温度 (°C)	-10°C~40°C	電動機の焼損防止措置	電動機にサーマルプロテクターを内蔵、又は制御装置に保護回路を設置	項目	品質・性能	作動電圧範囲	定格電圧90% ~110% で作動させた時に異常がないこと。	出力接点容量	有接点		無接点		AC	0.3A 以上 (抵抗負荷)	DC 50V	0.1A 以上 (抵抗負荷)	DC 30V	0.3A 以上 (抵抗負荷)	-	-	DC 50V	0.1A 以上 (抵抗負荷)	-	-	応答時間 (秒)	0.3 以下	検出範囲	試験により確実に作動すること。	適用使用周囲温度 (°C)	-10°C~40°C																									
自動ドア	性能	防錆	センサーの種類	凍結防止																																																																												
・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSDL-1 ・DSDL-2	※標準仕様書表 16.9.1 による		・マットスイッチ ※分離 (反動) スwitch ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイスイッチ	・※行う (適用箇所は建具表による) ・行わない																																																																												
・SMD-1 ・SMD-2	※標準仕様書表 16.9.2 による	・適用する ・適用しない																																																																														
・図示																																																																																
項目	品質・性能																																																																															
作動電圧	定格電圧に対し90%~110%の電圧で作動に異常がない																																																																															
適用使用周囲温度 (°C)	-10°C~40°C																																																																															
電動機の焼損防止措置	電動機にサーマルプロテクターを内蔵、又は制御装置に保護回路を設置																																																																															
項目	品質・性能																																																																															
作動電圧範囲	定格電圧90% ~110% で作動させた時に異常がないこと。																																																																															
出力接点容量	有接点		無接点																																																																													
	AC	0.3A 以上 (抵抗負荷)	DC 50V	0.1A 以上 (抵抗負荷)																																																																												
	DC 30V	0.3A 以上 (抵抗負荷)	-	-																																																																												
	DC 50V	0.1A 以上 (抵抗負荷)	-	-																																																																												
応答時間 (秒)	0.3 以下																																																																															
検出範囲	試験により確実に作動すること。																																																																															
適用使用周囲温度 (°C)	-10°C~40°C																																																																															



項目	特記事項
●材料	(18.1.3) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ●防火材料 ※室内の壁、天井仕上げ材は防火材料とする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所： )
●素地ごしらえ	(18.2.2~7) 下地面等 種別 木部 不透明塗料塗りの場合 ※A種・B種 透明塗りの場合 ※B種・A種 鉄鋼面 ※C種・A種・B種 亜鉛めっき鋼面 ・A種・B種・C種 モルタル面及びプラスター面 ※B種・A種 コンクリート面(DP以外)及びALC/瓦/瓦面 ※B種・A種 押出成形セメント板 ・A種・B種 せっこうボード面及び 目地：継目処理工法 ※A種・B種 ひその他ボード面 目地：継目処理工法以外 ※B種・A種
●錆止め塗料塗り	(18.3.2.3) 下地面等 工程の種別 塗料の種別 鉄鋼面 見え掛り部分 ※A種・B種 ※標準仕様書 18.3.2a)による 見え隠れ部分 ※B種・A種 亜鉛めっき鋼面 鋼製建具 ※A種・B種・C種 ・A種 ※B種 鋼製建具以外 ※B種 ※C種(8節EP-Gの場合)
●塗装	(18.4.1~18.14.2) 塗装 種別 塗料の種類 高日射反射率塗料の適用 ●合成樹脂塗料 ペイント塗り(SOP) 木部屋外 ※A種・B種 ※1種・2種 木部屋内 ※B種・A種 ※1種・2種 鉄鋼面 ※B種・A種 ※1種・2種 亜鉛めっき鋼面 - ※1種・2種 ●クリアラッカー塗り(CL) ※B種・A種 - ●アクリル樹脂系防水防汚塗料塗り(NAD) ※B種・A種 - ●耐水性塗料塗り(DP) 鉄鋼面 - 上塗りの等級(・1・2・3)級 亜鉛めっき鋼面 - 上塗りの等級(・1・2・3)級 コンクリート面及び押出成形材の板面 ・A種 上塗りの等級1級 ・B種 上塗りの等級2級 ・C種 上塗りの等級3級 ●つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G) コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等 ※B種・A種 屋内の鉄鋼面 ※B種・A種 ●合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP) ※B種・A種 ●合成樹脂エマルジョン塗料塗り(EP-T) ※B種・A種 ●ウレタン樹脂系フニス塗り(UO) ※B種・A種 ●ラッカーエマル塗り(LB) ※B種・A種 ●オイルステイン塗り(OS) - ●木材保護塗料塗り(WP) ※B種・A種 高日射反射率塗料Cを適用する場合の適用箇所は屋上、屋根面の金属面とする。
19章 内装工事	
項目	特記事項
●接着剤	(19.2.2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑剤(難燃剤性の可塑剤を除く)が添加されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示

(19.2.2~3)						
種類	JS記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ(mm)	備考
発泡層のないもの	※FS		・無地 ・7-F柄	・帯電防止 ・流動性	※2.0	
発泡層のあるもの			・無地 ・柄物	・防音性 ・耐薬品性		
工法 ※熱溶接工法・突付け(施工箇所： ) 特殊機能 帯電防止 ・帯電防止性能評価値(JISA 1455) 1.2以上~3.2未満 又は体積電気抵抗値(JISA 1454) $1 \times 10^7 \sim 1 \times 10^{10} \Omega$ 程度						
(19.2.2)						
JS記号	施工箇所	色柄	寸法(mm)	特殊機能	厚さ(mm)	備考
・FT		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防音性	※2.0 ・2.5 ・3.0	
・KT		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防音性	・2.0 ・3.0	
・FOA		・無地 ・柄物	・500×500	・帯電防止 ・防音性	・	
特殊機能 帯電防止 ・帯電防止性能評価値(JISA 1455) 1.2以上~3.2未満 又は体積電気抵抗値(JISA 1454) $1 \times 10^7 \sim 1 \times 10^{10} \Omega$ 程度						
(19.2.2)						
●ビニル床シート						
材質 ※軟質 ・硬質						
高さ(mm) ※60 ・75 ・100						
厚さ(mm) ※1.5以上						
(19.2.2)						
●ゴム床タイル						
色柄 ( )						
厚さ(mm) ・30 ・45 ・60 ・90						
寸法(mm) ( )						
(19.3.3.4)表 19.3.1						
●カーペット敷き						
●織じゅうたん						
種別	バリエーション	織り方	色柄等	帯電性	備考	
・A種 ・B種 ※C種	・カットバ ・ループバ ・カット、ループ併用	・ウルト ・カベット ・ダブルフェイス ・カベット ・フリース ・カベット	・無地 ・柄物 (標準品)	・適用する (性能：※人体帯電圧 3kV以下 )		
下敷き材 ※反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号 呼び厚さ8mm						
●タフテッドカーペット						
バリエーション	バリエーション(mm)	工法	帯電性	備考		
・カットバ	・5~7	※全面接着工法	・適用する (性能： ※人体帯電圧 3kV以下 )			
・ループバ	・4~6	・グリッパー 工法	・			
・バレルバ	・4	・	・適用しない			
・カット、ループ併用	・	・	・			
下敷き材(グリッパー工法の場合) ※反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号 呼び厚さ8mm						
●ニードルパンチカーペット						
厚さ(mm) ( ) 帯電性 ・適用する(性能：※人体帯電圧3kV以下 ) ・適用しない 備考 ( )						
●タイルカーペット						
バリエーション	種別	施工箇所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考	
※ループバ	※第一種 ・第二種		※600×600 ・	※6.5 ・		
・カットバ	・第一種 ・第二種		※600×600 ・	※6.5 ・		
・カット、ループ併用	・第一種 ・第二種		※600×600 ・	※6.5 ・		
タイルカーペットの敷き方 平場 ※市松敷き ・横縞敷き 階段部分 ※横縞敷き ・市松敷き 下敷き材 ※反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号 呼び厚さ8mm 帯電性 ・適用する(性能：※人体帯電圧3kV以下 ) ・適用しない 見切り、押え金物 ・適用する(材質、形状等 ※図示 ) ・適用しない						

●合成樹脂塗床

(1942)(1943)(表 19.4.1~7)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			表面仕上げ ※平滑仕上げ ・防錆仕上げ ・つや消し仕上げ 溶剤 ※無溶剤系
・厚膜型塗床材 珪矽樹脂系塗床		・薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂託出工法	表面仕上げ ・平滑仕上げ ・防錆仕上げ 溶剤 ※無溶剤系
・薄膜型塗床材 珪矽樹脂系塗床			表面仕上げ ・平滑防塵 ・防錆防塵 溶剤 ・水性色・溶剤系 表面仕上げ ・平滑 溶剤 ※無溶剤系
・珪矽樹脂塗床 (JIS K 5970)			工程 ・塗布量 (kg/m <sup>2</sup> ) ・表面仕上げ ・平滑・防錆 溶剤 ・水性色・溶剤系 ※無溶剤系 仕上げ色 ・標準色

塗料のホルムアルデヒド放散量 ※※焼収対象外 ・ 第三種

●厚膜型エポキシ樹脂+薄膜型エポキシ樹脂帯電防止複合工法  
ケミコンダクトFE (株)エービーシー商会 同等

・フローリング張り

(1952~6) (表 19.5.1~6)

単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ (mm)	大きさ (mm)	仕上塗装	間接荷の適用
・フローリングボード 1等	・釘留め工法 (板太張り)	※なら	15	幅幅75 長さ500以上	・塗装品 ・無塗装品	・
	・釘留め工法 (直張り)	※なら	・12以上	幅幅75 長さ300以上		・
	・接着工法	※なら	・12以上	幅幅75 長さ300以上		・
・フローリングボード 1等	・接着工法	※なら	15	303×303	・塗装品 ・無塗装品	・
	・特殊埋込工法	※なら	※15	※303×303	・塗装品 ・無塗装品	・
・サリバカット 1等	接着工法	・	・	・	・塗装品 ・無塗装品	・

複合フローリング

種類	工法	樹種	厚さ・大きさ (mm)	種別	防湿処理	仕上塗装	間接荷の適用
・天然木化粧フローリング	・釘留め工法 (板太張り) ・釘留め工法 (直張り)	※なら	板厚 ・8以上 ・幅幅 ・75以上 ・長さ 900以上	・A種	・適用する	・塗装品 ・無塗装品	・
				・B種 ※C種	・適用しない		
	・接着工法	※なら					

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※※焼収対象外 ・  
接着工法の場合の裏面繊維材 ※合成樹脂発泡シート ・

現業塗装仕上げ ・行う (施工箇所 ※仕上表による )  
※ウレタン樹脂ワニス塗り  
・オイルステインの上、ワックス塗り  
・生地のままワックス塗り  
・行わない

・畳敷き (196.2)(表 19.6.1)

種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (畳床:・KT-I・KT-II・KT-III・KT-K・)

KT-N)  
下地の種類 ・標準仕様書 表 12.6.1による床組  
・ポリスチレンフォーム床下地 (ノンフロウ)C)  
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないが、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

・せっこうボードその他  
ボード及び  
合板張り

(19.7.2.3) (表 19.7.1)

種類	JISの記号	厚さ (mm)、規格等	
・硬質木毛セメント板 G	HW	・15 ・20 ・25 ・	
・中質木毛セメント板 G	MW	・15 ・20 ・25 ・	
・普通木毛セメント板 G	NW	・15 ・20 ・25 ・	
・硬質木片セメント板 G	HF	・12 ・15 ・18 ・21 ・	
・普通木片セメント板 G	NF	・30 ・	
・けいこう加ふし板	08FK 10FK	けい 2 (無石棉) ※6 ・8	
・化粧サリバ加ふし板	化粧FK	(標準色) ・ウレタン樹脂 ※6	
・ロック化粒吸音板	DR	・ワックライ (※9 (不燃) ・12 ・ ) ・凹凸ライ (・12 (不燃) ・15 ・ )	
・ロック化吸音ボード 1号	RW-B	・25 ・	
・グラウ化吸音ボード 32K	GW-B	・25 (けい加ふし包) ・	
・せっこうボード	GB-R	壁	・9.5 (準不燃) ※12.5 (不燃) ・15 (不燃)
		天井	・9.5 (準不燃) ※12.5 (不燃) ・15 (不燃)
・不燃石膏せっこうボード	GB-NC	9.5 (不燃) 化粧無 (下地張り用) 化粧有 (トバ・チ模様)	
・タタリせっこうボード	GB-S	・9.5 (準不燃) ・12.5 (不燃) ・準不燃)	
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5 (不燃) ・15 (不燃)	
・せっこうボード	GB-L	9.5	
・化粧せっこうボード (木目)	GB-D	※9.5 (準不燃) ・12.5 (不燃) 幅 440mm 程度 模様 (・柱目 ・板目) 専用下地材有り	
・化粧せっこうボード (トバ・チ模様)	GB-D	9.5 (準不燃)	
・化粧せっこうボード (特殊)	GB-D		
・普通合板 C		表面の樹脂 生地、透明塗料塗り (※ケイ度 ) 不透明塗料塗り (※シナ程度 ) 板面の品質 ( ) 厚さ (mm) ( ) 接着の程度 (・1種 ・2種 ) ・防虫処理 ・難燃処理 ・防火処理	
・天然木化粧合板 C		化粧板の種類名 (・なら ・しおし ・ ) 接着の程度 (・1類 ・2類 ) 厚さ (mm) (※4.2 ) 化粧板厚さ (mm) (※0.3未満 ) ・防虫処理 ・難燃処理 ・防火処理	
・特殊加工化粧合板 C		化粧加工の方法 (・オパール ・アクリル ・塗装) 表面性能 ( ) タイプ 接着の程度 (・1類 ・2類 ) 厚さ (mm) ( ) ・防虫処理 ・難燃処理 ・防火処理	
・タタリ樹脂化粧板		JIS K 6903 による厚さ (※12・ )	
・タタリ樹脂化粧板		※4	
・タタリ樹脂化粧板 G	MDF	・研磨板 ・化粧 ( ) けい	・3 ・7 ・9 ・12 ・15 ・18 ・21・24 ・30
		研磨板 無研磨板	・10 ・12 ・15 ・18 ・
・化粧サリバボード G		・単板サリバ ・アラカササリバ ・塗装 ・10 (難燃) ・12 (難燃) ・	
・ハードボード (素地) G	HB	・無研磨板 (・カガド ・テバド) ・研磨板 (・カガド ・テバド) ・2.5 ・3.5 ・5 ・7	
・ハードボード (化粧) G		・内装用 ・外装用 ・2.5 ・3.5 ・5 ・7	
・イカルボード G	IB	A級 (・天井仕上 ・内装仕上 ) ・9 ・12 ・15 ・18	
		S-B	・9 ・12
・フレキシブル板	F	・6 ・8	
・化粧フレキシブル板	化粧F	(標準色) ・ウレタン樹脂 ※6	

せっこうボード等の下地は図示による。  
遮音シール材 ※適用する (・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド)  
※適用しない

合板類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 ※※焼収対象外 ・

合板類の別付け ※B種 ・A種  
せっこうボードの目地工法の種類 ※仕上げ表による

・壁紙張り	(1982.3)					
	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外					
施工箇所	壁紙の種類				防火性能	備考
	紙	繊維	アサカ	無類		
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃
モルタル・プラスター面の素地ごしえ ※B種 ・A種 コンクリート・ALC面の素地ごしえ ※B種 ・A種 せっこうボード面の素地ごしえ ※B種 ・A種						

●断熱材C	(1992.3)		
	ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、コリア樹脂又はメラミン樹脂を使用 した保温材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種		
・発泡プラスチック保温材			
種類	厚さ (mm)	施工箇所	
・ビーズ法 <sup>®</sup> ポリウレタン保温材、断熱材	特号	・30	・壁、柱梁
		・50	・屋根末板下
●押出法 <sup>®</sup> ポリウレタン保温材、断熱材 (ウレタンなし)	●2種 b	・30	・壁、柱梁
		・50	・屋根末板下
	・3種 b (表皮付)	●25	・
		75	・断熱防水 (平部)
		・25	・断熱防水 (立上)
・3種 b	30	・土間下	
	・30	・基礎側	
・A種(硬質ウレタン)保温材、断熱材	・		
・フェノールフォーム保温材、断熱材 (3種2号を除く)	・		

・人造鉱物繊維保温板			
種類	追加仕様・工法等	厚さ (mm)	施工箇所
・グラスウール保温板	・32K	・	・
・ロックウール保温板	・号	・	・

・断熱材取付発泡工法	
断熱材の種類	※A種1 ・B種1
厚さ (mm)	※図示 ・25 ・30
施工箇所	厚さ (mm)
一般部 ( )	・25
開口部廻り	・25
建具内	・充填
ルーフトレンドロリの床下版等	・25
部分的にあと張りしなさいばならない箇所	
図示	・25

・発泡断熱材 (品質・性能)	
項目	品質・性能
難燃性	下記のいずれかによっていること (1) JIS A 1321 「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加算試験又は難燃3級表面加算試験に適合していること。 (2) 法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験 (コーンカロリ試験) に適合していること。
	発熱性

・その他の断熱材			
種類	仕様・工法	厚さ (mm)	施工箇所
(試験方法) (1) 原燃試験 (原液粘土試験) JIS K 7117-1 「フラスカー液状、乳濁状又は消泡状の樹脂-ポリアイソド 形回帰係数試験による発熱性試験の測定方法」による。 (2) 発熱性試験 1) 試験料の作製は、JIS A 9526 「建築物断熱用対付硬質ウレタンフォーム」の6.2.1による。 2) 試験料の状態確認は、JIS A 9526の6.2.2による。また、試験料の作製はJIS A 9526の6.2.3による。			

3) 試験片の状態確認及び試験場所は、JIS A 9526の6.2.4による。  
(3) 圧縮強さ試験  
JIS A 9526の6.2.5により、測定はJIS K 7220 「硬質発泡ポリウレタン圧縮強さの求め方」による。  
(4) 熱伝導率試験  
JIS A 9526の6.2.6により、JIS A 1412-1 「断熱材の熱伝導率及び熱伝導率の測定方法-第1部: 保護熱板法 (GHP法)」又はJIS A 1412-2 「断熱材の熱伝導率及び熱伝導率の測定方法-第2部: 熱流計法 (HF法)」によって、平均温度(23±2)℃、高温板と低温板の温度差(25±5)℃で熱伝導率を測定する。  
(5) 接着強さ試験  
JIS A 9526の6.2.7による。  
(6) 透湿率試験  
JIS A 9526の6.2.8により、測定はJIS A 1324 「建築材料の透湿性測定方法」又はJIS K 7225 「硬質発泡ポリウレタン-水蒸気透過性の求め方」による。  
(7) 難燃性の表面加算試験  
JIS A 1321 に規定する試験方法に準じる。  
(8) 発熱性試験  
建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している試験方法に準じる。

・その他の断熱材			
種類	仕様・工法	厚さ (mm)	施工箇所
・	・	・	・
・	・	・	・

・ポリウレタン床下断熱材C	ノンフロントタイプ		
	工法	凸厚 (mm)	凹厚 (mm)
・空練り凸厚工法及び凸凹工法	・	・	・和室
・筋外側密着工法及び凸凹工法	・	・	・和室・洋室

●PF複合板		
凸厚 (mm)	PF板厚さ (mm)	施工箇所
※6 ・8	※30 ・40	●屋根末板下
※6 ・8	※30 ・40	・
材質等は、特記仕様書19章「せっこうボードその他ボード及び合板張り」及び「断熱材C」による。		

20章 ユニット及びその他工事

項目	特記事項						
・フリーアクセスフロア	(20.22)						
	施工箇所	構法	寸法 (mm)	高さ (mm)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材
	・置敷式 ・支持間 ・整式	・500×500	・	・ 1.0 G ・ 0.6 G	・3000N ・5000N	・帯電防止 ・ビニル ・※バネ付	
寸法精度 ※標準仕様書 20.22(b)(5)(i)～(iii)による 厚さ ±0.5mm 平均度 バネ付部 1.0mm以下 凹心と各頂点を結ぶ線上部 2.0mm以下 表面仕上げ材の品質、性能は、標準仕様書 19章による。 構成材の材質 ・アルミニウム製 ・鋼製仕上げ: ) スロープ及びボーダー ※製造所の仕様による ・図示 配線用取り出しパネル フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ※20～30パーセント 配線用取り出し開口 ※パネル1枚につき、40mm×80mm 程度の開口1箇所以上 ・図示 空調用吹き出し (吸い込み) パネル ・なし ・あり (形式、施工箇所: 図示) コンセント本体は別途設備工事とする。 (性能) (1) 耐荷重性能 変形5.0mm以下 残留変形3.0mm以下 (2) 耐衝撃性能 残留変形3.0mm以下及び変形がないこと (3) ローリングロード性能 (3,000Nの場合の試験の適用は注意) 所定荷重 1,000Nによる繰り返し試験後、残留変形3.0mm以下 (4) 耐震性能 イ) 固定台試験による耐震性能							
	項目	性能					
①	ベースプレート又はアンカーが耐力に達したとき又はコンクリート接着面が剥離したとき	水平荷重の1/2が下記の適用地震時水平力>以上					
②	上記①以外の部分の耐力に達したとき	水平荷重の1/1.5が下記の適用地震時水平力>以上					

③ 適用地震時水平力を加力した時の支柱/吊りの変位	設計床高さ ≤250mm	5mm以下かつ、適用地震時水平力を除荷した状態での変位が $\pm$ 5mm以内
	設計床高さ >250mm	構造床面からの高さの1/50以下

<適用地震時水平力>

- 3,000N 0.6G タイプ  
支柱一本が負担する床加重(㎡当り自重+3,000N/㎡当りの支柱本数)×0.6
- 3,000N 1.0G タイプ  
支柱一本が負担する床加重(㎡当り自重+3,000N/㎡当りの支柱本数)×1.0
- 5,000N 0.6G タイプ  
支柱一本が負担する床加重(㎡当り自重+5,000N/㎡当りの支柱本数)×0.6
- 5,000N 1.0G タイプ  
支柱一本が負担する床加重(㎡当り自重+5,000N/㎡当りの支柱本数)×1.0

□) 振動台試験による耐震性能 (設計床高さ≤300mmの場合のみ)  
振動台試験において、パネルの脱落や使用上支障をきたす損傷、せり上がり、隙間及び水平移動がない。

(5) 耐燃焼性能  
建築基準法第2条第9号の規定に基づく不燃材料又は燃焼終了後の残燃時間が0秒

(6) 帯電防止性能  
0.6以上

(7) 感電防止性能  
漏えい抵抗R<sub>漏</sub> ≥ 1 × 10<sup>6</sup>Ω

(8) 歩行感  
通常の歩行において空音やかたつきがなく、歩行感に違和感がない

(9) メンテナンス性  
交換が必要な部品については交換できるよう設計されている。

(試験方法)

(1) 耐震性能

1) 設計床高さ≤300mmの場合  
試験体ユニット1000mm×2500mm程度  
所定の重りの質量 3000N:200kg 5000N:350kg  
加振 0.6G:所定加速度600cm/S<sup>2</sup> 1.0G:所定加速度1000cm/S<sup>2</sup>

2) 300mm<設計床高さ≤600mmの場合

① 固定台による耐震性能試験  
イ、支柱調整式・支柱固定タイプの全てのタイプ共、下記の試験方法-1又は、試験方法-2による。

□、原則として、試験方法-1はパネル単体設置(Aタイプ)に適用し、試験方法-2はパネル懸吊設置(Bタイプ)に適用するものとする。

②試験方法-1  
イ、試験は、カカイトJIS A 5371 A以外無鉛カカイト製品 種類:N300に接着した支柱の吊りに対し、水平方向に適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱吊りの変形量を測定する。

□、加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。試験体数は、3個とする。

③試験方法-2  
イ、試験は、カカイトJIS A 5371 A以外無鉛カカイト製品 種類:N300に接着した数ユニットの支柱の吊りに対し、水平方向に数ユニット分相当の、適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱吊りの変形量を測定する。加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。

□、最終的に水平力を支持する支柱の本数で除した値を、支柱1本当たりの水平力とする。又、800mm×800mmに荷重板3200N(5000N/1㎡相当)を1箇所設ける。試験体数は、1セットとする。

④電点補正及び測定記録  
試験体と試験機との隙等を除去するため、始めに適用地震時水平力の1/2程度の水平力を加力した後、速やかに除荷して“0”にした状態を電点とする。又、水平力による各測定点の荷重及び変形曲線を測定し記録する。

3) 共通事項  
試験体使用する表面仕上げ材  
種類:タイルカーベット 繊維素材:ナイロン100%  
バイル携帯:ループバイル バイル長:30mm~40mm  
バックング素材:塩化ビニル樹脂 全厚:6.0mm~7.0mm  
単位質量:4.0kg/㎡~64.0kg/㎡ 人体前電圧:2KV以下

(2024)

走行方向	操作方法	圧縮装置の操作方法	線径(mm)	表面仕上材		遮音性 (dB500Hz)
				材質	パネル表面仕上げ	
・平行方向 ・移動式 ・二方向 ・移動式	・手動式 ・電動式 ・一部電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能は標準仕様書 19章による。  
遮音性指し、JIS A 6512 に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする。  
ハンガーレールの取付け下地の補強  
※取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。

・図示

(品質・性能及び試験方法)

(1) パネル(表面材、心材、フレーム材、幅木、笠木及び吊り材)及びハンガーレールは、JIS A 6512「可動間仕切」の表9又はこれらと同等以上の品質性能を有し、かつ、接合腐食をおこなないもの又は防食処理を施したものとす。

(2) 吊りボルト  
JIS B 1051「炭素鋼及び合金鋼製締結用品の機械的性質-第一部ボルト、ねじ及び植込みボルト」による。

(3) パネルの外観  
JIS A 6512「可動間仕切」の5a)~d)による。

(4) ホルムアルデヒド等  
JIS A 6512「可動間仕切」7材料による。

(5) パネルの操作性  
パネル操作の初動力は98N以下とする。

(6) 耐衝撃性  
パネル圧縮装置の耐久性試験後、質量50kgにおける衝撃試験において構造部材の折れ、曲りの異常がなく、表面の磨れ、はかつかないものとする。また、接点・接合部が割れ、欠けたり及ぼすずれを生じても圧縮装置を復旧し、走行可能なものとする。

(7) 遮音性能  
遮音性試験はJIS A 6512に規定する透過損失単位による各区分ごとに、500Hzの音について透過損失の規定値に適合するものとする。

(8) パネル圧縮装置の耐久性  
パネル圧縮装置の固定・解鎖は、7,500回の繰返し耐久試験実施後、質量50kg衝撃試験で異常のないものとする。

(9) レールの耐久性  
レールは普通パネルで吊り車2個が通過する部分を1m以上とし、その通過回数が30,000回以上で異常のないものとする。

(10) 吊り車の耐久性  
吊り車は、走行距離60Kmで操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないものとする。

(11) 吊りボルトの引張強度  
一本にかかる荷重の15倍以上の引張り強度があるものとする。

(12) ランナーの引張強度  
引張試験を実施し、普通パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナーの数で除した値以上の強度があるものとする。

(2023)

構造形式	構成材料の種類		総厚さ(mm)	表面仕上材			遮音性能 (dB500Hz)	防火性能
	スタッド	パネル		材質	厚さ(mm)	パネル表面仕上げ		
・スタッド(内蔵) ・スタッド(露出) ・スタッド(別品) ・パネル				・鋼板 ・	※06 ・08	※メラミン樹脂 焼付又はアクリル樹脂焼付 ・壁紙張り ・焼付塗装	・0 ・12 ・20 ・28 ・36	・不燃

パネル内に取付けられる建具・あり(※図示)・なし

ドアクローザー、丁番、錠前、上げ落としは、標準仕様書 16章8節の建具用金物に対応する材質とする。

表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書 19章による。  
パネル材料のホルムアルデヒド放散量※焼付塗装除外

(2025)

表面材の材質	脚部		ドアエッジ	
	形状	材質	形状	材質
・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリリジン樹脂系化粧板 ・	※幅木タイプ ・支柱 ・なし	・メラミン製 ※アルミ製	・標準 ・R	・メラミン製 ・ポリリジン製 ・表面材と同材

(品質・性能)

(1) パネル

項目	品質・性能
表面材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系単一材とする。
裏打ち材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、防食処理及び防食処理を施した材料とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
心材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
枠材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっき処理を施した材料とする。
エッジ材	
小口	防水処理を施す。

(2) 構造金物

項目	品質・性能
笠木	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、耐食性のあるものとする。
脚部(脚具、幅木)	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430U1L、SUS443J1とし、仕上げはHL程度とする。
壁見切り金物	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、耐食性のあるものとする。
頭つなぎ等	

(3) 付属金物

項目	品質・性能

ヒンジ	耐食性のあるものとする。
ラッチセット	
戸当り	腐食の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。

(4) 外観は、JIS A 6512「可動開仕切」の5b)による。  
(5) パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性

項目	品質・性能		
	耐薬品性及び耐汚染性	耐ひっかき性	開閉耐久性
メラミン樹脂系化粧板及びメラミン樹脂系単一材	JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表8品質による耐汚染性(B法)の規定を満足していること。	-	JIS A 4702「ドアセット」9.4開閉繰り返し試験によるスイングドア(開閉回数10万回)を満足すること及び試験終了時点で構造金物、固定金具等に緩みのないこと。
低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエステル樹脂系加工化粧板、ポリエステル樹脂系化粧MDF、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。		
ポリエステル樹脂系加工化粧板	JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊加工化粧板に示された耐汚染性B試験において、試験片の表面に色かたらないこと。	JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊加工化粧板に示された耐ひっかき性B試験において、きずの深さの平均値が10μm以内であること。	
ポリエステル樹脂系化粧MDF	JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。		
ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。		

(試験方法)  
(1) ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法-第2部: ドア用金物」に規定する試験による。  
(2) 戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2に規定する試験による。  
パネル材料のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外

施工箇所	種類	(1122)(1922)		
		寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
屋内	塩化ビニル製	・300×300	・7	
	磁器質タイル(セラミックタイル)	・300×300	・	
	アラバスターコート製	・300×300	・	
屋外	磁器質タイル(セラミックタイル)	・300×300	・	無袖
	アラバスターコート製	・300×300	・※60	

ブロックパターンは JIS T 9251 による

材種	幅(mm)	取付け工法	端部フラットエンド	
			※あり	※ビニル製
※ステンレス製(SUS304) ビニルタイヤ入り	・約35	※接着工法 ・埋込み工法	・なし	・ステンレス製

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
・ステンレスパイプ	・HL			
・鋼製パイプ	・EP-G ・SOP			
・ビニル製ハンドル				

種類	寸法(mm)	色彩	形式	
			※平面・曲面	・スクリーン付き分け
・黒板	※縦付け	※緑・黒	※平面・曲面	・スクリーン付き分け
・ホワイトボード	ほうろう	白	※平面・曲面	・スクリーン付き分け

取付箇所 ( )  
寸法(mm) ・図示  
厚さ(mm) ※5

区分	材質	寸法・形状(mm)	厚さ(mm)	取付高さ(mm)	印刷等の種別
・衝突防止表示(両面・片面)	・スチール製 ・図示	・30φ ・図示	・市販品	※図示	・スチールが土上 ・塩化ビニル
・室名札	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷
・ピクトグラフ	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷
・とびら番号	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷
・庁舎案内板	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷
・各階案内板	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷

案内用図記号は JIS Z 8210 による。  
誘導標識、非常用出入口等の表示は市販品とする。 ※消滅法に適合する市販品  
色、書体、取付け形式等は図示による。  
●SUS316 t=2.0 2B W450×H300 局舎・架台フェンスに取付け、カッティングシートにて以下表記(表記別)  
局舎: 長浦(4号) 局舎環境放射線防護設備  
Nagaura (No.4) Bureau Environmental Radiation Facility  
局舎・架台フェンス: 立入禁止  
KEEP OUT

●棚板 ●棚板は下記による。  
バリューエッジカウンター PNA6200GC2D アイカ工業(株) 同等

●ブラケット ●ブラケットは下記による。  
ステンレス製アングル XL-SA01型 XL-SA01-240S スカンネ工業(株) 同等

種類	ソノライト系樹脂酸カレシウムライニング材	心材付繊維織物ライニング材
適用安全使用温度	・400℃ ・650℃	・400℃ ・650℃
加算線吸収率	2.0%以下	2.0%以下
曲り強度	0.8N/㎜以上	2.0N/㎜以上
圧縮強度	1.0N/㎜以上	2.0N/㎜以上
耐衝撃性	試験体に亀裂の発生、剥離あるいは脱落等がないものとする。	
透水性	試験体表面に水滴が生じないものとする。	
耐薬品性	試験体に形状変化が見られず、崩壊する危険性のないものとする。	
石綿	使用不可。	
ライニング材とコーティングの境界温度	100℃以下とする。	

加算線吸収率、曲り強度、圧縮強度の確認は、社内試験成績書によることできる。

(試験方法)  
(1) スポーリング試験  
適用安全使用温度(300℃)から適用安全使用温度まで100℃間隔で30分間加熱冷却を繰り返す。各温度設定時の加算線及び冷却時の試験体亀裂、剥離、脱落の状況を観察する。(試験体は完成品とし、サイズは内径600mm×長さ1000mm程度とする。)  
(2) 透水性試験  
JIS A 5430「繊維強化セメント板」9.6透水性試験による。  
(3) 耐衝撃試験  
1.0%濃度の硝酸及び硫酸水溶液に下記の方法で浸せきした後、試験体の外観を調べる。  
試験体は、試験体を温度20℃、湿度60%の試験室に24時間以上静置した後、酸水溶液に1週間(168時間)浸せきする。(ただし、酸水溶液は48時間毎に交換する。)その後、48時間以上温度20℃、湿度60%の試験室に静置した後、外観観察を行う。(試験体のサイズは、100mm×50mmとする。)  
(4) 熱伝導率測定

<p>JIS R 2616 「耐火断熱れんがの熱伝導率の試験方法」による。 試験設定温度は 100℃、150℃、300℃、450℃、600℃ とする</p>	<p>(202.12)</p> <table border="1"> <tr> <th>形式</th> <th>操作 方法</th> <th>種類</th> <th>アットの 材質</th> <th>アットの 幅 (mm)</th> <th>ボック ス・ レールの 種類</th> <th>寸法・ 取付箇所</th> </tr> <tr> <td>・横型</td> <td>・手 動 ・電 動</td> <td>※材質 ・J-D 式 ・操作奉式</td> <td>※加工 合金製 C</td> <td>※25 ・</td> <td>※鋼製 ・</td> <td>・図 示 ・</td> </tr> <tr> <td>・縦型</td> <td>・手 動 ・電 動</td> <td>※2本操付ト式 ・1本操付ト式</td> <td>・片開き ・両開き</td> <td>・80 ・100</td> <td>加工合 合金製</td> <td>・図 示 ・</td> </tr> </table> <p>アルミストラット 焼付塗装仕上げ クロスストラット 消火法で定める防火性能の表示がある特殊補助加工 ポリエスチル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合 C とする。</p>	形式	操作 方法	種類	アットの 材質	アットの 幅 (mm)	ボック ス・ レールの 種類	寸法・ 取付箇所	・横型	・手 動 ・電 動	※材質 ・J-D 式 ・操作奉式	※加工 合金製 C	※25 ・	※鋼製 ・	・図 示 ・	・縦型	・手 動 ・電 動	※2本操付ト式 ・1本操付ト式	・片開き ・両開き	・80 ・100	加工合 合金製	・図 示 ・	<p>アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材、亜鉛めっき鋼板又は同等の性能を有するもの 耐久性性能 (繰り返し開閉試験) (1) 50回、100回、300回の内蓋の垂れ下り方が0.5mm以内 (2) 開閉試験後、使用上支障をきたす異常が無いこと。 枠の寸法許容差 ±0.5mm以内 外枠と内枠のクリアランス 片側2.0mm以内 ・断熱材 (特許仕様書 19章断熱材による) 施工箇所 ( )</p> <p>(試験方法) 内蓋 (内枠) の繰り返し開閉試験 (1) 試験体は、枠見込み40mm程度のものとする。 吊り金物は、外枠を天井と地取付け用チャンネルに直接留付ける方式 (天井ボードなどの仕上げ材を挟んで固定しない方式) とする。標準仕様書 14章4節より製作した試験体固定用天井と地取開口部をこの試験体の天井点検口450mm×450mmを吊り金具4箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。なお、野縁の種類は、19形とし仕上げ材は、せっこうボード厚さ9.5mm (JIS A 6901「せっこうボード製品」のGB-Rの難燃2級又は難燃性2級以上) 二重張りとする。 (2) 試験は、内蓋を閉じた状態から自由開閉状態にする動作を繰り返し行う。 (3) 測定は、上記繰り返し試験において、各50回、100回、300回毎に内蓋の垂れ下り状態を測定する。 (4) 試験結果の判定は、下記による。 ①100~300回 内蓋の垂れ下り 0.5mm以内 ②その他使用上において支障をきたす異常がないこと。</p>													
形式	操作 方法	種類	アットの 材質	アットの 幅 (mm)	ボック ス・ レールの 種類	寸法・ 取付箇所																														
・横型	・手 動 ・電 動	※材質 ・J-D 式 ・操作奉式	※加工 合金製 C	※25 ・	※鋼製 ・	・図 示 ・																														
・縦型	・手 動 ・電 動	※2本操付ト式 ・1本操付ト式	・片開き ・両開き	・80 ・100	加工合 合金製	・図 示 ・																														
<p>・ロールスクリーン C</p>	<p>(202.13)</p> <table border="1"> <tr> <th>材種</th> <th>操作方式</th> <th>遮光性能</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>取付箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※ポリエスチル ・綿</td> <td>・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式</td> <td>・1級 ・2級 ・3級 ・</td> <td>・図示 ・</td> <td>※図示 ・</td> <td></td> </tr> </table> <p>巻取りタイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料は製造所の仕様による。</p>	材種	操作方式	遮光性能	寸法 (mm)	取付箇所	備考	※ポリエスチル ・綿	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・1級 ・2級 ・3級 ・	・図示 ・	※図示 ・		<p>(-)</p> <table border="1"> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th colspan="2">形式</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製</td> <td>・450×450 ・600×600 ・</td> <td>・一般形 ・密閉形 ・経路固定形</td> <td>・屋内外用 ・屋内用</td> <td>・鍵付き</td> </tr> </table> <p>一般形: パッキンを装着しないもの及びかみつき防止用/パッキンを装着したものの密閉型: ホルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したもの (品質・性能) 以下のもの又は同等のものとする</p>	材種	寸法	形式		備考	・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形 ・経路固定形	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き												
材種	操作方式	遮光性能	寸法 (mm)	取付箇所	備考																															
※ポリエスチル ・綿	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・1級 ・2級 ・3級 ・	・図示 ・	※図示 ・																																
材種	寸法	形式		備考																																
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形 ・経路固定形	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き																																
<p>・カーテン</p>	<p>(202.14)</p> <table border="1"> <tr> <th>形式</th> <th>開閉 操作</th> <th>ひだの種類</th> <th>きれ地の 種類、品質、 特殊加工等</th> <th>取付 箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・ツグル ・ダブル</td> <td>・片引き ・引分け ・電動</td> <td>・手引き ・ひも引き ・電動</td> <td>・フスひだ ・箱ひだ、つま ひだ ・プレーンひだ、 片ひだ</td> <td>・図示 ・</td> <td></td> </tr> </table> <p>ポリエスチル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合 C とする。 暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり ※300mm以上</p>	形式	開閉 操作	ひだの種類	きれ地の 種類、品質、 特殊加工等	取付 箇所	備考	・ツグル ・ダブル	・片引き ・引分け ・電動	・手引き ・ひも引き ・電動	・フスひだ ・箱ひだ、つま ひだ ・プレーンひだ、 片ひだ	・図示 ・		<table border="1"> <tr> <th>部材名</th> <th>材質</th> <th>屋内外用</th> <th>屋内用</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">受枠材 蓋枠材</td> <td>アルミニウム及 びアルミニウム 合金押出型材</td> <td>JIS H 4100 の A6063S-T5 (表面処理) 標準仕様書表 142.1 の A-1 種、A-2 種、B-1 種、B-2 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ステンレス</td> <td>JIS G 4305 の SUS304 SUS430J1L SUS430J1 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ 程度</td> <td>JIS G 4305 の SUS430 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ程度</td> </tr> <tr> <td>二重蓋の 中蓋</td> <td>鋼鉄 その他</td> <td>JIS G 5501 の FC150FC200 塩化ビニル樹脂等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目地材</td> <td>黄銅</td> <td>JIS H 3100 C2600、C2720、C2801P JIS H 3250 C3602、C3604B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ステンレス</td> <td>JIS G 4305 の SUS304、SUS430J1L、SUS430J1 JIS G 4308 の SUS304</td> <td></td> </tr> </table>	部材名	材質	屋内外用	屋内用	受枠材 蓋枠材	アルミニウム及 びアルミニウム 合金押出型材	JIS H 4100 の A6063S-T5 (表面処理) 標準仕様書表 142.1 の A-1 種、A-2 種、B-1 種、B-2 種		ステンレス	JIS G 4305 の SUS304 SUS430J1L SUS430J1 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ 程度	JIS G 4305 の SUS430 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ程度	二重蓋の 中蓋	鋼鉄 その他	JIS G 5501 の FC150FC200 塩化ビニル樹脂等		目地材	黄銅	JIS H 3100 C2600、C2720、C2801P JIS H 3250 C3602、C3604B		ステンレス	JIS G 4305 の SUS304、SUS430J1L、SUS430J1 JIS G 4308 の SUS304	
形式	開閉 操作	ひだの種類	きれ地の 種類、品質、 特殊加工等	取付 箇所	備考																															
・ツグル ・ダブル	・片引き ・引分け ・電動	・手引き ・ひも引き ・電動	・フスひだ ・箱ひだ、つま ひだ ・プレーンひだ、 片ひだ	・図示 ・																																
部材名	材質	屋内外用	屋内用																																	
受枠材 蓋枠材	アルミニウム及 びアルミニウム 合金押出型材	JIS H 4100 の A6063S-T5 (表面処理) 標準仕様書表 142.1 の A-1 種、A-2 種、B-1 種、B-2 種																																		
	ステンレス	JIS G 4305 の SUS304 SUS430J1L SUS430J1 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ 程度	JIS G 4305 の SUS430 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ程度																																	
二重蓋の 中蓋	鋼鉄 その他	JIS G 5501 の FC150FC200 塩化ビニル樹脂等																																		
目地材	黄銅	JIS H 3100 C2600、C2720、C2801P JIS H 3250 C3602、C3604B																																		
	ステンレス	JIS G 4305 の SUS304、SUS430J1L、SUS430J1 JIS G 4308 の SUS304																																		
<p>・カーテンレール</p>	<p>(202.14)</p> <p>材種 ・アルミニウム製 及びアルミニウム合金の押し出し成形材 ※ステンレス製 形式 ・シングル ・ダブル ・片引き ・引分け (暗幕用は300mm以上の召合せの重なりとする) 強さによる区分 ※10-90 仕上げ ※アルマイト 形状 ・角形 ・C型 ・D型</p>	<table border="1"> <tr> <td>底板材及び受け枠材・蓋枠材の コーナ ピース 底板補強 材</td> <td>アルミニウム板</td> <td>JIS H 4000/A1100P/H24 表面処理:陽極酸化処理 JIS H 8601/AA15 JIS H 8602/E</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼板又はJIS G 3313にメッキ処理 された鋼板又は、公共建築工事標準 仕様書 表18.3.1及び表18.3.2のさ り止め塗りの防錆処理を行ったもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	底板材及び受け枠材・蓋枠材の コーナ ピース 底板補強 材	アルミニウム板	JIS H 4000/A1100P/H24 表面処理:陽極酸化処理 JIS H 8601/AA15 JIS H 8602/E		鋼板又はJIS G 3313にメッキ処理 された鋼板又は、公共建築工事標準 仕様書 表18.3.1及び表18.3.2のさ り止め塗りの防錆処理を行ったもの																													
底板材及び受け枠材・蓋枠材の コーナ ピース 底板補強 材	アルミニウム板	JIS H 4000/A1100P/H24 表面処理:陽極酸化処理 JIS H 8601/AA15 JIS H 8602/E																																		
鋼板又はJIS G 3313にメッキ処理 された鋼板又は、公共建築工事標準 仕様書 表18.3.1及び表18.3.2のさ り止め塗りの防錆処理を行ったもの																																				
<p>・コーナ ピース</p>	<p>材質 ※ステンレス製 ・アルミニウム合金</p>	<p>パッキン材 塩化ビニル系ゴム 軟質塩化ビニル クロロプレン、スポンジラバー、エチレンプロピレン等の材質、形状に適した弾力性、密着性、気密性を有するもの</p>																																		
<p>・天井点検口</p>	<p>(-)</p> <table border="1"> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th colspan="2">形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> </tr> <tr> <td>※加工製 ・</td> <td>・450×450 ・600×600 ・</td> <td>・一般形 ・</td> <td>・屋内外用 ・屋内用</td> <td>・縁縁タイプ ・目地タイプ</td> <td>・縁縁タイプ ・目地タイプ</td> </tr> </table> <p>(品質・性能) 内外枠の材質 アルミニウム製 JIS H 4100 A6063S 又は同等の性能を有するもの 表面処理 陽極酸化処理 JIS H 8601 (AA6) 又は同等の性能を有するもの (外枠に用いる場合は、JIS H 8602 の B 種 又は同等以上の性能を有するもの) 内枠及び外枠のコーナピース 鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの 外枠の取付け金物 鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの 内枠の仕上げ材留付金物</p>	材種	寸法	形式		外枠	内枠	※加工製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・	・屋内外用 ・屋内用	・縁縁タイプ ・目地タイプ	・縁縁タイプ ・目地タイプ	<p>アンカー材 鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの又は同等の防錆性能を有するもの</p> <p>取手 黄銅鋼鉄製、黄銅製、アルミニウム押出型材・合金鋼鉄製、ステンレス鋼鋼品、ステンレス製等ステンレス鋼材、アルミニウム押出型材などで被覆した、合成樹脂製のもの、衝撃による変形・割れが生じないものとする</p> <p>鍵 黄銅製、ステンレス製、合金鋼製 (クロムめっき) の類とする 施設・開錠は、鍵又は開閉用レドレとする</p> <p>蓋の耐荷重性能 蓋中央部荷重値 P=1.000N において残留変形が点検口の孔径の0.08%以内であること 受枠、蓋その他の使用上支障がないこと 破断荷重は、荷重値のPnの2倍以上であること</p> <p>受け枠寸法の許容差 ±0.5mm以内 蓋付寸法の許容差 ±0.5mm以内 受け枠と蓋枠のクリアランス 片側2.0mm以内</p>																						
材種	寸法	形式		外枠	内枠																															
※加工製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・	・屋内外用 ・屋内用	・縁縁タイプ ・目地タイプ	・縁縁タイプ ・目地タイプ																															

	<p>(試験方法) 耐荷重試験 試験体は、張物とし、600mm角程度、枠見込みは、40mm以下とする。 試験は、蓋枠の四角を支持させ、蓋の中央部にφ50mmの加圧板を設置し、加圧する。 本試験前に200Nを加圧した後、本試験を行う。 本試験は、1,000Nで加圧、荷重除去を3回繰り返した後、その後試験体が破壊する(終局荷重)まで加圧する。 測定は、蓋中央部にかかる加圧を200N増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について1,000Nまで3回繰り返す。</p>																															
<p>・収納家具、書架、物品棚</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>品質・規格等</th> <th>主要構造部材の材質</th> <th>形状、寸法 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・収納家具</td> <td>・JIS S 1033 (オフィス用収納家具) による</td> <td>・鋼製 ・木製</td> <td>・図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・書架</td> <td>・JIS S 1039 (書架・物品棚) による</td> <td>・鋼製</td> <td>・図示</td> <td>JIS S 1039 による種類 ・5種・6種・7種</td> </tr> <tr> <td>・物品棚</td> <td></td> <td>・鋼製</td> <td>・図示</td> <td>JIS S 1039 による種類 ・5種・6種・7種</td> </tr> <tr> <td>・移動式書架・物品庫</td> <td></td> <td>・図示</td> <td>・図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ホルムアルデヒド放放量 ※規格対象外 ・第三種</p>					品質・規格等	主要構造部材の材質	形状、寸法 (mm)	備考	・収納家具	・JIS S 1033 (オフィス用収納家具) による	・鋼製 ・木製	・図示		・書架	・JIS S 1039 (書架・物品棚) による	・鋼製	・図示	JIS S 1039 による種類 ・5種・6種・7種	・物品棚		・鋼製	・図示	JIS S 1039 による種類 ・5種・6種・7種	・移動式書架・物品庫		・図示	・図示				
	品質・規格等	主要構造部材の材質	形状、寸法 (mm)	備考																												
・収納家具	・JIS S 1033 (オフィス用収納家具) による	・鋼製 ・木製	・図示																													
・書架	・JIS S 1039 (書架・物品棚) による	・鋼製	・図示	JIS S 1039 による種類 ・5種・6種・7種																												
・物品棚		・鋼製	・図示	JIS S 1039 による種類 ・5種・6種・7種																												
・移動式書架・物品庫		・図示	・図示																													
<p>・エキスパンションジョイント金物</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>クリアランス (mm)</th> <th>耐火性能</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・アルミニウム製</td> <td>・50 ・100</td> <td>・有り ( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ステンレス製</td> <td>・150</td> <td>・無し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>外部は防水型とする</p>				材質	クリアランス (mm)	耐火性能	備考	・アルミニウム製	・50 ・100	・有り ( )		・ステンレス製	・150	・無し																	
材質	クリアランス (mm)	耐火性能	備考																													
・アルミニウム製	・50 ・100	・有り ( )																														
・ステンレス製	・150	・無し																														
<p>・くつふきマット</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>受け枠</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼 (SUS304) 製</td> <td>※ステンレス鋼 (SUS304) ・硬質アルミニウム合金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				材質	受け枠	備考	※塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼 (SUS304) 製	※ステンレス鋼 (SUS304) ・硬質アルミニウム合金																							
材質	受け枠	備考																														
※塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼 (SUS304) 製	※ステンレス鋼 (SUS304) ・硬質アルミニウム合金																															
<p>・流し台ユニット</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th colspan="3">寸法(mm)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>W</th> <th>D</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・流し台</td> <td>・1200 ・1500 ・1800</td> <td>・550 ・600 ・650</td> <td>・800 ・850</td> <td>市販品 トラップ付き 天板ステンレス製</td> </tr> <tr> <td>・コンロ台</td> <td>・600</td> <td>・550 ・600 ・650</td> <td>・620 ・670</td> <td>市販品 バックガード有り 天板ステンレス製</td> </tr> <tr> <td>・つり戸棚</td> <td>・1200 ・900</td> <td>・450</td> <td>・500 ・700</td> <td>市販品</td> </tr> <tr> <td>・水切り</td> <td>・1200 ・900 ・600</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>市販品 ステンレス製 ・1 段式</td> </tr> </tbody> </table> <p>品質・性能 JIS A 4420 による 形状 ※図示</p>				材質	寸法(mm)			備考	W	D	H	・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製	・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製	・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品	・水切り	・1200 ・900 ・600	—	—	市販品 ステンレス製 ・1 段式
材質	寸法(mm)			備考																												
	W	D	H																													
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製																												
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製																												
・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品																												
・水切り	・1200 ・900 ・600	—	—	市販品 ステンレス製 ・1 段式																												
<p>・旗竿</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>形式</th> <th>高さ (m)</th> <th>操作方法</th> <th>固定方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※アルミニウム合金製</td> <td>※テーパー式 ・同一断面式</td> <td>・6 ・8 ・10 ・12</td> <td>※ハンドル式 ・ロープ式</td> <td>・埋込式 ・ベース式 ・ハンドル式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				材質	形式	高さ (m)	操作方法	固定方法	備考	※アルミニウム合金製	※テーパー式 ・同一断面式	・6 ・8 ・10 ・12	※ハンドル式 ・ロープ式	・埋込式 ・ベース式 ・ハンドル式																	
材質	形式	高さ (m)	操作方法	固定方法	備考																											
※アルミニウム合金製	※テーパー式 ・同一断面式	・6 ・8 ・10 ・12	※ハンドル式 ・ロープ式	・埋込式 ・ベース式 ・ハンドル式																												
<p>・旗竿受金物</p>	<p>※市販品 材質 ※ステンレス製 (SUS304)</p>																															
<p>・車止めさく</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">形式</th> <th>材質</th> <th>柱径、肉厚(mm)</th> <th>高さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・上下式鎖内蔵式</td> <td>・標準品 ・スリッパ式</td> <td>・アルミ製</td> <td>・φ76.3 t=2.0</td> <td>・GL+700</td> </tr> </tbody> </table>				形式		材質	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)	・上下式鎖内蔵式	・標準品 ・スリッパ式	・アルミ製	・φ76.3 t=2.0	・GL+700																		
形式		材質	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)																												
・上下式鎖内蔵式	・標準品 ・スリッパ式	・アルミ製	・φ76.3 t=2.0	・GL+700																												
<p>・既製躯体不自由者用手すり</p>	<p>材質 ※ステンレス製 表面仕上げ ※塩化ビニル樹脂又はナイロン樹脂 ・HL 仕上</p>																															
<p>●フェンス</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材質</th> <th>形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※格子フェンス (積雪寒冷地用) ・ビニル被覆エキスパンドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェンス ・鋼管フェンス ●ステンレスフェンス</td> <td>※鋼製 (焼付塗装) ・ ・ ・ ●ステンレス製</td> <td>※図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>高さ ●図示</p> <p>●フェンスは下記による。 ステンレスネットフェンスSU-1N型 JFE 建材フェンス(株) 同等 ステンレスネット扉SU-1N-G型 JFE 建材フェンス(株) 同等 ●基礎ブロックは下記による。 基礎ブロック シングル穴 矢崎コンクリート(株) 同等</p>			種別	材質	形状	※格子フェンス (積雪寒冷地用) ・ビニル被覆エキスパンドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェンス ・鋼管フェンス ●ステンレスフェンス	※鋼製 (焼付塗装) ・ ・ ・ ●ステンレス製	※図示																							
種別	材質	形状																														
※格子フェンス (積雪寒冷地用) ・ビニル被覆エキスパンドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェンス ・鋼管フェンス ●ステンレスフェンス	※鋼製 (焼付塗装) ・ ・ ・ ●ステンレス製	※図示																														
<p>・屋外掲示板</p>	<p>材質 ※ステンレス製 形式 ※図示</p>																															
<p>・防壁垂れ壁</p>	<p>・固定式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>高さ (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※網入り磨砕石 ・線入り磨砕石</td> <td>※68</td> <td>※500</td> <td>※列間製枠付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>・可動式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>材質</th> <th>高さ (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・垂直降下式 (巻取り型)</td> <td>※不織布 (不燃認定品)</td> <td>※500 ・800</td> <td>ガイドレール ※固定式 (壁埋入型) ・可動式 (天井収納型)</td> </tr> <tr> <td>・回転降下式</td> <td>鋼板製又は鋼製</td> <td>※500 ・800</td> <td>表面仕上げ ※天井材張り</td> </tr> </tbody> </table>			材質	厚さ (mm)	高さ (mm)	備考	※網入り磨砕石 ・線入り磨砕石	※68	※500	※列間製枠付き	種類	材質	高さ (mm)	備考	・垂直降下式 (巻取り型)	※不織布 (不燃認定品)	※500 ・800	ガイドレール ※固定式 (壁埋入型) ・可動式 (天井収納型)	・回転降下式	鋼板製又は鋼製	※500 ・800	表面仕上げ ※天井材張り									
材質	厚さ (mm)	高さ (mm)	備考																													
※網入り磨砕石 ・線入り磨砕石	※68	※500	※列間製枠付き																													
種類	材質	高さ (mm)	備考																													
・垂直降下式 (巻取り型)	※不織布 (不燃認定品)	※500 ・800	ガイドレール ※固定式 (壁埋入型) ・可動式 (天井収納型)																													
・回転降下式	鋼板製又は鋼製	※500 ・800	表面仕上げ ※天井材張り																													
<p>・ベビーチェア</p>	<p>材質 難燃樹脂 既製品 耐荷重 30kg 形式 ※自立型 ・壁掛け型 取付方法 ※コーナー兼用 ・平面 形状詳細 ※座面可動 ・座面固定</p>																															
<p>・ベビシート</p>	<p>材質 難燃樹脂 既製品 耐荷重 30kg 形式 ※自立型 ・壁掛け型 おむつ台向き ・縦向き ・横向き 形状詳細 ※小型 (スリム)</p>																															
<p>・フィッティングボード</p>	<p>材質 難燃樹脂 既製品 寸法 (mm) 400×50 (使用時 520 内外) ×670 内外 形状詳細 可動式、床面固定型</p>																															
<p>・背てたれ</p>	<p>材質 難燃樹脂 既製品 寸法 (mm) 400×50 (使用時 520 内外) ×670 内外 形状詳細 ロータンク用、壁面固定型</p>																															
<p>・つえフック</p>	<p>材質 樹脂製 既製品 取付方法 壁面固定型</p>																															
<p>・コート掛け</p>	<p>材質 ステンレス製 既製品 シングルフック滑り落ちストッパー付き</p>																															
<p>・全身鏡</p>	<p>寸法 (mm) 300×1,500 t16 ・枠無し ・枠有り (ステンレス製)</p>																															
<p>・モップ掛け</p>	<p>材質 ステンレス製 形状 (mm) □-38×15×12 L=500</p>																															
<p>・パイプ棚</p>	<p>材質 ステンレス製 既製品 寸法 (mm) 500×200 程度</p>																															
<p>・多目的シート</p>	<p>材質 難燃樹脂 既製品 耐荷重 100kg/f 床固定 可動式 手摺付 (頭部クッション) 寸法 (mm) 700×1,400 程度</p>																															
<p>●敷地境界板</p>	<p>●敷地境界板は下記による。 STS 境界用掲示板 (アルミ製) 貼付用 SH-14 STS (株) 同等</p>																															

●SUS製ブルボックス	●SUS製ブルボックスは下記による。 ブルボックス ステンレス製 被せふた 八洲電工(株) 同等
●SUS製エキシンドメタル	●SUS製エキシンドメタルは下記による。 ステンレス (SUS316) エキシンドメタル (特注品) C-45 (XS-63) 稲田金鋼(株) 同等

21章 排水工事

項目	特記事項				
●屋外雨水排水 ●排水管	材料 (212.1.2) (表 212.1.2)				
	材種	管の種類	形状	呼び径	備考
	●速心力鉄筋コンクリート管	外圧管 (1種)	・ B形管	・ 図示	・
	●硬質ポリ塩化ビニル管	●VP		・ 図示	● 75 ● 40
		・ VU		・ 図示	・
		・ RS-VU <b>C</b>		・ 図示	・
	基床の厚さ及び種類 ※図示 硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料 ※接着剤				
	側溝の形状及び寸法 ・ 図示 排水樹の種類 ・ 図示				
	砂地業に用いる材料 ※標準仕様書 212.1 (a) (1) による ・ 図示 砂利地業に用いる材料 ※標準仕様書 212.1 (a) (2) による ・ 図示 コンクリート基礎等に用いる材料 ※標準仕様書 (6.14) により、設計基準強度 18N/mm <sup>2</sup> とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の割合 (容積比) セメント1 : 砂2 : 砂利4程度とする。 ・ 図示 凍上抑制層に用いる材料 ・ 図示 砂の粒度試験 ・ 行う ・ 行わない				

項目	特記事項				
●鋳鉄製ふた	(212.2)				
	名称	種類	適用荷重	鍵	備考
	鋳鉄製マンホールふた	※六角形 ・ 簡易型 (パッキン式) ・ 密閉形 (テーパーパッキン式) ・ 中芯付き密閉形 (テーパーパッキン式)	・ T-2用 ・ T-6用 ・ T-20用	・ 有り ・ 無し	左記以外の品質等は (公社) 空気調和衛生工学会 SHASE-S209 による

項目	特記事項						
●グレーチング	(212.2)						
	材質	形式	用途	適用荷重	メインパッチ	並めつき (付着量)	上面形状
	●鋼製	※受附付き、ボルト固定	・ 溝ふた (横断用) ・ 溝ふた (側溝用) ・ 樹ふた用 ・ U字溝用	・ 歩行用 ・ T-2用 ・ T-6用 ・ T-14用 ・ T-20用	・ 細目 ・ 普通目 ・ 細目	・ ( ) ・ ( )	・ 凹凸形 ・
	●ステンレス製	※受附付き、ボルト固定 ●受附付き	・ 溝ふた (横断用) ・ 溝ふた (側溝用) ・ 樹ふた用 ・ U字溝用	・ 歩行用 ・ T-2用 ・ T-6用 ● T-14用 ・ T-20用	— —	— —	・ 凹凸形 ・ ● 平形 ・

●ステンレス製U字溝溝ふたは下記による。  
ステンレス製 U字溝用 溝蓋 HVMSP 呼び15-10 高さH15 ピッチP10 (スキマS6) 荷重T14(株)長谷川鐵工所 程度

(品質・性能等)  
<鋼製グレーチング>以下のもの又は同等のものとする

項目	品質・性能
メインバー、サイドバー及びエンドプレート	JIS G 3101 SS400
クロスバー	JIS G 3101 SS400 及び JIS G 3505 「軟鋼線材」 SWRM
受け枠用アングル材	JIS G 3101 SS400 及び JIS G 3132 「鋼管用熱間圧延成形鋼管」 SPH-T
溶融亜鉛めっきの付着量	JIS H 8641 「溶融亜鉛めっき」 による環境において溶融亜鉛めっきの付着量が HDZ40 以上又は、HDZ 50 以上
受け枠用アングル材	塗装仕上げとする場合は、樹脂系塗料
アンカー	間隔 側溝の場合 500mm 内外
ふた	幅及び長さの許容差 ±3.0mm
荷重性能	設計荷重の 1.5 倍までの加力に対して、溶接部はすれ等その他の異常がないものとする

<ステンレス製グレーチング>

項目	品質・性能
メインバー、クロスバー	JIS G 4303, JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4308, JIS G 4318 の SUS304 又は JIS G 4304, JIS G 4305 の SUS430JIL
エンドバー、サイドバー	JIS G 4303, JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4308, JIS G 4317, JIS G 4318 の SUS304, JIS G 4320 の SUS304 又は JIS G 4304, JIS G 4305 の SUS430J1L
受け枠用アングル材	JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4317, JIS G 4320 の SUS304 又は JIS G 4304, JIS G 4305 の SUS430J1L
アンカー	JIS G 3101 SS400、塩害の多い地区は塩害に対する防錆処理を行う。 間隔 側溝の場合 500mm 内外
表面仕上げ	2B 程度
ふた	幅及び長さの許容差 ±3.0mm
荷重性能	設計荷重の 1.5 倍までの加力に対して、溶接部はすれ等その他の異常がないものとする

(荷重試験方法)  
設計荷重は以下の通りとする。

歩道区分	荷重種別	側溝用 (kN)	横断溝用 (kN)	加圧面積 (cm)
車道	T-20	78.5	109.8	20×50
	T-14	54.9	76.9	20×50
	T-6	23.5	33.0	20×24
	T-2	7.8	11.0	20×16
歩道	4.903N/m <sup>2</sup> の等分布荷重			

試験材料は、下記の種別ごとに強度計算における応力度が最大となる製品について試験を行う。

- イ) 溝ふた 横断用 T-20~T-2のうち1体  
歩道用 のうち1体  
側溝用 T-20~T-2のうち1体
- ロ) U字溝用 側溝用 T-14~T-2のうち1体  
歩道用 のうち1体

設計荷重を基準として一方向の繰り返し加力を行う。加力速度は、4.903N/s とする。繰り返し加力は3回行った後、残留ひずみ等がないを確認する。その後設計荷重の1.5倍まで加力し、溶接部はすれ等異常の有無について確認する。

項目	特記事項	
●街さよ、縁石、側溝	(213.1.2) (表 213.1)	
	街さよ、縁石、側溝	種類
	・ 縁石 ・ L形側溝 ● U形側溝 ・ U形側溝ふた ・	形状、寸法 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ● 呼び名 150 ・ 図示 ・ 図示
	地業の材料	・ 再生クラッシュラン <b>C</b> ・ 切込砂利及び切込砕石 粒度 ・ 40 (mm) ・ 80 (mm) 砂利地業の厚さ ※100 (mm) ・ 図示 コンクリート基礎等に用いる材料 ※標準仕様書は (6.14) により、設計基準強度 18N/mm <sup>2</sup> とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の割合 (容積比) セメント1 : 砂2 : 砂利4程度とする。 ・ 図示 凍上抑制層に用いる材料 ・ 図示 砂の粒度試験 ・ 行う ・ 行わない

項目	特記事項
●埋戻し土	(212.1) ※B種

●雨水樹	●雨水樹は下記による。 改良樹 本体 : 300型×500H、300型×400H 蓋 : コンクリート蓋 300型蓋 小山工業(株) 同等
------	--

●汚水樹	●汚水樹は下記による。 改良樹 本体 : 180型×300H 蓋 : コンクリート蓋 180型蓋 小山工業(株) 同等
------	--

22章 舗装工事

項目	特記事項		
●路床	(222.2.3.5) (表 222.2)		
	路床の材料	種別	材料
	・ 盛土	・ A種 ・ D種	※B種 ・ C種 ・ 速乾土から再生した処理土 <b>C</b>
	・ 遮断層	・ 川砂 湿気又は良質な山砂 (75µmふるい通過率10%以下)	・ 図示 ・
	・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシュラン <b>C</b> (80mm級) ・ クラッシュラン (80mm級)	・ 図示 ・

	<table border="1"> <tr> <td>・切込み砂利 (80mm級) 又は砕石 (80mm級)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フィルター層</td> <td>・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量6%以下)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・図示</td> </tr> </table> <p>路末安定処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・添加材料による安定処理       <ul style="list-style-type: none"> <li>種類           <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通ポルトランドセメント</li> <li>・高炉セメントB種</li> <li>・フライアッシュセメントB種</li> <li>・生石灰 ( )</li> </ul> </li> <li>添加量           <ul style="list-style-type: none"> <li>kg (目標 CBR : 3以上 )</li> </ul> </li> <li>目標 CBR を満足する添加量の確認方法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定処理土の CBR 試験</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ジオテキスタイル       <ul style="list-style-type: none"> <li>単位面積質量           <ul style="list-style-type: none"> <li>・60g/m<sup>2</sup>以上</li> </ul> </li> <li>厚さ(mm)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・0.5~1.0</li> </ul> </li> <li>引張強度           <ul style="list-style-type: none"> <li>・98N/5cm (10kgf/5cm) 以上</li> </ul> </li> <li>透水係数           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.5×10<sup>-1</sup>cm/sec 以上</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>試験</p> <table border="1"> <tr> <td>砂の粒度試験</td> <td>・行う</td> <td>・行わない</td> </tr> <tr> <td>路末土の支持力比 (CBR) 試験</td> <td>・行う</td> <td>・行わない</td> </tr> <tr> <td>路末締固め度の試験</td> <td>・行う</td> <td>・行わない</td> </tr> <tr> <td>現場CBR試験</td> <td>・行う</td> <td>・行わない</td> </tr> </table>	・切込み砂利 (80mm級) 又は砕石 (80mm級)		・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下)		・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量6%以下)		・図示	砂の粒度試験	・行う	・行わない	路末土の支持力比 (CBR) 試験	・行う	・行わない	路末締固め度の試験	・行う	・行わない	現場CBR試験	・行う	・行わない																																																						
・切込み砂利 (80mm級) 又は砕石 (80mm級)																																																																											
・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下)																																																																											
・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量6%以下)																																																																										
	・図示																																																																										
砂の粒度試験	・行う	・行わない																																																																									
路末土の支持力比 (CBR) 試験	・行う	・行わない																																																																									
路末締固め度の試験	・行う	・行わない																																																																									
現場CBR試験	・行う	・行わない																																																																									
<p>●路盤</p>	<p>(22.3.3.5) (表 22.3.1)</p> <p>路盤の厚さ ※図示 ●車道部 150</p> <p>路盤材料</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砕石</td> <td>・クラッシュラン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・粒度調整砕石</td> </tr> <tr> <td>再生材</td> <td>・クラッシュラン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・粒度調整砕石</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・クラッシュラン鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・水不活性粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> </table> <p>試験</p> <table border="1"> <tr> <td>路盤締固め度の試験</td> <td>※行う</td> <td>・行わない</td> </tr> </table>	種類		砕石	・クラッシュラン		・粒度調整砕石	再生材	・クラッシュラン		・粒度調整砕石		・クラッシュラン鉄鋼スラグ		・粒度調整鉄鋼スラグ		・水不活性粒度調整鉄鋼スラグ	路盤締固め度の試験	※行う	・行わない																																																							
種類																																																																											
砕石	・クラッシュラン																																																																										
	・粒度調整砕石																																																																										
再生材	・クラッシュラン																																																																										
	・粒度調整砕石																																																																										
	・クラッシュラン鉄鋼スラグ																																																																										
	・粒度調整鉄鋼スラグ																																																																										
	・水不活性粒度調整鉄鋼スラグ																																																																										
路盤締固め度の試験	※行う	・行わない																																																																									
<p>●アスファルト舗装</p>	<p>(22.4.2~6) (表 22.4.1.4)</p> <p>アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示</p> <p>材料</p> <p>アスファルト       <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生アスファルト</li> <li>・ストレートアスファルト</li> </ul> </p> <p>骨材       <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路用砕石</li> <li>・アスファルトコンクリート再生骨材</li> </ul> </p> <p>加熱アスファルト混合物等の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>種類</td> </tr> <tr> <td>表層</td> <td>・密粒度アスファルト混合物(13) (車道)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・密粒度アスファルト混合物(13) (歩道)</td> </tr> </table> <p>再生加熱アスファルト混合物等の種類及び標準配合</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>種類</td> <td>アスファルト (%)</td> <td>再生骨材 (%)</td> <td>基準密度</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表層</td> <td>・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (車道)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (車道)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基層</td> <td>再生粗粒度アスファルト混合物(20)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>シーラントの施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行う</li> <li>・行わない</li> </ul> <p>試験</p> <p>アスファルト混合物等の抽出試験       <ul style="list-style-type: none"> <li>・行う</li> <li>・行わない</li> </ul> </p> <p>舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p>	区分	種類	表層	・密粒度アスファルト混合物(13) (車道)		・密粒度アスファルト混合物(13) (歩道)	区分	種類	アスファルト (%)	再生骨材 (%)	基準密度	表層	・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (車道)				・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)				・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (車道)				・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)				基層	再生粗粒度アスファルト混合物(20)																																												
区分	種類																																																																										
表層	・密粒度アスファルト混合物(13) (車道)																																																																										
	・密粒度アスファルト混合物(13) (歩道)																																																																										
区分	種類	アスファルト (%)	再生骨材 (%)	基準密度																																																																							
表層	・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (車道)																																																																										
	・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)																																																																										
	・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (車道)																																																																										
	・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)																																																																										
基層	再生粗粒度アスファルト混合物(20)																																																																										
<p>●コンクリート舗装</p>	<p>(22.5.2~4.6) (表 22.5.1.3)</p> <p>コンクリート舗装の構成及び厚さ</p> <table border="1"> <tr> <td>舗装の種類</td> <td>部位</td> <td>構成</td> <td>厚さ(mm)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート舗装</td> <td>車路及び駐車場</td> <td>・図示</td> <td>・図示 ・150</td> </tr> <tr> <td>歩行者用通路</td> <td>・図示</td> <td>・図示 ・70</td> </tr> </table> <p>縁石立下り寸法等       <ul style="list-style-type: none"> <li>・図示</li> </ul> </p> <p>材料</p> <p>コンクリート       <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準仕様書表 22.5.1 による</li> </ul> </p> <p>早強セメント       <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する</li> <li>・使用しない</li> </ul> </p> <p>注入目地材料       <ul style="list-style-type: none"> <li>※低弾性タイプ</li> <li>・高弾性タイプ</li> </ul> </p> <p>目地</p> <p>種類、間隔、構造       <ul style="list-style-type: none"> <li>※標準仕様書表 22.5.3 及び図 22.5.1 による</li> <li>・図示</li> </ul> </p>	舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)	コンクリート舗装	車路及び駐車場	・図示	・図示 ・150	歩行者用通路	・図示	・図示 ・70																																																															
舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)																																																																								
コンクリート舗装	車路及び駐車場	・図示	・図示 ・150																																																																								
	歩行者用通路	・図示	・図示 ・70																																																																								
	<p>カラー舗装</p> <p>(22.6.2~4) (表 22.6.1)</p> <p>カラー舗装の構成及び厚さ</p> <table border="1"> <tr> <td>カラー舗装の種類</td> <td>部位</td> <td>構成</td> <td>厚さ(mm)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・加熱系</td> <td>・アスファルト混合物</td> <td>・車路</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・石油樹脂系混合物</td> <td>・歩行者用通路</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・常温系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>常温系カラー舗装の着色部の下部       <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト舗装</li> <li>・コンクリート舗装</li> </ul> </p> <p>加熱系混合物に添加する材料       <ul style="list-style-type: none"> <li>・着色骨材 ( )</li> <li>・自然石 ( )</li> </ul> </p> <p>配合</p> <p>総合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul> <p>ニート工法及び塗布工法の配合等</p>	カラー舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)	・加熱系	・アスファルト混合物	・車路	・図示	・石油樹脂系混合物	・歩行者用通路	・図示	・常温系																																																														
カラー舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)																																																																								
・加熱系	・アスファルト混合物	・車路	・図示																																																																								
	・石油樹脂系混合物	・歩行者用通路	・図示																																																																								
・常温系																																																																											
	<p>透水性アスファルト舗装</p> <p>(22.7.2.3.6)</p> <p>構成       <ul style="list-style-type: none"> <li>・図示</li> </ul> </p> <p>材料</p> <p>骨材       <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路用砕石</li> <li>・アスファルトコンクリート再生骨材</li> </ul> </p> <p>試験</p> <p>開口度アスファルト混合物等の抽出試験       <ul style="list-style-type: none"> <li>・行う</li> <li>・行わない</li> </ul> </p> <p>舗装の平坦性 ※著しい凹凸がないもの</p>																																																																										
	<p>ブロック系舗装</p> <p>(22.9.2~3)</p> <p>・コンクリート平板舗装</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>寸法(mm)</td> <td>厚さ(mm)</td> <td>目地材</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>※普通平板 (N)</td> <td>※300角</td> <td>※60</td> <td>※砂</td> <td>表面加工</td> </tr> <tr> <td>・透水平板 (P)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・モルタル</td> <td>・研ぎ出し</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・洗い出し</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・たたき出し</td> </tr> </table> <p>普通平板は (再生材料を用いた舗装用ブロック) とする。ただし、誤差困難な場合は監督職員と協議する。</p> <p>透水平板は (透水性コンクリート) とする。</p> <p>仕上がり面の平坦性 ※歩行に支障のないものとし、コンクリート平板間の段差 3mm 以内とする。</p> <p>・インターロッキングブロック舗装</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>部位</td> <td>形状</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>曲げ強度 (N/mm<sup>2</sup>)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※普通ブロック (N)</td> <td rowspan="2">車路</td> <td>・図示</td> <td>※80</td> <td>※50</td> <td rowspan="2">色彩</td> </tr> <tr> <td>・図示</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・透水性ブロック (P)</td> <td rowspan="2">歩行者用通路</td> <td>・図示</td> <td>※60</td> <td>※30</td> <td rowspan="2">表面加工</td> </tr> <tr> <td>・図示</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>歩行者用選別器に使用する普通ブロックは (再生材料を用いた舗装用ブロック) とする。</p> <p>透水性ブロックは (透水性コンクリート) とする。</p> <p>仕上がり面の平坦性 ※歩行に支障のないものとし、ブロック間の段差 3mm 以内とする。</p> <p>インターロッキング用不織布 (ジオテキスタイル)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する</li> <li>・適用しない</li> </ul> </p> <p>インターロッキング用不織布は、下記の規格とする</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>引張強度</td> <td>・98N/5cm(10kgf/5cm)以上</td> </tr> <tr> <td>単位面積質量</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>透水係数</td> <td>・1.5×10<sup>-1</sup>cm/sec以上</td> </tr> <tr> <td>厚さ(mm)</td> <td>・0.5~1.0</td> </tr> </table> <p>(注) 試験方法は、JIS L 1085 及び JIS A 1218 による。</p> <p>・舗石舗装</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>形状寸法(mm)</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>施工方法</td> <td>基層</td> <td>基層の厚さ(mm)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・小舗石 (花崗岩)</td> <td rowspan="2">・図示</td> <td rowspan="2">・</td> <td>・うろこ張り</td> <td>・コンクリート版</td> <td>※70</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・アスファルト版</td> <td>※50</td> </tr> </table> <p>仕上がり面の平坦性 ※歩行に支障のないものとし、舗石間の段差 3mm 以内</p>	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考	※普通平板 (N)	※300角	※60	※砂	表面加工	・透水平板 (P)	・	・	・モルタル	・研ぎ出し					・洗い出し					・たたき出し	種類	部位	形状	厚さ (mm)	曲げ強度 (N/mm <sup>2</sup> )	備考	※普通ブロック (N)	車路	・図示	※80	※50	色彩	・図示	・	・	・透水性ブロック (P)	歩行者用通路	・図示	※60	※30	表面加工	・図示	・	・	項目	規格値	引張強度	・98N/5cm(10kgf/5cm)以上	単位面積質量	・	透水係数	・1.5×10 <sup>-1</sup> cm/sec以上	厚さ(mm)	・0.5~1.0	種類	形状寸法(mm)	厚さ (mm)	施工方法	基層	基層の厚さ(mm)	・小舗石 (花崗岩)	・図示	・	・うろこ張り	・コンクリート版	※70	・	・アスファルト版	※50
種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考																																																																							
※普通平板 (N)	※300角	※60	※砂	表面加工																																																																							
・透水平板 (P)	・	・	・モルタル	・研ぎ出し																																																																							
				・洗い出し																																																																							
				・たたき出し																																																																							
種類	部位	形状	厚さ (mm)	曲げ強度 (N/mm <sup>2</sup> )	備考																																																																						
※普通ブロック (N)	車路	・図示	※80	※50	色彩																																																																						
		・図示	・	・																																																																							
・透水性ブロック (P)	歩行者用通路	・図示	※60	※30	表面加工																																																																						
		・図示	・	・																																																																							
項目	規格値																																																																										
引張強度	・98N/5cm(10kgf/5cm)以上																																																																										
単位面積質量	・																																																																										
透水係数	・1.5×10 <sup>-1</sup> cm/sec以上																																																																										
厚さ(mm)	・0.5~1.0																																																																										
種類	形状寸法(mm)	厚さ (mm)	施工方法	基層	基層の厚さ(mm)																																																																						
・小舗石 (花崗岩)	・図示	・	・うろこ張り	・コンクリート版	※70																																																																						
			・	・アスファルト版	※50																																																																						
	<p>・砂利敷き</p> <p>(22.10.1) (22.9.2)</p> <p>種別       <ul style="list-style-type: none"> <li>・A種 (施工範囲: ※図示 ・通路 )</li> <li>・B種 (施工範囲: ※図示 ・建物周田 )</li> </ul> </p>																																																																										
	<p>・路面標示用塗料</p> <p>( - )</p> <p>路面標示用塗料は JIS K 5665 による。</p>																																																																										

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)
※3種1号	溶融	粉体状	※白	※150	※1.0
・1種	常温	粉状	・	・100	・
・2種	加熱				
C 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料					
種類	寸法 (mm)	幅 (mm)	色	材質	
身障者用マーク	・W1,300×H1,500 ・W600×H700	線幅100程度	白	・合成ゴム(カウチー入)、裏面粘着剤 ・路面標示用塗料	

23章 植栽及び屋上緑化工事

項目	特記事項																																
・植栽地の確認等	<p>(23.1.3)</p> <p>土壌の水素イオン濃度指数 (pH) 試験 ・行う ・行わない 電気伝導度水溶性塩類 (EC) の試験 ・行う ・行わない</p>																																
・植栽基盤の整備	<p>(23.2.2、4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>植栽</th> <th>工法</th> <th>有効土層の厚さ (cm)</th> <th>整備範囲</th> <th>土壌改良材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・樹木</td> <td>※A種 ・B種 ・C種 ・D種</td> <td>樹高12m以上 (※100・120・150) 樹高7m以上~12m未満 (※80・100) 樹高3m以上~7m未満 (※60・80) 樹高3m未満 (※50・60)</td> <td>・葉張り部分 ※植栽範囲 ・図示 ・</td> <td>・適用する ・適用しない</td> </tr> <tr> <td>※芝、地被類</td> <td>※B種 ・</td> <td>※20 ・</td> <td>・植栽部分 ・図示 ・</td> <td>・適用する ・適用しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>植栽基盤の排水設備 ・設ける (※図示 ・ ) ・設けない</p>	植栽	工法	有効土層の厚さ (cm)	整備範囲	土壌改良材	・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種	樹高12m以上 (※100・120・150) 樹高7m以上~12m未満 (※80・100) 樹高3m以上~7m未満 (※60・80) 樹高3m未満 (※50・60)	・葉張り部分 ※植栽範囲 ・図示 ・	・適用する ・適用しない	※芝、地被類	※B種 ・	※20 ・	・植栽部分 ・図示 ・	・適用する ・適用しない																	
植栽	工法	有効土層の厚さ (cm)	整備範囲	土壌改良材																													
・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種	樹高12m以上 (※100・120・150) 樹高7m以上~12m未満 (※80・100) 樹高3m以上~7m未満 (※60・80) 樹高3m未満 (※50・60)	・葉張り部分 ※植栽範囲 ・図示 ・	・適用する ・適用しない																													
※芝、地被類	※B種 ・	※20 ・	・植栽部分 ・図示 ・	・適用する ・適用しない																													
・植込み用土	<p>(23.2.3)</p> <p>※現場発生土の良質土 ・客土</p>																																
・土壌改良材	<p>(23.2.3)</p> <p>・パーク堆肥C 施工箇所 ※植栽範囲 ・図示 使用量 植栽基盤面積 1 m<sup>2</sup>あたり ( ・50 l ・ )</p> <table border="1"> <tr><td>有機物の含有率 (乾物)</td><td>70%以上</td></tr> <tr><td>炭素窒素比 (C/N比)</td><td>35以下</td></tr> <tr><td>陽イオン交換容量 (乾物)</td><td>70meq/100g以上</td></tr> <tr><td>pH</td><td>5.5~7.5</td></tr> <tr><td>水分</td><td>55~65%</td></tr> <tr><td>幼植物の障害の結果</td><td>生育障害その他以上を認めない</td></tr> <tr><td>窒素全量 (現物)</td><td>0.5%以上</td></tr> <tr><td>りん酸全量 (現物)</td><td>0.2%以上</td></tr> <tr><td>加里全量 (現物)</td><td>0.1%以上</td></tr> </table> <p>施工箇所の土壌および植栽する植物の性質から仕様が不適な場合、及び汚染懸念な場合は監督職員と協議を行うものとする。</p> <p>・汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト) C 施工箇所 ※植栽範囲 ・図示 使用量 植栽基盤面積 1 m<sup>2</sup>あたり ( ・10 l ・ )</p> <p>材料 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第1の基準に適合する原料を使用したもので、植栽環境の調査の結果、書面認められないものとする</p> <table border="1"> <tr><td>有機物の含有率 (乾物)</td><td>35%以上</td></tr> <tr><td>炭素窒素比 (C/N比)</td><td>20以下</td></tr> <tr><td>pH</td><td>8.5以下</td></tr> <tr><td>水分</td><td>50%以下</td></tr> <tr><td>窒素全量 (現物)</td><td>0.8%以上</td></tr> <tr><td>りん酸全量 (現物)</td><td>1.0%以上</td></tr> <tr><td>アルカリ分 (現物)</td><td>15%以下 (ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない)</td></tr> </table> <p>施工箇所の土壌および植栽する植物の性質から仕様が不適な場合、及び汚染懸念な場合は監督職員と協議を行うものとする。</p>	有機物の含有率 (乾物)	70%以上	炭素窒素比 (C/N比)	35以下	陽イオン交換容量 (乾物)	70meq/100g以上	pH	5.5~7.5	水分	55~65%	幼植物の障害の結果	生育障害その他以上を認めない	窒素全量 (現物)	0.5%以上	りん酸全量 (現物)	0.2%以上	加里全量 (現物)	0.1%以上	有機物の含有率 (乾物)	35%以上	炭素窒素比 (C/N比)	20以下	pH	8.5以下	水分	50%以下	窒素全量 (現物)	0.8%以上	りん酸全量 (現物)	1.0%以上	アルカリ分 (現物)	15%以下 (ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない)
有機物の含有率 (乾物)	70%以上																																
炭素窒素比 (C/N比)	35以下																																
陽イオン交換容量 (乾物)	70meq/100g以上																																
pH	5.5~7.5																																
水分	55~65%																																
幼植物の障害の結果	生育障害その他以上を認めない																																
窒素全量 (現物)	0.5%以上																																
りん酸全量 (現物)	0.2%以上																																
加里全量 (現物)	0.1%以上																																
有機物の含有率 (乾物)	35%以上																																
炭素窒素比 (C/N比)	20以下																																
pH	8.5以下																																
水分	50%以下																																
窒素全量 (現物)	0.8%以上																																
りん酸全量 (現物)	1.0%以上																																
アルカリ分 (現物)	15%以下 (ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない)																																
・樹木	<p>(23.3.2)</p> <p>樹種、寸法、株立数等 ※図示 ・</p>																																
・支柱	<p>(23.3.2.3)</p> <p>支柱材 ※丸太 (間伐材) C ・真竹 ・カラ松の焼き丸太 防蟻処理方法 ※加工式防蟻処理丸太材 ・ 形式 ・図示 ・添え柱形 ・鳥居形 ・八つ掛 ・布掛け ・ワイヤ支柱 地下埋設支柱</p>																																
・幹巻き用材料	<p>(23.3.2)</p> <p>材料 ※幹巻き用テープ ・わら及びこも</p>																																

・芝	<p>(23.4.2.3)</p> <p>種類 ・ケンタッキーブルーグラス80%以上 ・ノシバ 芝張りの工法 平地 ・目地張り ※べた張り 切土法面 ・目地張り ※べた張り 盛土法面 ・目地張り ※べた張り</p>												
・吹付け草種	<p>(23.4.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種子の種類</th> <th>発芽率</th> <th>種子の量 (g/m<sup>2</sup>)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カタキア リューグ ス カビツグ レッド フェイ ルド フェイ (種子は3種以上の 混播とする。)</td> <td>※発芽率80%以上</td> <td>1.0g/m<sup>2</sup> 5.0g/m<sup>2</sup> 2.0g/m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>肥料 ※高度化成肥料 (窒素、りん酸、加里の有効成分が共に10%以上で合計40%以上のもの)</p>	種子の種類	発芽率	種子の量 (g/m <sup>2</sup> )	備考	カタキア リューグ ス カビツグ レッド フェイ ルド フェイ (種子は3種以上の 混播とする。)	※発芽率80%以上	1.0g/m <sup>2</sup> 5.0g/m <sup>2</sup> 2.0g/m <sup>2</sup>		・	・		
種子の種類	発芽率	種子の量 (g/m <sup>2</sup> )	備考										
カタキア リューグ ス カビツグ レッド フェイ ルド フェイ (種子は3種以上の 混播とする。)	※発芽率80%以上	1.0g/m <sup>2</sup> 5.0g/m <sup>2</sup> 2.0g/m <sup>2</sup>											
・	・												
・地被類	<p>(23.4.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>コンテナ径</th> <th>単位面積当たりの コンテナ数</th> <th>芽立数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	コンテナ径	単位面積当たりの コンテナ数	芽立数	・	・	・	・				
樹種	コンテナ径	単位面積当たりの コンテナ数	芽立数										
・	・	・	・										
・樹名板	<p>※合成樹脂製 (・立立式 ・樹木添架式)</p>												
・新植、移植 樹木、芝等 の枯保証	<p>(23.3.4.6) (23.4.7)</p> <p>新植樹木 (芝張り、吹付け草種及び地被類を含む) の枯保証の期間は ※引渡しの日から1年 ・無し 移植樹木の枯保証処置を行う期間 ※引渡しの日から1年 ・無し</p>												



	○ 適用																																																																																																	
● 施工調査	○ 事前調査を行う。 調査項目 ( 既存資料調査 ) ( ) 調査範囲 ( ● 図示 ) 調査方法 ( ● 図示 )																																																																																																	
● 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。																																																																																																	
○ 施工区分	図面に特記なき場合は、表-1「施工区分表」及び表-2「施工区分表(2)」による。																																																																																																	
● 耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。  (1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kN] (自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量) に、地盤係数 (1.0とする。) 及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。  ○ 設計用標準水平震度 (特定の施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階 屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>防震支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防震支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階・地下階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防震支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> ○ 設計用標準水平震度 (一般の施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階 屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防震支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防震支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階・地下階</td> <td>機器</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防震支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> 注) 上層階とは2から6階建の場合は、最上階、7から9階建の場合は上層2階、10から12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 中間階は、1階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。 水槽類とは燃料小水槽を含む。 重要機器は、次のものを示す。 ○ 配電盤 ○ 発電装置 (防災用) ○ 直流電源装置 ○ 交流無停電電源装置 ○ 交換機 ○ 自動火災報知受信機 ○ 中央監視制御装置 ○ ○ (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に動くものとする。  ○ 特定建設資材の処理 (1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることか決定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難い場合は、監督職員と協議する。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。 (2) 分別解体の方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>分別解体の方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">○ 建築設備工事</td> <td>○ 手作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 手作業、機械作業併用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○</td> <td>○ 手作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 手作業、機械作業併用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (3) 特定建設資材廃棄物の種類 ○ コンクリート <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ コンクリート及び鉄からなる建設資材 <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ アスファルト・コンクリート <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ 木材 <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> 注) 受入施設は計量装置を有するものとする。 上記以外とする場合は、監督職員と協議する。  ○ 発生材の処理等 (1) 引渡しを要するもの ( ○ 金属類 ○ ○ ○ ) 堆積場所 ● 構内 ○ 指定場所 ( ) 所在地 ( ) 距離 ( km )	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	防震支持の機器	2.0	2.0	水槽類	2.0	1.5	中間階	機器	1.5	1.0	防震支持の機器	1.5	1.5	水槽類	1.5	1.0	1階・地下階	機器	1.0	0.6	防震支持の機器	1.0	1.0	水槽類	1.5	1.0	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機器	1.5	1.0	防震支持の機器	2.0	1.5	水槽類	1.5	1.0	中間階	機器	1.0	0.6	防震支持の機器	1.5	1.0	水槽類	1.0	0.6	1階・地下階	機器	0.6	0.4	防震支持の機器	1.0	0.6	水槽類	1.0	0.6	種類	分別解体の方法	備考	○ 建築設備工事	○ 手作業		○ 手作業、機械作業併用		○	○ 手作業		○ 手作業、機械作業併用		処理数量	t	距離	km												
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器																																																																																															
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5																																																																																															
	防震支持の機器	2.0	2.0																																																																																															
	水槽類	2.0	1.5																																																																																															
中間階	機器	1.5	1.0																																																																																															
	防震支持の機器	1.5	1.5																																																																																															
	水槽類	1.5	1.0																																																																																															
1階・地下階	機器	1.0	0.6																																																																																															
	防震支持の機器	1.0	1.0																																																																																															
	水槽類	1.5	1.0																																																																																															
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器																																																																																															
上層階 屋上及び塔屋	機器	1.5	1.0																																																																																															
	防震支持の機器	2.0	1.5																																																																																															
	水槽類	1.5	1.0																																																																																															
中間階	機器	1.0	0.6																																																																																															
	防震支持の機器	1.5	1.0																																																																																															
	水槽類	1.0	0.6																																																																																															
1階・地下階	機器	0.6	0.4																																																																																															
	防震支持の機器	1.0	0.6																																																																																															
	水槽類	1.0	0.6																																																																																															
種類	分別解体の方法	備考																																																																																																
○ 建築設備工事	○ 手作業																																																																																																	
	○ 手作業、機械作業併用																																																																																																	
○	○ 手作業																																																																																																	
	○ 手作業、機械作業併用																																																																																																	
処理数量	t																																																																																																	
距離	km																																																																																																	
処理数量	t																																																																																																	
距離	km																																																																																																	
処理数量	t																																																																																																	
距離	km																																																																																																	
処理数量	t																																																																																																	
距離	km																																																																																																	

	注) 材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、設計変更について監督職員と協議する。 ( ○ PCBを含む機器類 ( ) ) 搬出場所 所在地 ( ) 距離 ( ) (2) 特別管理産業廃棄物 ○ 鉛蓄電池 <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ アルカリ蓄電池 <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ 廃油 <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ 廃アスベスト <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> (3) 再資源化を図るもの ○ 蛍光灯、水銀灯及び白熱灯 <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>中間処理</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ 小型蓄電池 <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ 硬質塩化ビニル管及び継手 <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ 廃油 <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ コンクリート (有筋) <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ コンクリート (無筋) <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ アスファルト・コンクリート <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> ○ 木材 <table border="1"> <tr> <td>処理数量</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>距離</td> <td>km</td> </tr> </table> (4) その他の発生材 ( ○ ) 処理数量 t km 処理 注) 受入施設は計量装置を有するものとする。 上記以外とする場合は、監督職員と協議する。  ● 建設発生材の処理 ● 構内指定場所に敷出し ○ 構内指定場所ごとの種別 ○ 構外搬出適切な処理 距離 km ○ 構外指定場所ごとの処分 (搬出調書等を提出する。) 受入施設名称 ( ) 所在地 ( ) 距離 km 受入れ時間帯 ( )  ● 足場その他 ● 関係受注者の指定する足場、作業橋の類は、無償で使用できる。 ● 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部足場種別 ※ (A種、B種、C種、D種) ○ E種 ○ F種 ○ G種 外部足場種別 ※ (D種、E種) ・ A種 ○ B種 ○ C種 ○ F種  ○ 仮囲い等 改修標準仕様書によるほか、E-1 図による。  ○ 仮設掘削切切り 仮設掘削切切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種  ○ 既存部分の養生 ○ 別契約の関係受注者の指定する既存部分養生の類は、無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。 既存部分の養生方法は、改修標準仕様書によるほか、E-1 図による。 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ○ 行う (E-1 図による。) ○ 行わない  ○ 図示表示等 (1) 図中における図示記号は、各図中の凡例、E-1 図「I. 図示記号(1)」、 「II. 図示記号(2)」及び別添図による。 (2) 再使用機器に係る「仮取付」は、取外した機器等を一時的に取付け・取外す作業をいう。 (取外する総重量計測及び清掃は、行わない。)  ● 天井仕上区分 室名に ( ) を付けたものは、天井のない部屋 (スラブ天井) を示し、その他は二重天井を示す。  ● 電線本数及び管路等 分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配管管線容量、電線太さ、電線本数及び管路等は、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。  ○ 位置ボックス 位置ボックスを使用して壁に取付ける機器及び電気器具類の工法は、ボックスレス工法によるものとする。  ○ 再使用機器 参照器具の管理は ( ※ 再使用する。 ○ 新品に取替える。 )  ○ はつり 非破壊検査等による壁設備の事前調査を行う場合の調査方法は、鉄筋探査機 (電磁波レーザー法) によるものとし、監督職員に報告とする。 貫通場所等の詳細については、(E-1 図) による。 穿孔機を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探査により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。  ● 仮設掘削工事 仮電源 ● 受変電設備 図示による。 ● 発電設備 図示による。 仮設掘削 図示による。  ○ 砂利地業 ※ 再生クラッシュラン ○ 切込み砂利及び砕石  ● 接地極 接地極は、E-1 図「III. 接地極」による。 接地極上端の埋込深さは、 ○ 0.75m以上 ○ 0.9m以上 ○ 1.2m以上 とする。	処理数量	t	距離	km	処理数量	kg	中間処理	kg	距離	km	処理数量	kg	距離	km	処理数量	kg	距離	km	処理数量	t	距離	km																												
処理数量	t																																																		
距離	km																																																		
処理数量	t																																																		
距離	km																																																		
処理数量	t																																																		
距離	km																																																		
処理数量	t																																																		
距離	km																																																		
処理数量	kg																																																		
中間処理	kg																																																		
距離	km																																																		
処理数量	kg																																																		
距離	km																																																		
処理数量	kg																																																		
距離	km																																																		
処理数量	t																																																		
距離	km																																																		
処理数量	t																																																		
距離	km																																																		
処理数量	t																																																		
距離	km																																																		
処理数量	t																																																		
距離	km																																																		
処理数量	t																																																		
距離	km																																																		

○ 標識シート	地中高圧線には、標識シートを2倍長以上重ね合わせて敷設する。	「照度は、センサーにより自動点滅しています。」とする。 注) 寸法単位は全てmm。																																				
○ マンホール及びハンドホール	※ ケーブル支持金物として、亜鉛めっき軽量形鋼 40×20×10 1.6t L=700 を2本以上又は同等の支持材を取り付ける。 〔寸法単位は全てmm〕 ※ 底部に排水用のゲートを設け、逆流防止弁を取り付ける。																																					
○ 柱上機器	避雷器、高圧カットアウト及びカバレッジ等は、 ( ○ 密閉形 ○ 耐塩形 ○ 重耐塩形 ) とする。																																					
○ 支線	○ 支線A 亜鉛めっき鋼より線 22mm <sup>2</sup> 支線棒 太さ 13mm、長さ 2,500mm 支線用根かせ 軽石ブロック B 埋設深さ 1.5m以上 ○ 支線B 亜鉛めっき鋼より線 38mm <sup>2</sup> 支線棒 太さ 13mm、長さ 2,500mm 支線用根かせ 軽石ブロック C 埋設深さ 1.5m以上																																					
○ 高圧ケーブルの端末処理銘板	屋内外ともに処理者銘板を取り付ける。																																					
○ 高圧ケーブルの屋外端未処理	○ 一般形 ○ 耐塩形 (耐塩カバレッジ形) ○ 重耐塩形																																					
○ 外灯内閉器	外灯ポール内に区分閉器用の引掛防水ゴムコネクタを取り付ける。																																					
○ 地下オイルタンク	タンク室を ( ○ 設ける ○ 設けない ) 工事区分 コンクリート躯体等 ※ 建築工事 乾燥少 ○ 建築工事 杭は、 ○ な し ○ あり (ただし、杭は建築工事) 漏洩油量指示計 ※ 設ける ・ 設けない 屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。																																					
● 機器取付け高さ	機器の取付け高さは、E-1 図「IV機器標準取付け高さ」による。																																					
● 金属製露出配管	金属製の露出配管の仕上げは次による。ただし燃料・潤滑油系、冷却水・温水系及び空気・排気系の配管は、標準仕様書第5編第2章2.1.7.1 配管一般(13)による。 ● 屋外の露出配管は、塗装を施す。(溶接亜鉛めっき仕上げ付着量 550g/m <sup>2</sup> 以上) ○ 次の露出配管は、塗装を施す。 ( ○ 車庫 ○ ○ ○ )																																					
● フラッシュプレート	フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、次による。 ※ 金属製 (ステンレス及び新金属含む。ただし防水型は除く。) ● 樹脂製																																					
○ 二重床内の固定	二重床内に設けるケーブルジョイントボックスは、次による。 ( ※ 床面に固定する。 ○ 床面に固定しない )																																					
○ 発電機回路のコンセント	発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。																																					
○ 電話機への配線	電話器1台につき、次のものを見込む。 ○ EM-TIEFO、65-2C (○ 20m ○ m) ○ EM-BTIEEO、4-2P (○ 20m ○ m) ○ ワイヤプロテクタ 号 1.5m																																					
○ 電界強度測定等	電界強度測定及び受信感度の対象チャンネルは次による。 ※ 地上波 ( ch、 ch、 ch、 ch ) ( ch、 ch、 ch、 ch ) ※ 衛星BS (BS- 1 [151,161]、BS- 3 [171]) (BS-13 [141,181]、BS-15 [101,103]) ○ 衛星CS ( )																																					
● インバータ装置の規約効率	三相可変運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 <table border="1"> <tr> <td>電動機出力 (kW)</td> <td>0.4</td> <td>0.75</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>規約効率 (%)</td> <td>86.0</td> <td>88.5</td> <td>92.0</td> <td>93.0</td> <td>94.0</td> </tr> <tr> <td>電動機出力 (kW)</td> <td>5.5</td> <td>7.5</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>規約効率 (%)</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> <td>94.5</td> <td>95.0</td> <td>95.5</td> </tr> <tr> <td>電動機出力 (kW)</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>45</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>規約効率 (%)</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>備考) 1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」のIP4X、6極定格、50Hz、電圧200Vの電動機を駆動したときの値とする。</p>	電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	規約効率 (%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	電動機出力 (kW)	5.5	7.5	11	15	18.5	規約効率 (%)	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	電動機出力 (kW)	22	30	37	45	-	規約効率 (%)	95.5	95.5	95.5	95.5	-	
電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7																																	
規約効率 (%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0																																	
電動機出力 (kW)	5.5	7.5	11	15	18.5																																	
規約効率 (%)	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5																																	
電動機出力 (kW)	22	30	37	45	-																																	
規約効率 (%)	95.5	95.5	95.5	95.5	-																																	
○ サイン計画	○ 身障者プレート アクリル樹脂透明板 150×150 5t 白地に青色の表示 シルクスクリーン印刷 ○ 緊急叫出プレート アクリル樹脂板 100×50 2t 黒地に白文字 シルクスクリーン印刷 記述内容は、 「気分が悪い方は、このボタンを押してください。」とする。 ○ 人感センサー表示プレート アクリル樹脂板 70×30 3t 白地に黒文字 シルクスクリーン印刷 記述内容は、																																					

表-1 「施工区分表(1)」

他工事(他工種)との取合い		電気設備	機械設備	建築		
貫通部及び開口部	S造及びSRCのはり貫通部	補強及びスリーブ	○	○	※	
	RC造のはり貫通部	補強	○	○	※	
		スリーブ	※	○	○	
	RC造の床及び壁貫通部	補強	○	○	※	
		分電盤用、端子盤用及びアース用 上記以外	仮枠	※	○	○
			スリーブ	※	○	○
	デッキプレートの貫通部	補強	○	○	※	
		切込み	※	○	○	
	軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部	補強	○	○	※	
		補強を要する切込み	○	○	※	
		補強を要しない切込み	※	○	○	
	開口部のでりの補修		※	○	○	
貫通部及び開口部の塵出し		※	○	○		
基礎	基礎本体	設置場所(屋内、屋上及び屋外)にかかわらず次の機器類に関するもの。(架台及びアンカーボルト除く) ・配電盤、制御盤及び発電装置等 ・避雷針(自立取付形) ・テレビアンテナ(自立形)		○	○	※
	架台及びアンカーボルト	※	○	○		
建築関係	床及び天井点検口	○	○	※		
	防虫堤	○	○	※		
	配線ピット及びひらた	○	○	※		
	電動の建具類及びユニット等の制御盤及び電源ボックス以降の配管及び配線(接地線とも)(自動扉、電動シャッター等)	○	○	※		
	自動昇降装置を取り付ける防火戸の切込み、補強及びドアチェック	○	○	※		
	可動割仕切りに取付けるスイッチ及びコンセント等用の切込み	○	○	※		
	軽量鉄骨下地割仕切壁のボックス取付金具及びその取付	※	○	○		
照明器具及び導線等の吊りボルト用インサート	※	○	○			
機械設備関連	換気扇の取付枠	○	※	○		
	別送機器等への接続(直接に接続するもの)	※	○	○		
	別送機器付属の制御盤以降の配管及び配線(接地線とも)	○	※	○		
	別送機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管及び配線(接地線とも)	※	○	○		
	制御盤から別送自動制御盤への電源用配管及び配線(接地線とも)	※	○	○		
	制御盤と別送自動制御盤間の信号線の配管及び配線	○	※	○		
	天井吊り形FCT、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気制御機と操作スイッチとの配管及び配線(接地線とも)	配管 配線	※ ○	○ ※	○ ○	
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管及び配線	※	○	○		
	小便器用節水装置の制御盤以降の配管及び配線(接地線とも)	○	※	○		
	地震感知器、(は)V型濃度計、遠隔虫量支持計及び虫面制御装置以降の配管及び配線	配管 配線	※ ○	○ ※	○ ○	

表-2 「施工区分表(2)」

他工事(他工種)との施工区分	電気設備	IT/サーバー設備	機械設備
EV制御盤(EV機械室内又は昇降路内等)からEV監視室又はEN警報盤までの配管及び配線	○	※	○
点検用コンセント及び煙感知器	※	○	○
動力用電源、照明用電源、接地線、火災警報信号及び防犯設備(館内放送用)からEV制御盤(EV機械室内又は昇降路内等)までの配管及び配線	※	○	○
EV制御盤(EV機械室内又は昇降路内等)からエレベーター内監視カメラまでの配管及び配線	○	※	○
集合保安装置又は端子盤からEV制御盤(EV機械室内又は昇降路内等)までの保守用監視用(電話回線)の配管	※	○	○
緊急地震速報受信装置からEV制御盤(EV機械室内又は昇降路内等)までの地震管制信号用の配管	※	○	○
動力計測k用電力計から自動制御盤までの配管及び配線	○	○	※

機械設備仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 長崎県佐世保市崎辺町

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
局舎	鉄筋コンクリート造	地上1階	***	15項	*築

3. 工事種目 (●印の付いたものを適用する。)

工事種目	工事種別				
	局舎				屋外
●空気調和設備	新設一式				
○暖房設備					
●換気設備	新設一式				
○排煙設備					
●自動消防設備	新設一式				
○衛生器具設備					
○給水設備					
○排水設備					
○給湯設備					
○消火設備					
○厨屋設備					
○ガス設備					
○雨水利用設備					
○浄化槽設備					
●撤去工事	新設一式				

4. 指定部分 (●印の付いたものを適用する。)

- 無
- 有 下記の部分については、平成 年 月 日までに完成させること。  
(対象部分: )

5. 設備概要 (●印の付いたものを適用する。)

方式及び種別	設 備 概 要
空気調和方式	●空気調和 ○ダクト方式 (○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイルダクト併用方式 ○パッケージ方式 ○温風暖房 ○ ○直接暖房 ○熱気暖房 ○温風暖房
主要熱源機器	○鋼製ボイラー ○鋼製簡易ボイラー ○小型貫流ボイラー ○簡易輿流ボイラー ○鋳鉄製ボイラー ○鋳鉄製簡易ボイラー ○温風暖房機 ○真空式温水発生機 ○チリングユニット ○空気熱源ヒートポンプユニット ○吸収冷凍機 ○吸収冷凍水機 ○吸収式温水ユニット ○パッケージ型空気調和機 ○マルチパッケージ型空気調和機 ○
排煙設備	○建築基準法 ○消防法
自動消防方式	●電気式 ○電子式 ○デシタル式
給水方式	○上水 ○井水 ○水道直結方式 ○水道直結増圧方式 ○高置タンク方式 ○受水タンク+ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水 (○分流式 ○合流式) ポンプ排水 ○有 (○汚物 ○雑排水 ○湧水) ○無 建物外成流洗 (1) 汚水 ○直放流下水管 ○浄化槽 (2) 雑排水 ○直放流下水管 ○浄化槽 ○側溝
消火設備の種類	○屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○不活性ガス消火設備 (○ ) ○粉末消火設備 ○連結送水管設備 ○連結灌水器設備
ガスの種類	○都市ガス (種別: 、高位発熱量: MJ/m <sup>3</sup> (N)、 低位発熱量: MJ/m <sup>3</sup> (N)、供給圧力 Pa、 供給事業者名: ) ○液化石油ガス

※対象の場合は既存概要を示す

6. 工事発注区分表

下記の内容を本工事対象外とする。  
なお、当該設計図には本工事対象外の内容が記載されている。

建物名称・工事種目	項目	図面番号

【※本工事対象外の場合、6.工事発注区分表は消滅】

II 工事仕様

1. 共通仕様

- 1) 図面及び仕様仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。  
国土交通省大臣官房官庁營繕部決定の  
公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 平成28年版 (以下、「標準仕様書」という。)  
公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) 平成28年版 (以下、「改修標準仕様書」という。)  
国土交通省大臣官房官庁營繕部決定の公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) 平成28年版 (以下、「標準図」という。)
- 2) 電気設備工事及び建築工事を本工事を含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの特記仕様書を適用する。

2. 特記仕様

- 章、項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。  
なお、特記事項の選択する事項のうち、●印の付かない場合は、●印の付いたものを適用する。

●1章 一般共通事項

項目	特記事項
○ 施工条件	除 雪 ※別途 (協議により設計変更の対象とする) ○適用 排 雪 ※別途 (協議により設計変更の対象とする) ○適用 採暖養生 ※別途 (協議により設計変更の対象とする) ○適用 採暖仮設 ※別途 (協議により設計変更の対象とする) ○適用 文通誘導設備 ※別途 (協議により設計変更の対象とする) ○適用 人・日設置する。
○ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ・風圧力 風速 (V <sub>0</sub> = m/s) (対象機器: ) 地表面粗度区分 ( ) ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区別表 ( ) (対象機器: )
● 環境への配慮	(1) 本工事において、国等による環境物品等の調達に関する法律 (平成12年法律第100号) に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (平成30年2月閣議決定)」 (以下「グリーン購入法基本方針」という。) による特定調達品目の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努める。 なお、本工事において使用する機材のうち、設計図書で定めのあるものについては、グリーン購入法基本方針による。 (2) 建築物の内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の1) から4) を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放熱量」の区分に応じた材料を使用する。 2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3) 接着剤は、可塑性 (フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含む) 低揮発性の可塑性剤を除く) が添加されていない材料を使用する。 4) 1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生量が極めて少ない材料を使用したものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放熱量」の区分において、「規制対象外」とは次の1) 又は2) に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3) 又は4) に該当する材料を指す。 1) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材以外の材料 2) 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4) 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
● 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能のほか、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 下表に示す機材等の製造業者等は、次の1) から6) までの事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。 「機材等」 鋼製簡易ボイラー 遠心送風機 (多翼形送風機) 鋳鉄製ボイラー 斜流送風機 鋼製小型ボイラー 軸流送風機

	<table border="1"> <tr><td>銅製ボイラー</td><td>消音ボックス付送風機</td></tr> <tr><td>真空式温水発生機（銅製・鉄製）</td><td>横形巻心ポンプ</td></tr> <tr><td>無圧式温水発生機（銅製・鉄製）</td><td>立形巻心ポンプ</td></tr> <tr><td>チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニットを含む）</td><td>水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）</td></tr> <tr><td>吸収冷温水機</td><td>風量ユニット（定風量、変風量）</td></tr> <tr><td>吸収冷温水機ユニット</td><td>自動制御システム</td></tr> <tr><td>遠心冷凍機</td><td>衛生器具ユニット</td></tr> <tr><td>冷却塔</td><td>ガラス繊維板製 床カバー（容積組立形）</td></tr> <tr><td>ユニット形空気調和機</td><td>ガラス繊維板製 床カバー（床組立形）</td></tr> <tr><td>ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット</td><td>密閉形循環式延長タンク（空室用・給湯用）</td></tr> <tr><td>コンパクト形空気調和機</td><td>F R P製 円形タンク</td></tr> <tr><td>パッケージ形空気調和機</td><td>スプリンクラー消火システム</td></tr> <tr><td>マルチパッケージ形空気調和機</td><td>不活性ガス消火システム</td></tr> <tr><td>ガスケット型空気調和機</td><td>泡消火システム</td></tr> <tr><td>エアフィルター（円形、折込み形）</td><td>ルーフ上消火システム</td></tr> <tr><td>自動巻取形エアフィルター</td><td>厨房システム</td></tr> <tr><td>電気集じん器</td><td>マンホールふた・弁鎖ふた</td></tr> <tr><td>全熱交換器（回転形、静止形）</td><td></td></tr> <tr><td>全熱交換ユニット</td><td></td></tr> </table>	銅製ボイラー	消音ボックス付送風機	真空式温水発生機（銅製・鉄製）	横形巻心ポンプ	無圧式温水発生機（銅製・鉄製）	立形巻心ポンプ	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニットを含む）	水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）	吸収冷温水機	風量ユニット（定風量、変風量）	吸収冷温水機ユニット	自動制御システム	遠心冷凍機	衛生器具ユニット	冷却塔	ガラス繊維板製 床カバー（容積組立形）	ユニット形空気調和機	ガラス繊維板製 床カバー（床組立形）	ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット	密閉形循環式延長タンク（空室用・給湯用）	コンパクト形空気調和機	F R P製 円形タンク	パッケージ形空気調和機	スプリンクラー消火システム	マルチパッケージ形空気調和機	不活性ガス消火システム	ガスケット型空気調和機	泡消火システム	エアフィルター（円形、折込み形）	ルーフ上消火システム	自動巻取形エアフィルター	厨房システム	電気集じん器	マンホールふた・弁鎖ふた	全熱交換器（回転形、静止形）		全熱交換ユニット			
銅製ボイラー	消音ボックス付送風機																																								
真空式温水発生機（銅製・鉄製）	横形巻心ポンプ																																								
無圧式温水発生機（銅製・鉄製）	立形巻心ポンプ																																								
チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニットを含む）	水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）																																								
吸収冷温水機	風量ユニット（定風量、変風量）																																								
吸収冷温水機ユニット	自動制御システム																																								
遠心冷凍機	衛生器具ユニット																																								
冷却塔	ガラス繊維板製 床カバー（容積組立形）																																								
ユニット形空気調和機	ガラス繊維板製 床カバー（床組立形）																																								
ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット	密閉形循環式延長タンク（空室用・給湯用）																																								
コンパクト形空気調和機	F R P製 円形タンク																																								
パッケージ形空気調和機	スプリンクラー消火システム																																								
マルチパッケージ形空気調和機	不活性ガス消火システム																																								
ガスケット型空気調和機	泡消火システム																																								
エアフィルター（円形、折込み形）	ルーフ上消火システム																																								
自動巻取形エアフィルター	厨房システム																																								
電気集じん器	マンホールふた・弁鎖ふた																																								
全熱交換器（回転形、静止形）																																									
全熱交換ユニット																																									
○ 施工調査	事前調査 ○ 本工事 調査内容 調査項目 ( ) 調査範囲 (○図面：M-○○図 ○ ) 調査方法 (○図面：M-○○図 ○ )																																								
○ 足場その他	施工区分 (○機械設備 ○電気設備 ○建築) ○別表約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 機械設備で設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部足場種別 ※〔A種、B種、C種、D種〕 ○ E種 ○ F種 ○ G種 外部足場種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ F種 ※〔D種、E種〕																																								
○ 仮囲い等	※改修標準仕様書によるほか、図面 (M-○○図) による。																																								
○ 仮設割切	仮設割切種別 ○ A種 ○ B種 ※ C種																																								
○ 既存部分の養生	施工区分 (○機械設備 ○電気設備 ○建築) ○別表約の関係受注者の設置する既存部分養生の類は、無償で使用できる。 機械設備で設置する場合は、 既存部分の養生方法は、改修標準仕様書第1編第3章による。 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ○行う (図面：M-○○図) ○行わない																																								
○ 撤去後の補修及び割切	壁掛け機器、床置き機器、天井付機器撤去跡 ○取付ボルト等の補修 ○見掛け部分はモルタル等で埋め補修を行う ○隠ぺい部分の補修はしない ○壁面天井面の変色等の補修 ○補修を行う (○ただし、仕上げは建築工事) ○補修は行わない ○床の補修 ○補修を行う (○ただし、仕上げは建築工事) ○補修は行わない																																								
○ 支持金物等の撤去	ダクト及び配管等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。																																								
○ 砂床作業	※再生クラッシュラン ○切込み砂床及び砕石																																								
○ 管周囲の保護砂及び埋め戻し土・盛土	管周囲の保護 ※山砂の類 (ただし、コンクリート管の周囲は掘削土の良質土) 埋戻し土・盛土 ※根切り土の中の良質土 ○山砂の類																																								
○ 建設発生土の処理	○構内指定場所に敷均し ○構内指定場所にたい積 ○構外搬出適切な処理 距離 ○○km ○構外指定場所に処分 (搬出調書を提出する。) 受入施設名称 ( ) 所在地 ( ) 距離 ○○km 受入れ時間帯 ( )																																								
○ 特定建設物の処理	(1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることと規定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設物の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約書に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした建設物の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を画面にて監督職員に報告する。  (2) 分別解体の方法 <table border="1"> <tr><td>種 類</td><td>分別解体の方法</td><td>備考</td></tr> <tr><td>○ 建設設備工事</td><td>○ 手作業</td><td></td></tr> </table>	種 類	分別解体の方法	備考	○ 建設設備工事	○ 手作業																																			
種 類	分別解体の方法	備考																																							
○ 建設設備工事	○ 手作業																																								
		<table border="1"> <tr><td>○</td><td>○ 手作業、機械作業併用</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>○ 手作業</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>○ 手作業、機械作業併用</td><td></td></tr> </table>	○	○ 手作業、機械作業併用			○ 手作業			○ 手作業、機械作業併用																															
○	○ 手作業、機械作業併用																																								
	○ 手作業																																								
	○ 手作業、機械作業併用																																								
		<p>(3) 特定建設物廃棄物の種類と再資源化等をする施設</p> <p>○コンクリート 処理数量 t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</p> <p>○コンクリート及び鉄骨から成る建設資材 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</p> <p>○アスファルト・コンクリート 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</p> <p>○木材 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</p> <p>注) 受入施設が計量装置を有する施設とする。 上記以外とする場合は、監督職員と協議する。</p>																																							
○ 発生材の処理等	(1) 引渡しを要するもの ○機器及び金属類 (ただし、保温材は除外) 埋置場所 ○ 構内 ○ 指定場所 ○○○ 所在地 ○○都○○町○○番地 距離 ○○km 注) 金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、必要に応じて設計変更について監督職員と協議する。 (2) 特別管理産業廃棄物 ○廃アスベスト 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( ) ○中間処理 ○最終処理 ○廃油 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( ) ・中間処理 ・最終処理 ○臭化リチウム水溶液等 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( ) ○中間処理 ○最終処理 (3) 再資源化を図るもの ○コンクリート (有筋) 処理数量 t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( ) ○コンクリート (無筋) 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( ) ○木材 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( ) ○アスファルト・コンクリート 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( ) ○硬質塩化ビニル管及び継手 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( ) ○硬質塩化ビニルライニング鋼管及び継手 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( ) (4) その他の発生材 ○ ( ) 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( ) <p>注) 受入施設が計量装置を有する施設とする。 上記以外とする場合は、監督職員と協議する。</p>																																								
		● 機材の承認	機械設備工事機材承認図様式集 (平成28年版) によるほか、監督職員の指示による。																																						
		● 総合調整	調整項目 (測定箇所等は監督職員の指示による。) ● 風量調整 ○ 水量調整 ● 室内外空気の温度の測定 ○ 室内気流及びじんあいの測定 ● 騒音の測定 ○ 飲料水の硬度の測定																																						

● 電動機	換気扇、圧力扇及び外装仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。																																																																				
● 容量等の表示	(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。																																																																				
● 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は、次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)」による。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量)に、地域係数(1.0)及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 ○ 設計用標準水平震度(特定の施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階 屋上及び岩屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階・地下階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> ○ 設計用標準水平震度(一般の施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階 屋上及び岩屋</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階・地下階</td> <td>機器</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。 ○重要機器は次のものを示す。 ( ) (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とする。</p>	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び岩屋	機器	2.0	1.5	防振支持の機器	2.0	2.0	水槽類	2.0	1.5	中間階	機器	1.5	1.0	防振支持の機器	1.5	1.5	水槽類	1.5	1.0	1階・地下階	機器	1.0	0.6	防振支持の機器	1.0	1.0	水槽類	1.5	1.0	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び岩屋	機器	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	1.5	水槽類	1.5	1.0	中間階	機器	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.0	水槽類	1.0	0.6	1階・地下階	機器	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	0.6	水槽類	1.0	0.6
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器																																																																		
上層階 屋上及び岩屋	機器	2.0	1.5																																																																		
	防振支持の機器	2.0	2.0																																																																		
	水槽類	2.0	1.5																																																																		
中間階	機器	1.5	1.0																																																																		
	防振支持の機器	1.5	1.5																																																																		
	水槽類	1.5	1.0																																																																		
1階・地下階	機器	1.0	0.6																																																																		
	防振支持の機器	1.0	1.0																																																																		
	水槽類	1.5	1.0																																																																		
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器																																																																		
上層階 屋上及び岩屋	機器	1.5	1.0																																																																		
	防振支持の機器	2.0	1.5																																																																		
	水槽類	1.5	1.0																																																																		
中間階	機器	1.0	0.6																																																																		
	防振支持の機器	1.5	1.0																																																																		
	水槽類	1.0	0.6																																																																		
1階・地下階	機器	0.6	0.4																																																																		
	防振支持の機器	1.0	0.6																																																																		
	水槽類	1.0	0.6																																																																		
○ 地中埋設等	地中埋設等及び埋設表示用テープは、下記による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地中埋設</th> <th>埋設表示用テープ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水配管</td> <td>※要 ○不要</td> <td>※要 ○不要</td> </tr> <tr> <td>ガス配管</td> <td>※要 ○不要</td> <td>※要 ○不要</td> </tr> <tr> <td>油配管</td> <td>※要 ○不要</td> <td>※要 ○不要</td> </tr> </tbody> </table> 「要」の場合、地中埋設等は図面に示す箇所、埋設表示用テープは屋外埋設部分に適用する。		地中埋設	埋設表示用テープ	給水配管	※要 ○不要	※要 ○不要	ガス配管	※要 ○不要	※要 ○不要	油配管	※要 ○不要	※要 ○不要																																																								
	地中埋設	埋設表示用テープ																																																																			
給水配管	※要 ○不要	※要 ○不要																																																																			
ガス配管	※要 ○不要	※要 ○不要																																																																			
油配管	※要 ○不要	※要 ○不要																																																																			
○ 配管	(1) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。○(a) ○(b) ○(c) (2) 溶接部の非破壊検査 ○不要 ○要( )																																																																				
○ 保温	○多湿箇所は下記による。 ○厨房(天井内は含まない) ○浴室 ○シャワー室 ○ ○共同構内の保温種別は下記による。 ダクト: 配管:																																																																				
● 塗装	下記の金属電線管は塗装を行う。 ○屋内露出 ○屋外露出 露出部分の亜鉛めっき面は、下記の部室のみ塗装を行う。 ○配管( ) ○ダクト( )																																																																				
○ はつり	穿孔機械を使用して既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。 口径は、原則として管の外径(保温されるものにおいて保温厚さを含む。)より20mm程度大きなものとする。 非破壊検査等による埋設物の事前調査を行う場合の調査方法は、鉄筋探査機(電磁波レーダー法)によるものとし、監督職員に報告とする。 ○別途建築工事で調査する範囲(○前壁壁面打箇所 ○)																																																																				
○ 天井仕区分	室に( )を付けたものは、天井のない岩屋(スラブ天井)を示し、その他は二重天井を示す。																																																																				
○ 電線類	電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。																																																																				

○ あと施工アンカーの耐震確認	性能耐震確認 ○行わない ○行う( ) 施工後耐震確認 (改修工事共通仕様書(建築工事編)による性能確認) ○行わない ○行う( )
● 案内板等	機器等の取扱い方法及びシステムを書いた図面(図面A1の図面(枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。 屋外に設置する案内物表示板等の材質はアルミニウム製とする。
○ 施工区分	図面に特記なき場合は、表-1「施工区分表」による。

## ●2章 空気調和設備・暖房設備

項目	特記事項																																								
○ 設定温度	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="4">屋内(調整目標)</th> </tr> <tr> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th></th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>		外気		屋内(調整目標)				温度	湿度	一般系統					温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
	外気		屋内(調整目標)																																						
	温度	湿度	一般系統																																						
	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度																																	
夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																	
冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%																																	
○ ばいり濃度計	○設けない ○設ける(電源はボイラー及び冷温水機制御盤の2次側より取り出す。)																																								
○ ばいり量測定口	※直径80mm以上のフランジ付きとし、短管部を取り付ける。取り付け箇所は煙道の直線部とする。																																								
○ ダクト	○低圧ダクト(○コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法)とする。 ○高圧1ダクト(適用範囲は図面による。)とする。																																								
○ 風量測定口	図面に記載した位置に取り付ける。																																								
○ チャンバー等	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大きさは図面による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けするチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のいよう施工する。 (4) シーリングディフューザー形状出口には、下記の消音チャンバーを設ける。 <table border="1"> <tr> <td>ネック径が200φ以下のもの</td> <td>400×400×250H</td> </tr> <tr> <td>ネック径が200φを超えるもの</td> <td>500×500×300H</td> </tr> </table> GW25tの消音内貼りを行う。 <table border="1"> <tr> <td>BL-S, BL-D</td> <td>200×(長さ+100)×300H</td> </tr> <tr> <td>BL-T, BL-K</td> <td>250×(長さ+100)×300H</td> </tr> </table> (5) 線状吸出口には、下記の消音チャンバーを設ける。 (6) 天井付排気口には排気口ボックスを設ける。寸法特記の無い場合は(排気口寸法+100)×250Hとする。なお、消音内貼りについては特記による。 ○外気取り入れチャンバーには、標準図の施工45シールの施工例(一)、施工46シールの施工例(二)に示すNシール+Aシール+Bシールを行い、最下部に水抜きを設ける。なお、チャンバーの範囲は図面による。	ネック径が200φ以下のもの	400×400×250H	ネック径が200φを超えるもの	500×500×300H	BL-S, BL-D	200×(長さ+100)×300H	BL-T, BL-K	250×(長さ+100)×300H																																
ネック径が200φ以下のもの	400×400×250H																																								
ネック径が200φを超えるもの	500×500×300H																																								
BL-S, BL-D	200×(長さ+100)×300H																																								
BL-T, BL-K	250×(長さ+100)×300H																																								
● ダンパー	(1) 防煙ダンパー、防火防煙ダンパー 復帰方式 遠隔復帰式(定格入力DC2.4V、0.7A以下) (2) ピストンダンパー 復帰方式 遠隔式																																								
○ 定風量ユニット	※風速センサー形 ○メカニカル形																																								
● 配管材料	冷温水管 ○配管用炭素鋼管(白管) 冷熱水管 ○配管用炭素鋼管(白管) 蒸気管(給気) ○配管用炭素鋼管(黒管) (還水) ○圧力配管用炭素鋼管(黒管) Sch40 ○圧力配管用炭素鋼管(黒管) Sch40 ○ 油管(一般) ○配管用炭素鋼管(黒管) ○被覆鋼管 (塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの) (土中) ○ポリエチレン外面被覆鋼管 ○配管用炭素鋼管(黒管) ○ 冷媒管 ●断熱材被覆鋼管 加温用給水管 ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (OSGP-VA OSGP-VB) ○水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (OSGP-PA OSGP-PB) ○水道用ステンレス鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼管 空調用排水管 ○配管用炭素鋼管(白管) ○																																								

	<p>膨脹管、通気管、空気抜き管及び膨脹タンクよりボイラー等への補給水管は通管 用炭素鋼管（白管）とする。 油管にポリエチレン外面被覆管を使用する場合は、原則、溶接接続とし、被覆を 剥がした部分は防食処置を施す。 ボイラーのトランス管及びトランス管に接続する給水管（補給水側の弁まで）は配 管用炭素鋼管（黒管）とする。</p>
○ 弁類	<p>図面に特記なき場合は耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。 冷温水及び冷却水の呼び径65A以上はバフライ弁とする。 油用の仕切弁、逆止弁はマレアップ弁又は蝶弁とする。 ステンレス鋼管に取付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。 ファンコイルユニットと冷水管の接続部（注・選）には、ファンコイルユニット 用ボール弁を取り付ける。 ファンコイルユニットには（・流量調整弁 ・定流量弁）を設置する。</p>
○ 伸縮管継手	鋼管用（○ペローズ形 ○スリッパ形）
○ 防震継手	○合成ゴム製 ○ペローズ形
○ 温度計	<p>次の位置に取付ける。なお、温度計は円形指示計（パイメタル式100mmφ以 上。ただし、ポンプ廻りにおいては75mmφ以上）とする。 ○冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○吸収冷温水機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○ボイラーの温水管（返り） ○空気調和機の冷水管（送り、返り）及び三方弁装置後の 冷水管（返り） ○熱交換器の温水管（送り、返り） ○冷温水ヘッダー（注）及び冷温水ヘッダーの各送水管 ○空気調和機（パッケージ形を含む）のサブライチャンバー、レタンドクト、外気 取入れダクト及びレタンドクト ○その他図面に記載する箇所</p>
○ 圧力計	<p>次の位置に取付ける。 ○冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○空気調和機の冷水管（送り、返り） ○吸収冷温水機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○熱交換器の温水管（送り、返り） ○その他図面に記載する箇所</p>
○ 瞬間流量計及び 測定用タッピング	<p>次の位置に取付ける。なお、瞬間流量計はヒート管方式とし、止水コック付とする。 ○冷凍機の冷水出口 ※固定形 ○着脱形 ○冷凍機の冷却水出口 ※固定形 ○着脱形 ○ボイラー又は熱交換器の温水出口 ※固定形 ○着脱形 ○空気調和機の冷温水入口 ※固定形 ○着脱形 ○冷温水ヘッダーの各送水管 ※固定形 ○着脱形 ○吸収冷温水機の冷温水出口 ※固定形 ○着脱形 ○吸収冷温水機の冷却水出口 ※固定形 ○着脱形 着脱形の流量指示部として（○40A用 個 ○100A用 個 ○250A用 個）は付属とする。</p>
○ 改修工事の試験	<p>・試験範囲（※新築設備 ○既存設備（ ） ○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.2による。） ○</p>
○ 油面制御装置	<p>制御器には（○給油ポンプ制御 ○返油ポンプ制御 ○漏えい検知警報 ○満油警報 ○成油警報 ○過熱警報）の端子を設ける。なお、フロートスイッ チ部と制御器間の配管管径は製造者の標準仕様とする。</p>
○ 地下オイル タンク	<p>タンク室を（○設けない ○設ける） コンクリート躯体 ※別途建築工事 乾砂 ※別途建築工事 杭は、 ○無し ○有り（ただし、杭は別途建築工事）</p>
● 消音内張り	施工する箇所は、図面に記載したダクト及びチャンバー類とする。
● 保溫	<p>○「外気取り入れダクト」、「外気取り入れチャンバー」、「排気チャンバー及び排気 ダクトの外壁より2m」は保溫する。 ○膨脹管及び膨脹タンクよりボイラー等への補給水管の保溫は、標準仕様書第2編 3.1.4の（○冷水管 ○温水管）の項による。 ○建物内の空気抜き管（空気抜き弁まで）の保溫は、標準仕様書第2編3.1.4の（○ 冷水管 ○温水管）の項による。 ○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保溫は、標準仕様書第2編3. 1.5の排水管の項による。 ○蒸気還り管の保溫は行わない。ただし、屋内露出（居室・廊下）の立管は除く。 ○蒸気管及び温水管で室内及び配管内の弁は保溫する。ただし、装置廻りの弁は除 く。外装は冷水及び冷温水用の弁に準ずる。</p>

● 冷媒管の保溫外装 （保溫化粧ケー ス）	使用 範囲	○屋内露出 （一般居室・ 廊下）	○機械室、書 庫、倉庫	○屋外露出 （外壁）	○屋外露出 （屋上）
	材質	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板
注）高耐食溶融亜鉛めっき鋼板は高耐食溶融亜鉛6%アルミニウム-3%マグネ シウムめっき鋼板を示す。					
○ 他の設備項目 の適用	給油設備の当該項目を適用する。				
○ 既設ダクトの 再利用	運転前からの処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等、ほこり等の飛散を防止する対策 ※吹出口廻りの居室内壁面、机、ロッカー等への防じん対策 ○ダクト内清掃				
○ 冷媒の回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収を行った場合は以下の書類を監理職員へ提出する。 (1) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制 法）」に従った場合 (ア) 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類回収証明書 (2) 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に従った場合 (ア) 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し				
○ 絶縁継手	図面の記載位置に取り付ける。				
○ 空調機用 トラップ	形式 ※フロート式				

### ● 3章 換気設備

項目	特記事項										
● ダクト	<p>● 低圧ダクト（●コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ○アングルフランジ工法）とする。 ○高圧1ダクト（適用範囲は図面による。）とする。</p> <p>○外気取り入れダクトには、標準図の施工45シールの施工例（一）、施工46シ ールの施工例（二）に示すNシール+Aシール+Bシールを行い、最下部に水 抜きを設ける。なお、ダクトの範囲は図面による。</p>										
○ 排気フード	<p>排気フードの補強、支持金物、接合材等はアングルフランジ工法ダクトの当該事項 による。 一般易燃排気フード ※別途工事 ○本工事 厨房排気フード ※本工事 ○別途工事</p>										
○ 厨房排気ダクト の板厚等	<p>厨房設備の排気ダクト（亜鉛めっき板）はアングルフランジ工法とし、板厚は次の通り。 矩形ダクト</p> <table border="1"> <tr> <td>ダクトの長辺(mm)</td> <td>板厚(mm)</td> </tr> <tr> <td>450以下</td> <td>0.6以上</td> </tr> <tr> <td>450を超え750以下</td> <td>0.8以上</td> </tr> <tr> <td>750を超え1500以下</td> <td>1.0以上</td> </tr> <tr> <td>1500を超えるもの</td> <td>1.2以上</td> </tr> </table>	ダクトの長辺(mm)	板厚(mm)	450以下	0.6以上	450を超え750以下	0.8以上	750を超え1500以下	1.0以上	1500を超えるもの	1.2以上
ダクトの長辺(mm)	板厚(mm)										
450以下	0.6以上										
450を超え750以下	0.8以上										
750を超え1500以下	1.0以上										
1500を超えるもの	1.2以上										
○ ダクトの断熱	厨房・湯沸器室のフード接続の排気ダクトで天井内に隠れている箇所は、標準仕 様書第2編3.1.5の「排気筒」の項により断熱する。										
● 他の設備項目 の適用	下記のもの、空気調和設備・暖房設備の当該項目を適用する。 風量測定口、チャンバー等、ダンパー、定風量ユニット、消音内張り、保 温。										
○ 既存ダクト の再利用	運転前からの処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等、ほこり等の飛散を防止する対策 ※吹出口廻りの居室内壁面、机、ロッカー等への防じん対策 ○ダクト内清掃										
○ 多湿箇所のシー ルを必要とする排 気ダクトの系統	○厨房系統 ○浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統										

### ○ 4章 排煙設備

項目	特記事項
○ ダクト	○亜鉛めっき板製 ○鋼板製（厚1.6mm）
○ 排煙口の形式	○バネ形（○天井取付 ○壁取付） ○スリット形（○天井取付 ○壁取付） ○ダンパー形（○天井取付 ○ ）
○ 排煙口開放 及び制御方式	○電気式（○常時動作 ○要 ○不要）

○ 排気風量測定	建築設備定期検査業務基準平成20年版（財）日本建築設備・昇降機センター）の排気風量の検査方法に準じる。
----------	---

### ●5章 自動制御設備

項目	特記事項
○ 中央監視 制御装置	○有り（○新設 ○既設） ○無し
○ 制御弁	制御弁の接続口径は、参考とする。
● 電気計装用配線	電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1, 5, 1表4, 1, 1.11による。屋外・屋外露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。天井内隠蔽への配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。

### ○6章 衛生器具設備

項目	特記事項
○ 小異器用 節水装置	洗浄水量は4L/回以下とし、使用状況により洗浄量を制御するものとする。個別感測フラッシュ方式（○小異器一体型 ○埋込形 ○露出形）
○ 自動水栓	○電源供給方式（AC100V） 手動スイッチ ※無 ○有 ○自己発電方式
○ 和風大便器の防 火区画貫通処理	標準図施工66（b）による。
○ 洋風大便器	タンク方式の洗浄水量は65L/回以下とする。

### ○7章 給水設備

項目	特記事項
○ 配管材料	一般 ○水道用ステンレス鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼管 ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（OSGP-VA OSGP-VB OSGP-VD） ○フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管（OSGP-FVA OSGP-FVB） ○水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（OSGP-PA OSGP-PB OSGP-PD） ○フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管（OSGP-FPA OSGP-FPB） ○ 地中 ○水道用ポリエチレン管（1種） ○水道用硬質塩化ビニル管（OVP OH1VP） ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（OSGP-VD ○） ○フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管（OSGP-FVD ○） ○水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（OSGP-PD ○） ○フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管（OSGP-FPD ○） ○水道用ステンレス鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼管 ○水道用ダクタイル鋳鉄管 ○
○ 量水器	○親メーター（○貸与品 ○） ○子メーター（Vルズ式）
○ 量水器材	親メーター用 ○水道事業者の指定品 ○標準図MC形
○ 絶縁継手	図面の記載位置に取り付ける。
○ 弁類	水道直結部分の耐圧はJIS又はJV 10Kとし、その他の部分は5Kとする。呼び径65A以上の弁は、Vタフライ弁とする。ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。
○ 引込納付金等	○不要 ○要（○別途工事 ○本工事）
○ 水栓柱	○アルミニウム合金製 ○合成樹脂製 ○ステンレス製
○ 管の埋設深さ	管の地中埋設深さ（管の上端深さ）は原則として、※水道事業者の指定深さ（ ） OGL-
○ 改修工事の試験	・試験範囲（※新設配管 ○既存配管（ ） ○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2, 7, 3による。）
○ 給水管の洗浄	建物内給水管の洗浄を、高圧洗浄等により行う。

### ○8章 排水設備

項目	特記事項
○ 配管材料	屋内汚水管（屋外第1樹まで） ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○排水・通気用管 ○排水用ノントールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ○ 屋内雑排水管（屋外第1樹まで） ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○配管用炭素鋼管（白管） ○排水・通気用鉛管 ○排水用ノントールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ○ 通気管 ○配管用炭素鋼管（白管）  屋外汚水 雑排水管 ○遠心力鉄筋コンクリート管 ○ビニル管（RS-VU又はREP-VU） ○硬質ポリ塩化ビニル管（VU）
○ 台所流し等の 排水管	流し等の床上の配管は、ビニル管でもよい。
○ 継手	排水用鋼管どう継手（MDジョイント）はクッションパッキン付とする。
○ 樹	インバート樹、ため樹、フロー樹及び5た等の形状、寸法は図面による。
○ 満水試験継手	図面の記載位置に取り付ける。
○ 放流納付金等	○不要 ○要（○別途工事 ○本工事）
○ 保温	通気管の外壁より2mは保温する。
○ 改修工事の試験	○試験範囲（※新設配管 ○既存配管（ ） ○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2, 7, 4による。） ○
○ 既設配管の洗浄	撤去を行う既設汚水管及び雑排水管は、撤去前に管内洗浄を行う。

### ○9章 給湯設備

項目	特記事項
○ 配管材料	○水道用ステンレス鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼管
○ 絶縁継手	図面の記載位置に取り付ける。
○ 弁類	図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。呼び径65A以上の弁は、Vタフライ弁とする。ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。
○ 改修工事の試験	○試験範囲（※新設配管 ○既存配管（ ） ○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2, 7, 3による。） ○
○ 保温	湯沸器の給排気筒（二重管を含む）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第2編3, 1, 5表2, 3, 5のh・(イ)・Ⅸとする。
○ 給湯機器の固定	給湯機器の固定は、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成24年12月12日国土交通省告示第1447号）による。

### ○10章 消火設備

項目	特記事項
○ 配管材料	一般 ○屋内消火栓 ○配管用炭素鋼管（白管） ○連結放水 ○配管用炭素鋼管（白管） ○連結放水 ○配管用炭素鋼管（白管） ○ 地中 ○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（OSGP-VS ○） ○
○ 屋内消火栓種別	○易操作型1号消火栓 ○1号消火栓 ○広範囲型2号消火栓 ○2号消火栓
○ 弁類	図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。
○ 屋内消火栓 開閉弁	○10K
○ 改修工事の試験	○試験範囲（※新設配管 ○既存配管（ ） ○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2, 7, 5による。） ○

011章 厨房設備

項目	特記事項
○ 機器の寸法	概算寸法とする。
○ 機器の機能等	図面による。

012章 ガス設備

項目	特記事項
○ 配管材料	都市ガスの配管材料は、ガス事業者の供給規定による。 一般 ○配管用炭素鋼管(白管) 地中 ○ 液化石油ガス 一般 ○配管用炭素鋼管(白管) 地中 ○
○ 都市ガス	ガスメーター 親メーターはガス事業者よりの貸与品、子メーターは貸取りとする。 引込負担金 ○不要 ○要(※別途工事 ○本工事)
○ 液化石油ガス	ガスボンベ ○買取り ○借用 ガスメーター ○買取り ○借用 集合装置 ○標準図施工7.2、7.3による。 本組 ボンベ置場のコンクリート基礎 ○別途工事 ○本工事 転倒防止用の容器固定具 ※本工事
○ ガス漏れ警報器	○本工事 ○別途電気設備工事 外部警報端子(○無 ○有)
○ 埋設深さ	○ガス事業者の指定深さ( ) OGLー
○ 塗装	建物内の外面被覆管を除くすべての配管は標準仕様書第2編3.2.1.4の鋼管及び継手露出の項により塗装する。
○ 改修工事の取扱い	○新規範囲(※新築範囲) ○既存配管( ) ○システム全体 ※(取扱い方法は、改修標準仕様書第6編2.2.6又は2.3.6による。) ○

013章 雨水利用設備

項目	特記事項
○ 配管材料	一般 ○水道用ステンレス鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼管 ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (OSGP-VA OSGP-VB OSGP-VD)
○ 弁類	図面に特記なき場合は、JIS又はJVV 5Kとする。 呼び径65以上の弁は、バタフライ弁とする。 ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。

014章 浄化槽設備

項目	特記事項
○ 形式及び仕様	図面による。

015章 給油設備

項目	特記事項
○ 油の種類	灯油
○ 油タンク	市販品(○490L型 ○950L型) 付属品共
○ 配管材料	被覆鋼管(塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの)
○ 埋設深さ	※GL-500
○ 改修工事の取扱い	○新規範囲(※新築範囲) ○既存配管( ) ○システム全体 ※(取扱い方法は、改修標準仕様書第2編2.7.2による。)

016章 撤去工事

項目	特記事項
● 撤去内容	別図による。
● 発生材の処理	現場処理による。

表-1 施工区分表

他工事(他工程)との取合い		機械端	電気端	建築	
開口部	S・SRC部まりの真鍮部	補強及びスリーブ	○	○	※
	RC部まりの真鍮部	補強	○	○	※
		スリーブ	※	○	○
	RC部・壁の真鍮部	補強	○	○	※
		スリーブ	※	○	○
		型枠	○	○	※
	テックプレート部の真鍮部	補強	○	○	※
		切込み	※	○	○
	軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部	補強	○	○	※
		補強を要する切込み	○	○	※
	補強を要しない切込み	※	○	○	
開口部の穴埋め補修			※	○	○
貫通部・開口部の塵出し			※	○	○
機器の基礎	基礎本体	設置場所(屋内、屋上及び屋外)にかかわらず次の機器類に関するもの。(架台及びアンカーボルトを除く) ・熱源機器、ポンプ、空冷機、送風機等 ・受水タンク、高置タンク	○	○	※
	架台及びアンカーボルト		※	○	○
機密設備機器、ダクト、配管等の吊りボルト用インサート			※	○	○
建築関係	外部取付カバー(ダクト、チャンパーの接続用フランジを含む)		○	○	※
	換気扇の取付枠		※	○	○
	床下水槽のマンホールふた		○	○	※
	流し台(排水トラップ共)		○	○	※
	湯沸室の排気フード		○	○	※
	床及び天井点検口		○	○	※
	防虫堤		○	○	※
電気関係	機器付属の制御盤以降の配管及び配線(接地線とも)		※	○	○
	機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管及び配線(接地線とも)		○	※	○
	自動制御盤から別途制御盤への電源用配管及び配線(接地線とも)		○	※	○
	自動制御盤と別途制御盤間の信号線の配管及び配線		※	○	○
	天井吊り形FCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作パネルとの渡り配管配線(接地線とも)	配管	○	※	○
		配線	※	○	○
	煙換気器から運動制御盤を経て防煙ダンパーに至る配管及び配線		○	※	○
小規模用節水装置の制御盤以降の配管及び配線(接地線とも)		※	○	○	
地震感知器、はし、V型垂度計、遠隔油量指示計及び油面制御装置の各二次側配管配線	配管	○	※	○	
	配線	※	○	○	

(参考) 表-0 「機材等」

このページは特記仕様書に含まれない。

1章 一般共通事項 4材料機材の品質等「機材等」下表に必要事項を転記後、削除すること。

鋼製給湯ボイラー	遠心送風機(多翼形送風機)
鋳鉄製ボイラー	斜流送風機
鋼製小型ボイラー	軸流送風機
鋼製ボイラー	消音ボックス付送風機
真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)	横形遠心ポンプ
無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)	水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
チリングユニット(空気冷却源)	立形遠心ポンプ
ヒートポンプユニット(を含む)	吹出口・吸入口
吸収冷凍水機	風量ユニット(定風量、変風量)
吸収冷凍水機ユニット	自動制御システム
遠心冷凍機	衛生器具ユニット
冷却塔	FRP製バルブタンク
ユニット形空調機	密閉形膜式蒸気タンク(空調用・給湯用)
ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット	スルミ鋼製鋼製 羽根(溶接組立形)
コンパクト形空調機	スルミ鋼製鋼製 羽根(ボルト組立形)
パッケージ形空調機	スプリンクラー消火システム
マルチパッケージ形空調機	泡消火システム
ガスエンジンヒートポンプ式空調機	ハロゲン化物消火システム
エアフィルター(円筒形、折込み形)	厨房システム
自動循環型エアフィルター	マンホールふた・弁軸ふた
電気集じん器	
全熱交換器(回転形、静止形)	
全熱交換ユニット	



# 平成 31 年度原子力艦環境放射能測定調査施設（佐世保港崎辺（2号）局）

## 更新工事 解体工事特記仕様書

### I 工事概要

1. 工事場所 長崎県佐世保市崎辺町
2. 敷地面積
3. 工事種目
4. 指定部分
  - ・なし
  - ・あり 次の部分については平成 年 月 日までに行うこととする。  
(対象部分： )

### II 解体工事仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書（建築工事編）（平成 24 年版）」（以下「解体共通仕様書」という。）による。

図面、本特記仕様書及び解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成 28 年版）[平成 28 年 3 月改定]」（以下「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成 28 年版）[平成 28 年 3 月改定]」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

(2) 本特記仕様書の表記

- 1) 項目は、●印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。
  - 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
  - 印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
- 3) 特記事項に記載の《 . . . 》内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 3) 特記事項に記載の [ . . . ] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 4) 特記事項に記載の ( . . . ) 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 5) [G]印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 28 年 2 月変更閣議決定）」に定める判断の基準を満たす物品を示す。
- 6) 標準仕様書、改修標準仕様書又は解体共通仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守《1.1.13》の規定を優先する。
- 7)  印は設計変更を示し、枠内数字は変更回数を示す。



## 1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
<p>・適用基準</p>	<p>1) 図面、本特記仕様書、解体共通仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成28年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部</li> <li>・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成28年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部</li> <li>・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部</li> <li>・公共建築設備工事標準仕様書標準図（電気設備工事編）（平成28年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境部</li> <li>・公共建築設備工事標準仕様書標準図（機械設備工事編）（平成28年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境部</li> </ul> <p>2) 本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。 建築工事標準詳細図（平成28年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課</p>
<p>・施工条件</p>	<p>除 雪 ※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用</p> <p>排 雪 ※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用</p> <p>交通誘導警備員 ※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用 ○○人日配置する。</p>
<p>・施工数量 調査</p>	<p style="text-align: right;">《1.4.2》</p> <p>調査範囲 ※図示 ・</p> <p>調査内容（ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※図示 ・</p> <p>調査報告書 提出部数：※2部 ・</p>

## 2章 仮設工事

項 目	特 記 事 項
・騒音、粉塵等の対策	《2.2.1》 1) 騒音、粉じん等の対策 ※防音パネル      ・防音シート      ・養生シート 2) 設置範囲及び高さ等 ※図示                      ・
・仮囲い	《2.2.2》 ※図示
・足場その他	《2.2.2》 [2.2.1] [表 2.2.1] 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。  内部足場    ・設置する（※脚立、足場板等    ・    ）    ・設置しない 外部足場    ・設置する    ・設置しない 防護シート    ・設置する    ・設置しない ・材料、撤去材等の運搬方法 種別（ ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種） C種：利用可能なエレベーター   （                      ） D種：利用可能な階段                     （                      ）

## 3章 解体施工

項 目	特 記 事 項
・ 施工調査	《3. 1. 3》 解体施工に係る施工調査 ※行う ・ 行わない
・ 事前措置	《3. 2. 1》 浄化槽、排水槽、便槽等の解体 残留物の処理 ・ 本工事に含む（処理方法は図示による） ・ 別途工事 清掃、消毒 ・ 本工事に含む ・ 別途工事 オイルタンク、油管等の処理 残留物の処理 ・ 本工事に含む（処理方法は図示による） ・ 別途工事 清掃、消毒 ・ 本工事に含む ・ 別途工事
・ 杭の解体	《3. 9. 2》 杭の撤去 ・ 行う ・ 行わない 解体方法 ・ 引き抜き工法 ・ 破碎 引き抜いた杭の処理 ・ 4章「発生材の処理」による ・
・ 樹木等	《3. 10. 1》 伐採抜根及び移植 ・ 行う（※図示 ・ ） ・ 行わない
・ 地中埋設物及び埋設配管	《3. 11. 1》 地中埋設物及び埋設配管の解体 ・ 行う（※図示 ・ ） ・ 行わない
・ 解体後の整地	《3. 12. 1》 埋戻し、盛土及び整地 ・ 行う ・ 行わない 整地高さ ※図示 ・ 現状G L 埋戻し及び盛土の材料 ・ 山砂の類 ・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層 30 cm度毎に締め固めること。

## 4章 建設廃棄物の処理

項 目	特 記 事 項																																														
・ 特定建設資材	<p style="text-align: right;">《4.4.1》</p> <p>1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事であるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。</p> <p>また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。</p> <p>2) 分別解体の方法</p> <table border="1" data-bbox="363 712 1469 1173"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 712 507 757"></th> <th data-bbox="507 712 730 757">工程</th> <th data-bbox="730 712 1185 757">作業内容</th> <th data-bbox="1185 712 1469 757">分別解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 757 507 837">・ 解体工事</td> <td data-bbox="507 757 730 837">① 建築設備・内装材等</td> <td data-bbox="730 757 1185 837">建築設備、内装材の取り外し</td> <td data-bbox="1185 757 1469 837">・ 手作業 ・ 機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="507 837 730 918">② 屋根ふき材</td> <td data-bbox="730 837 1185 918">屋根ふき材の取り外し</td> <td data-bbox="1185 837 1469 918">・ 手作業 ・ 機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="507 918 730 999">③ 外装材・上部構造部分</td> <td data-bbox="730 918 1185 999">外装材、上部構造部分の取り壊し</td> <td data-bbox="1185 918 1469 999">・ 手作業 ・ 機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="507 999 730 1079">④ 基礎・基礎ぐい</td> <td data-bbox="730 999 1185 1079">基礎、基礎ぐいの取り壊し</td> <td data-bbox="1185 999 1469 1079">・ 手作業 ・ 機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="507 1079 730 1173">⑤ その他 ( )</td> <td data-bbox="730 1079 1185 1173">その他の取り壊し</td> <td data-bbox="1185 1079 1469 1173">・ 手作業 ・ 機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>手作業・機械作業を併用する範囲 ※図示 手作業・機械作業を併用する理由 建築設備の取り外し ( ) 内装材等の取り外し ( ) 屋根ふき材の取り外し ( )</p> <p>3) 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設</p> <table border="1" data-bbox="363 1464 1469 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1464 595 1545">特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th data-bbox="595 1464 746 1545">処理数量 (t)</th> <th data-bbox="746 1464 994 1545">再資源化等をする 施設の名称</th> <th data-bbox="994 1464 1469 1545">所在地、距離 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1545 595 1626">コンクリート</td> <td data-bbox="595 1545 746 1626"></td> <td data-bbox="746 1545 994 1626"></td> <td data-bbox="994 1545 1469 1626"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1626 595 1760">コンクリート 及び鉄から成 る建設資材</td> <td data-bbox="595 1626 746 1760"></td> <td data-bbox="746 1626 994 1760"></td> <td data-bbox="994 1626 1469 1760"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1760 595 1841">木材</td> <td data-bbox="595 1760 746 1841"></td> <td data-bbox="746 1760 994 1841"></td> <td data-bbox="994 1760 1469 1841"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1841 595 1921">アスファルト・コンクリート</td> <td data-bbox="595 1841 746 1921"></td> <td data-bbox="746 1841 994 1921"></td> <td data-bbox="994 1841 1469 1921"></td> </tr> </tbody> </table> <p>届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設（同種の再資源化等を行う施設に限る。）を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。</p>				工程	作業内容	分別解体の方法	・ 解体工事	① 建築設備・内装材等	建築設備、内装材の取り外し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用		② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用		③ 外装材・上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用		④ 基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用		⑤ その他 ( )	その他の取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用	特定建設資材 廃棄物の種類	処理数量 (t)	再資源化等をする 施設の名称	所在地、距離 (km)	コンクリート				コンクリート 及び鉄から成 る建設資材				木材				アスファルト・コンクリート			
	工程	作業内容	分別解体の方法																																												
・ 解体工事	① 建築設備・内装材等	建築設備、内装材の取り外し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用																																												
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用																																												
	③ 外装材・上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用																																												
	④ 基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用																																												
	⑤ その他 ( )	その他の取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用																																												
特定建設資材 廃棄物の種類	処理数量 (t)	再資源化等をする 施設の名称	所在地、距離 (km)																																												
コンクリート																																															
コンクリート 及び鉄から成 る建設資材																																															
木材																																															
アスファルト・コンクリート																																															

・発生材の処理等	《4.1.1～4.5.1》
	<p>1) 引渡しを要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属類</li> <li>・ PCBを含む機器類 ( )</li> <li>・ PCB含有シーリング材 使用箇所 ( ) <b>【注：事前に判明している場合のみ記載】</b></li> </ul> <p>※金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、設計変更について監督職員と協議する。</p>
	<p>2) 現場において再利用を図るもの 建設汚泥 再利用の方法 ( )</p>
	<p>3) 再資源化を図るもの <b>【注：建り法対象工事の場合は特定建設資材を削除する。】</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンクリート 処理数量 t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスファルト・コンクリート 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型蓄電池 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蛍光ランプ及びH I Dランプ 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 硬質塩化ビニル管及び継手 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃せっこうボード 処理数量 ( ) t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ( )</li> <li>・ ガラス</li> </ul>

- 処理数量 ( ) t  
 搬出先施設名、住所、距離 (km)  
 ( )
- 4) せっこうボード（再生資源化を図らないもの）
- ・石綿含有せっこうボード  
 処理数量 ( ) t  
 搬出先施設名、住所、距離 (km)  
 ( )  
 ※埋立処分（管理型最終処分場）
  - ・ひ素、カドミウム含有せっこうボード  
**【注：現場説明書【発生材】1が判明している場合に記載。】**  
 処理数量 ( ) t  
 搬出先施設名、住所、距離 (km)  
 ( )  
 ・製造業者に回収委託 ・埋立処分（管理型最終処分場）
  - ・石綿、ひ素、カドミウム含有以外のせっこうボード  
 処理数量 ( ) t  
 搬出先施設名、住所、距離 (km)  
 ( )  
 ※埋立処分（管理型最終処分場）
- 5) その他の発生材
- ・石綿含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形版  
 処理数量 ( ) t  
 搬出先施設名、住所、距離 (km)  
 ( )  
 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設）
  - ・除去したアスベスト含有吹付け材等  
 処理数量 ( ) t  
 搬出先施設名、住所、距離 (km)  
 ( )  
 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設）
  - ・除去したアスベスト含有保温剤  
 処理数量 ( ) t  
 搬出先施設名、住所、距離 (km)  
 ( )  
 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設）
  - ・CCA処理木材（クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材）  
 処理数量 ( ) t  
 搬出先施設名、住所、距離 (km)  
 ( )
  - ・ ( )  
 処理数量 ( ) t  
 搬出先施設名、住所、距離 (km)  
 ( )





	・行う      ・行わない	
・ダイオキシン類	サンプリング調査 ・行う      ・行わない 廃棄物の焼却施設の解体方法及び処分方法 ・図示      ・	《5.4.7》



※解体共通仕様書 6.3.2 による

・

除去したアスベスト含有吹付け材等の固形化

- ・ 行う
- ・ 行わない

アスベスト含有建材、アスベスト含有吹付け材の処分

4章 建設廃棄物の処理による。

## 7章 特殊な建設副産物の処理

項 目	特 記 事 項
・ 施工調査	<div style="text-align: right;">《7.1.3》</div> 特殊な建設副産物の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行う</li> <li>・ 行わない</li> </ul>
・ 特殊な建設副産物の回収及び処分	<div style="text-align: right;">《7.3.1》</div> 特殊な建設副産物の回収及び処分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フロン               <ul style="list-style-type: none"> <li>対象機器名称 ( )</li> <li>搬出先業者又は施設名、住所、距離 (km)</li> <li>( )</li> </ul> </li> <li>・ ハロン               <ul style="list-style-type: none"> <li>対象機器名称 ( )</li> <li>搬出先業者又は施設名、住所、距離 (km)</li> <li>( )</li> </ul> </li> <li>・ イオン化式感知器               <ul style="list-style-type: none"> <li>対象機器名称 ( )</li> <li>搬出先業者又は施設名、住所、距離 (km)</li> <li>( )</li> </ul> </li> <li>・ 六ふっ化硫黄 ( S F <sub>6</sub> ) ガス               <ul style="list-style-type: none"> <li>対象機器名称 ( )</li> <li>搬出先業者又は施設名、住所、距離 (km)</li> <li>( )</li> </ul> </li> <li>・               <ul style="list-style-type: none"> <li>対象機器名称 ( )</li> <li>搬出先業者又は施設名、住所、距離 (km)</li> <li>( )</li> </ul> </li> </ul>

【 様 式 1 】

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁 担当者殿

質 問 書

「平成31年度原子力艦環境放射能調査設備（佐世保港崎辺（2号）局）更新整備に係る設計業務」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

〈質問箇所について〉

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、本件入札参加事業者の全てに公表する。（電話等による個別回答はしない。）但し、質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報、原子力規制委員会原子力規制庁の支障をきたすものに関する内容については、公表しない。